

〈論文〉

1913年連邦準備法と共和党主導の 預金保証＝保険条項論争 —FDIC形成への源流—〔上〕

坂 本 正

要 旨

本稿ではこの1913年連邦準備法の成立過程で提起された銀行預金の保証＝保険（以下預金保証＝保険）論争が1933年のFDICの形成につながる源流として重要な意義を持つものであることを提起する。

1913年連邦準備法は、共和党政権下でそれまでの通貨・銀行改革論争を総括する形で民主党政権の下、新たにアメリカ型中央銀行を構築しようとするものであった。通説的な理解ではそれは、1908年オールドリッチ＝ブリーランド法とその後のオールドリッチ主導の全国通貨委員会の下で成立した1911年オールドリッチ・プランを批判的に継承する形でなされた。しかし、連邦準備法形成においてファウラーの役割を看過すべきではない。

預金保証＝保険を銀行改革に基軸の一つに据えたファウラーは1908年オールドリッチ＝ブリーランド法形成過程で排除され、オールドリッチ提唱の中央銀行プランに対して中央銀行反対の立場から彼が「連邦準備法の最初の草稿」と呼ぶ1910年連邦準備銀行プランを提出した。1912年末にはファウラー・プランがグラス法案のベースになるとの報道もされるほど注目されたが、その継承性は検討されてこなかった。そのため、研究史では看過されたが、ファウラー・プランは〈預金者を含む銀行改革〉としての初の連邦準備法試案であった。預金保証プランは排除されたが、銀行制度改革論としては、クリアリングハウスの体系化構想としてオールドリッチ・プランに先行するだけでなく類似性が強く、そのアイデアはグラス法案に影響を与えたものでもあった。本稿ではファウラー・プランのその先行的意義を強調したい。

オールドリッチ・プランは、通貨論から中央銀行論へのオールドリッチの劇的な政策変化を示す提起であったが、内実はオールドリッチ＝ブリーランド法との断絶ではなく、オール

ドリッチ=ブリーランド法を継承したアメリカ型中央銀行プランであった。

オールドリッチ=ブリーランド法は、〈預金者を含む銀行改革〉を排除した〈通貨による銀行改革〉として金融危機に対応する暫定的な通貨システムを提示したが、その後オールドリッチ・プランはオールドリッチ=ブリーランド法の全国通貨協会条項を拡大発展させる方向でクリアリングハウス・システムをベースにアメリカ型の中央銀行論を模索したのである。そしてそこにおいても1908年オールドリッチ=ブリーランド法に至る通貨改革論で提起され排除された預金保証=保険問題を〈預金者を含む銀行改革〉として中央銀行論に取り込むことはなかった。つまり金融恐慌から排除される預金者を金融制度に包摂する〈金融包摂〉の視点を政策的に持つことはなかったのである。

だが、1913年の連邦準備法をめぐる通貨・銀行改革では初めて預金保証=保険条項が一大争点になった。特に預金保証=保険条項を盛り込んだ上院法案はオーエン法案として銀行委員会委員長である民主党のオーエンのヘゲモニーの下でまとめられ、当時の銀行改革論争の最大の争点であった。だが、その上院案の預金保証=保険条項は両院協議会に持ち込まれたものの同じく民主党の下院銀行委員会委員長であるグラスの強い要請で大した議論にもならず、あっけなく削除される形で政治決着することになった。そのため、預金保証=保険論争は民主党内部のオーエン=グラス論争のように見える。だが、審議内容を詳細に見てみると上院での預金保証=保険審議をリードしオーエン法案に預金保証=保険条項を盛り込むように追い込んだのは上院銀行委員会を二分した実質共和党グループとよいヒッチコック(民主党)派による法案で、ヒッチコック法案はオーエン法案批判として預金保証=保険条項を盛り込み、オーエンを含む民主党会派の心情的支持を取り付け、民主党会派に揺さぶりをかけたのである。

本稿ではこの込み入ったプロセスを検討するが、留意すべきことは中央銀行制度論の議論の一翼に初めて預金保証=保険問題が焦点になったことである。上院での緊迫した審議過程は、預金保証=保険問題が連邦政府段階で国民的課題になっていたことを物語るものであった。グラスがこの預金保証=保険条項の削除を求めたことで、連邦準備法の生みの親であるグラスが、中央銀行制度を頂点とする銀行制度の枠組みから預金保証=保険システムを排除した最大の阻害者となったのである。

この時点で民主党のウイルソン政権が上院の共和党メンバーと民主党メンバーによる超党派的な預金保証=保険条項を削除することで預金者保護=救済の要となる預金保証=保険問題を中央銀行制度の枠組みから外し、銀行制度の一環として排除したことがFDICの成立にその後20年を要することになった。しかし、1913年時点で上院において共和党の側から積極的に預金保証=保険の提起がなされていた意義は大きい。これは銀行制度の一環として預

金保証＝保険制度を取り扱うことが党派を超えた政策課題となっていたことを明示するものであったからである。

1913年の預金保証＝保険論争は、預金保証＝保険問題がこの時点で中央銀行論の一環としてすでに提起されていたというだけでもFDICの歴史的源流といってよいが、その党派を超えた問題解決の方向性を提示した点においてFDIC形成につながる源流たる所以なのである。

目 次

はじめに

1 連邦準備法への中央銀行論争と預金保証＝保険問題

- 1) 中央銀行論争と預金保証＝保険問題の系譜
- 2) 1910年ファウラーの銀行券・預金保証基金と連邦準備銀行提案—第一次連邦準備法案—
 - ①ファウラーの中央銀行批判としての分権・統合型の銀行制度改革構想
 - ②ファウラー型連邦準備法案とオールドリッチ・シカゴ指針への研究史の評価
 - ③ファウラー型連邦準備法案と連邦議会
 - ④1910年のファウラー・プランと幻のオールドリッチ・プラン—研究史の空白期間—
 - ⑤ファウラーの第一次連邦準備法草稿の構造とアメリカ型中央銀行
 - ⑥トリートの中央クリアリングハウス銀行構想
 - ⑦ウォーバーグの中央クリアリングハウス構想
 - ⑧ジキル島秘密会議メンバーのクリアリングハウス・システムの法制化案
 - ⑨ブリーランドのクリアリングハウス型中央銀行構想
 - ⑩オールドリッチ・プランとクリアリングハウスの進化形態—1909年の源流—
 - ⑪オールドリッチ＝ブリーランド中央銀行構想とクリアリングハウス・システムの中央銀行化

[以上 本号 掲載,〔上〕]

[以下 商学論集 第26巻 第1号 掲載, [下]]

- 3) ファウラー・プランと連邦準備法
 - ①ファウラー・プランとクリアリングハウス・システムの体系化
 - ②共和党から民主党へのクリアリングハウス・システムの体系化構想の継承
 - ③ファウラー・プランの先駆性とオールドリッチ・プランの優位性
 - ④共和党政権下でのオールドリッチ・プランへのグラスの評価とファウラー・プラン
 - ⑤ファウラー・プランとグラス法案準備への影響
 - ⑥中央銀行形成2つの道とアメリカ型独自の分離・連邦型中央銀行制度
- 2 ウイルソン政権とグラスの預金保証=保険排除方針
 - 1) 政権移行期の通貨・銀行改革の継承とグラス=ウィリス構想
 - 2) グラス=ウィリスのファウラー銀行改革プランへの評価
 - ①グラスのファウラー地区分割プランへの評価
 - ②ウィリスのファウラー地区分割プランへの評価とファウラー・プランの連邦準備法への正統的な継承性
 - ③ウィリスのファウラー=ブリーランド=オールドリッチ=連邦準備法の系譜論
 - ④グラスのファウラー=オールドリッチ・スキーム論評とクリアリングハウス
 - 3) グラス・プランとクリアリングハウスの連邦準備銀行化
 - 4) グラス=ウィリスとウイルソンの預金保証=保険条項の排除
- 3 1913年初期のオーエンの預金保証=保険構想
 - 1) オーエン・プランと預金保証論争の序章
 - ①グラス上院銀行委員会小委員会の預金保証プランの推進と削除
 - ②オーエンの預金保証プラン提起とウイルソン=グラスの預金保証排除方針
 - ③オーエン・プランと1908年からの預金保証論争の再燃
 - 2) オーエン・プランの展開と預金保証条項の分離と排除
 - ①グラスの預金保証プラン反対への政治姿勢の転換とその背景
 - ②オーエン・プランの展開とグラス主導の分離案
- 4 1913年末のヒッチコック法案とオーエン法案の預金保証論争
 - 1) オーエン上院銀行委員会とヒッチコック派への分裂
 - ①バンダーリップ・プランと民主党会派の分裂
 - ②ヒッチコック(民主党)の共和党会派との合流と預金保証条項
 - 2) 民主党会派会議でのウィリアムス預金保証=保険条項の先送り
 - 3) ヒッチコック派のプリストウ預金保証=保険条項

- 4) グラス法案、オーエン法案、ヒッチコック法案の比較と預金保証＝保険条項
 - 5) オーエン派の預金保証＝保険条項の承認
 - 6) ヒッチコック法案のプリストウ預金保証条項とFDICの源流
 - 5) ヒッチコック法案とオーエン法案の預金保証論争
 - 1) 銀行改革論争としての預金保証＝保険論争の再燃
 - 2) ヒッチコック法案の預金保証条項適用範囲拡大案とオーエン法案の修正
 - 3) オーエン法案の妥協とヒッチコックの撤退
 - 6) 両院協議会でのグラスによる預金保証条項の削除と銀行改革
 - 7) FDIC理解のための新しい視角と連邦清算公社の意義
- 結びにかえて

はじめに

これまで1913年連邦準備法の形成過程で預金保証＝保険問題が中央銀行形成の一環として提起され、それが上院審議の最大の争点であり、連邦準備法審議の最大の争点であったことは看過されてきた。しかし、これは20年後のFDIC形成につながる源流であり、預金保証＝保険問題が連邦準備法形成の一大争点になっていた意義は大きい。本稿ではこの意義を検討することにした。

預金保証＝保険問題は1908年のオールドリッチ＝ブリーランド法で排除された後も銀行改革の争点で、特に民主党大統領候補ブライアンが主張する政府による預金保証プランとの関係でファウラー法案は共和党側の代表的な預金保証提案として注目を浴びたのである。その後オールドリッチ・プランによる〈貨幣による銀行改革〉視点からの中央銀行論争のなかで〈預金者を含む銀行改革〉視点からの預金保証＝保険問題は、底流に押しとどめられることになる。このオールドリッチ・プラン形成過程で、オールドリッチは中央銀行論を提唱しながら、正面切って論争をリードすることなく、というよりも当面の課題は銀行制度改革の方が発券中央銀行よりも重要だとして〈通貨制度重視の中央銀行論〉へと方向転換した。だが、その方向転換を明確にせず中央銀行像を示すことなくオールドリッチ＝ブリーランド法の全国通貨協会条項の強化・発展に依拠したウォーバークやブリーランドのアメリカ型中央銀行構想を背景にしながら、信用・銀行制度の整備と再編を重点課題に定め、クリアリングハウス・システムの進化形態としてオールドリッチ・プランをまとめるのである。

これに対して、ファウラーはオールドリッチの中央銀行論への批判として独自の銀行改革

案を進めることになった。ファウラーは、その成果として1910年3月にはすでに「連邦準備法の最初の草稿」と彼が自画自賛する連邦準備銀行プランを提示していて、その中で銀行券保証基金の中に預金保証を含意する構想を打ち出していた。つまり、オールドリッチ・プランとは対極の預金保証基金を盛り込んだ地域分権的中央銀行論が、すでにファウラーによって提起されたことに注意を払うべきであろう。

こうした中央銀行論争の系譜の中で1912年春には民主党内の秘密会議で預金保証＝保険条項が検討され、それを受けて1912年末から次期ウイルソン大統領政権での通貨・銀行改革案の検討が開始されたのである。

まず、ブライアン流の預金保証＝保険条項を継承して通貨改革案に盛り込むかどうかに大きな関心が集まった。というよりも、ウイルソン政権は預金保証＝保険問題に取り組むのではないかという期待も高まっていた。もしそうだとすれば、共和党政権下でのオールドリッチ・プランとは決定的に異なる通貨・銀行改革像と中央銀行プランが提示されるはずであったからである。

確かにそうした兆候は認められた。ウイルソン政権で下院銀行委員会委員長に内定していたグラスのアドバイザーであったウィリスも1912年春に共和党政権期の全国通貨委員会法案としてのオールドリッチ法案が話題になっている段階ですでにグラス法案作成の準備を始め、オールドリッチ・プランだけでなくミューレマン・プランとファウラー・プランを詳細に研究し、また預金保証＝保険条項についてもその内容を明らかにすることはなかったが、独自に特別項目として検討したと記している。そしてその結果1913年1月には預金保証条項を盛り込んだ草稿を作成したことまでは認めている。しかし、ウィリスが収録し公開した法案の初期の草稿には明確な預金保証規定はなく、ウイルソン政権発足前に草稿から削除されたのである。ウイルソンは大統領就任以前の1912年12月末にグラス＝ウィリスから示された通貨改革政策の検討草案に盛り込まれた預金保証＝保険条項に対して必ずしも明確な反対の意思表示をしていなかったが、その後のウィリス＝グラスとの協議では暗黙裡に賛成ではない意思表示をにおわせていたと思われる。これがグラス法案の幻の預金保証＝保険条項の背景であろう。

そして、グラスは1913年に入ってウイルソン政権初期の具体的な法案準備の段階で、ウイルソンの預金保証＝保険条項への反対の意向を受けて、上院銀行委員会委員長に内定していたオーエンが上院銀行委員会で提示しようとしていた預金保証＝保険条項案を取り下げさせた。このウイルソンの預金保証＝保険条項排除の政治姿勢が、民主党の通貨・銀行改革の方向を決定づけ、政府案としてのグラス＝オーエン法案の骨格を形づくることになったのである。

ウイルソンは、金融排除に向けてブライアンを国務長官に任じることでブライアン流の預金保証＝保険提案を封じようとした。そのためにグラスはこのウイルソンの方針を受けてブライアンと協議しブライアンの合意をとった。下院銀行委員会でもブライアン型預金保証＝保険プランにシンパシーを持つ者も多かったが、グラスの意向を反映したため結局銀行委員会で預金保証＝保険問題の検討を開始することはなかった。こうしてブライアン流の預金保証＝保険はウイルソン政権から排除されることになった。

つまり、ウイルソン大統領はブライアンの連邦政府による銀行預金保証＝保険条項を否定することで、これまでの民主党の支持基盤の一つであったブライアン流のポピュリズム的政策との決別を宣言したのであった。これは、これまでの野党としてのポピュリズム的政策への依存から脱却し、ウイルソンの政策理念の体現として共和党のオールドリッチ・プランとの差別化を図ることで、銀行恐慌を防止する近代的な国家建設を象徴する中央銀行の構築を意図したものであった。

こうして、ウイルソンはオールドリッチ・プランとは異なる通貨・銀行改革を指示したが、それは根幹部分で何か決定的な違いを生み出すものではなく、せいぜいこれまでの〈通貨による銀行改革〉の範囲内での相違で、彼にはオールドリッチ・プランに欠落していた〈預金者を含む銀行改革〉視点からオールドリッチ・プランの想定していない銀行システムを構築する構想を持たなかったのである。

だが、1913年当初上院では事情は違っていた。1908年の通貨・銀行改革論議でオールドリッチ法案を批判しオールドリッチ法案への修正案として預金保証＝保険条項盛り込んだ法案を提出し、その後も預金保証＝保険制度の意義を主張していたオーエンが、上院の銀行委員会委員長に内定した段階で、積極的に独自の預金保証＝保険条項を盛り込むことを公言し期待を集めたからであった。だが、そのオーエンの動きに対してもウイルソン＝グラス＝オーエンの3者会談で、ウイルソン＝グラスの圧力で、オーエン自身が預金保証＝保険条項を法案に盛り込むことを断念することになった。こうして政府案としてのグラス＝オーエン法案から預金保証＝保険は排除されることになった。

しかし、問題はそれだけでは終わらなかった。1913年11月の最終段階で上院銀行委員会を二分するヒッチコック派とオーエン派の勢力争いで、どちらがヘゲモニーを握るかの焦点となったのが預金保証＝保険条項であったからである。そしてこの政策競合で最初にこの条項を法案に盛り込んだのは、驚くことにヒッチコック派であったということであった。というのもヒッチコック派はリーダーのヒッチコックは有力な民主党員というものの、彼以外は共和党員で実質共和党会派だったからである。しかし最終的に上院法案となったのは当初預金保証＝保険条項を盛り込んでいなかったオーエン法案であった。なぜそうなったのか。

オーエン派は11月半ばに民主党会派会議でウイリアムスの預金保証条項を承認したものの次回回しにする決定をした。それに対して同時期にヒッチコック派はブリストウに預金保証条項を盛り込む草案作りを指示した。これが決定的な審議戦略の違いとなった。そのため、上院審議において預金保証＝保険条項はヒッチコック派から提起され、終始ヒッチコック派リードで進められることになった。オーエン法案が対抗措置でヒッチコック法案と同様の預金保証条項を盛り込むと、ヒッチコック法案は更に畳みかけるように預金保証条項の適用範囲拡大の修正案を提出し支持獲得のための揺さぶりをかけた。そこでオーエン派は、民主党会派での了承がされていないということを理由に民主党員にオーエン法案の修正預金保証条項に賛成しないように拘束をかけ、最終的に民主党会派会議でオーエン法案にヒッチコック法案と同様の修正預金保証条項を盛り込んだうえでヒッチコック法案を否決し、オーエン法案を上院法案としたからであった。

では、その意義は何なのか。それにしても大統領が明確に打ち出した政権の預金保証＝保険排除の基本政策に抗して上院だけだったとはいえ、議会が共和党と民主党両党間で預金保証＝保険条項を検討し、法案化したのはなぜなのか。そしてその意味するものは何なのか。

それは、この大統領と上院との対立の構図を生み出したのが預金保証＝保険制度を求める国民の要請で、議会はその実現に動いたということであった。オーエン法案の預金保証条項は実質的にはヒッチコック法案の預金保証条項であり、上院の預金保証＝保険条項は共和党と民主党の超党派的条項であったということである。

この経験が20年後のFDICの源流となるのである。

これまでの連邦準備法の研究史は、専ら共和党政権下でのオールドリッチ法案と民主党ウイリソン大統領の下でのグラス法案との関係性に焦点を合わせ預金保証＝保険問題を基本問題として取り扱ってこなかった。そのため1933年のFDIC形成において、1913年の連邦準備法で預金保証＝保険条項に反対したグラスが、一転してFDIC条項作成のリーダーシップを握る背景や経緯を考察することが出来なかったのである。

本稿ではこの連邦準備法での預金保証＝保険論争の経緯を考察し、そのことがFDIC源流となる意義を検討することにしたい¹⁾。

注

- 1) 1908年オールドリッチ＝ブリーランド法に至る通貨・銀行論争と預金保証＝保険問題については、「アメリカの通貨・銀行改革論争と預金保証＝保険問題—1913年連邦準備法と預金保証＝保険論争への序章—」、熊本学園『商学論集』第24巻第2号、2020・3、参照。また、1933年FDICの形成におけるグラス主導の役割については、「グラスの連邦清算公社とFDICの源流—金融包摂の経済学—」、熊本学園『商学論集』、第23巻第2号、2019・3、参照。

1 連邦準備法と預金保証＝保険問題

1) 中央銀行論争と預金保証＝保険問題の系譜

1907年金融恐慌を契機に中央銀行論が盛り上がりを見せたが、恒久法としての中央銀行制定よりも暫定緊急法としての1908年オールドリッチ＝ブリーランド法の制定が緊急課題となったため、中央銀行論は主題とはならなかった。このオールドリッチ＝ブリーランド法形成過程で下院議長キャノンによって排除され、政治的に失脚したファウラーであったが²⁾、それでも民主党大統領候補ブライアの預金保証＝保険提案との関係で、ファウラーの預金保証＝保険条項は、ブライアに先行する共和党の代表的なプランとして、注目される政治的テーマであった。とはいえ、共和党内のファウラー批判は預金保証の在り方をめぐってではなく、銀行準備の強化などの銀行整備で預金者保護をやってきたので必要はないというものであった³⁾。こうした銀行機能強化による預金者保護への代替という論調に示されるように、預金保証＝保険論は正面切った政策論争を回避され、オールドリッチ＝ブリーランド法以後1912年まで連邦議会では取り立てて多くの法案が提出されることはなかった。こうして預金保証＝保険問題は、その後のオールドリッチ主導の中央銀行を構想する通貨・銀行改革の流れの中で大きく後景に退くことになったが、ファウラーはオールドリッチの中央銀行プランへの批判を強めて預金保証＝保険問題を銀行制度改革論に組み込む独自の体系的な通貨・銀行制度改革を連邦準備銀行プランとして構想した。他方、州や地域では預金保証＝保険問題は、なお重要な預金者保護＝救済問題であり続けた。そうした背景から預金保証＝保険プランはそれでも伏流水の何か残滓のように提案されていたのである⁴⁾。研究史の潮流からは視野の外にあったが、その底流の意義は小さくない。

ファウラー排除の動きは1908年11月には顕著になっていたが、1909年8月に下院銀行委員会委員長の座は下院議長キャノンによって、基本的にキャノン＝オールドリッチの政治路線を継承しオールドリッチ＝ブリーランド法の成立に尽力した後も全国通貨委員会副委員長としてオールドリッチを支え中央銀行提唱派になったブリーランドに移ることが表明され⁵⁾、決定的なものになった。1908年末から続くファウラーとキャノンとの抗争が更に表面化したものの⁶⁾、これによってファウラーは銀行委員会を背景とした法案提出の道を断たれることになった。だが、それでもファウラーは、銀行制度改革案に取り組み、1909年10月、中央銀行論へと大きく舵を切ったオールドリッチへ中央銀行の是非を問う論戦を挑んだ⁷⁾。ファウラーは独自に包括的な銀行制度改革案を検討し、通貨保証基金に預金保証を含むことで改めて〈預金者を含む銀行改革〉を明確にした。そして全国を20の地域を商業ゾーンに分割し、それを統合する管理委員会からなる新たな分割・統合型の銀行制度プランを提示したの

である⁸⁾。

ファウラーは、このビジョンを更に推し進めて連邦準備法成立の約3年半以上も前の1910年3月29日に、ファウラーが「連邦準備法の最初の草稿」と呼ぶいわば後の分権・統合型中央銀行の源流案として、銀行業務の多様化と兼営化も取り込んだ総合的な銀行制度改革プランを構想する。ファウラーはこれを連邦準備銀行プランとして体系化しオールドリッチ・プランへの対案とした。だが、銀行委員会委員長のポストを失ったファウラーのこの法案(H.R.23707)は銀行委員会から報告されることはなかったのである⁹⁾。しかし、この連邦準備銀行プランを提起した第一次連邦準備法プランによって、中央銀行論はアメリカ型の分権の中央銀行制度の枠組みとその基軸となる連邦準備銀行の基本コンセプトに加えてファウラーが重視する預金保証=保険を軸に据えた金融包摂的な中央銀行として新たな次元の理論領域へと制度展開を遂げるのである。

他方、民主党の側ではオーエンが、1909年に預金保証を強く主張し、1910年には国法銀行の預金保証基金の設立を提案し、1911年にも預金保証こそが預金者が恐慌の前兆になる預金の取り付けを引き起こすことを防ぎ、商業を安定化させ銀行恐慌を阻止する仕組みになると訴えた。しかし、オールドリッチ主導の銀行改革の流れは銀行恐慌を未然防止する制度としての預金保証基金プランを検討することはなかった¹⁰⁾。

中央銀行論は、全国通貨委員会設置の後には、1907年恐慌以後から1908年までに提起された夥しい数の中央銀行論とは別視角からオールドリッチ独自の〈通貨による銀行改革〉とその後1909年末に表明された〈銀行制度改革からの通貨改革〉への重大な視点転換をベースに進められることになった。これによってオールドリッチ・プランの中央銀行論構想は従来型の発券中央銀行論とは一線を画し、地域分散型の銀行改革構想を組みこむ形で新たな展開を見せることになるが、オールドリッチがその構想の輪郭すら明らかにしなかったため、中央銀行論争は論者が各々オールドリッチ・プランを想定しながら一方ではヨーロッパ型中央銀行をモデルに、他方ではアメリカ独自のクリアリングハウス・カレンシーとクリアリングハウス・システムをベースにした中央銀行論として展開されることになったのである。

だが、オールドリッチ・プランが組み込むことになる銀行改革・地域分散型構想はすでに1909年にはファウラーがオールドリッチ中央銀行批判として提起していたもので、1911年オールドリッチ・プラン後のパスキン署名の新聞記事での比較・検討で明らかに示されているように、全国通貨委員会のオールドリッチ・プランはファウラー・プランと類似の地域分散型構想であった。だが、オールドリッチ・プランはファウラーの預金保証=保険プランを持つことはなく、ファウラーが従来の見解を踏襲して銀行券保証と預金保証の基金を提起している点にファウラー・プランとオールドリッチ・プランの決定的な違いがあったのである¹¹⁾。

そして、通説では連邦準備法形成に向けて基本的にはこのファウラー・プランの預金保証＝保険を排除した銀行改革・地域分散型オールドリッチ・プランが批判的にグラス・プランへと継承されることになった。

研究史はオールドリッチ・プランとグラス・プランとの継承関係に焦点を当て、その継承性を強調するかグラスの独自性を強調するかのどちらかを軸に議論を重ねてきたが、金融制度の発展における1933年のFDICの役割に注目するならば、オールドリッチ・プランからグラス・プランへの継承関係で排除された預金保証＝保険問題に焦点を当て、ファウラー・プランの〈預金者を含む銀行改革〉を視野に、金融包摂視点からの中央銀行論として連邦準備法の形成を考察すべきであったのである。そしてそのような比較が試みられていれば、オールドリッチ・プランの中央銀行論とファウラーの中央銀行批判としての分権型銀行改革構想が、対極の議論ではなく共にアメリカ型中央銀行を目指す銀行改革案であったことが明らかになったであろう。

注

2) ①“Fowler VS. Cannon,” *Chariton Courier*, Sept., 3, 1909, p.2. そのためオールドリッチ＝ブリーランド法成立過程で提案されたオールドリッチ法案、ファウラー法案、ブリーランド法案、ウィリアムズ法案の中でファウラー法案が徹底的に排除されることになった。その構造の概括については、cf. “Currency Legislation,” *The Idaho Scimitar*, May 30, 1908, p.2. これについては後にキャノンがファウラーを排除した理由として、キャノンがファウラーの提案を理解できずファウラー法案が健全な銀行像を阻害する要因と考えてのことだったが、共和党内部にはキャノンの方が今では銀行の発展にとって阻害要因になっているのではないかという意見があるとの説明がなされた。Cf. *The Bankers Magazine*, Nov., 1909, p.675. だが、キャノンのファウラー排除の主たる要因はファウラー法案の預金保証＝保険条項を排除するためであった。これについては、坂本 正、前掲『熊本学園商学論集』第24巻第2号、論文、2020・3、17頁、参照。なお、ファウラーが1906年法案では全米銀行協会の支持を得ていたが1908年法案までに全米銀行協会の支持を失ったのはファウラーの銀行改革法案が預金保証条項を含む急進性にあったという評価については、cf. Zack Saravay, *The National Monetary Commission ; American Banking’s Debt to Europa*, May 8, 2017, pp.26-27.

②確かに当初はオールドリッチ法案とファウラー法案が注目の法案であった。Cf. “The Aldrich Bill,” “The Fowler Bill,” *The American Review of Reviews*, Feb., 1908, p.133. しかし、問題は1908年3月のファウラー排除の状況でも金融のジャーナルでは、オールドリッチ法案とファウラー法案の比較が論評の対象であったことである。Cf. Roland L. Taylor, “Analysis and Comparison of Aldrich and Fowler Currency Bills,” *Trust Companies*, Mar., 1908, pp.176-181. ; “The Aldrich and Fowler Currency Bill,” *The Outlook*, Mar., 7, 1908, p.519. ; “Clash of Currency Bills,” *Moody’s Magazine*, Mar., 1908, p.223.

3) ①“Deposit Guarantees ; Chairman Fowler Advocated the Measure Before Mr. Bryan,” *The New York Times*, Aug., 29, 1908, p.8. このように議会ではファウラーが先行していたが、ファウラー法案提出時に関心を惹いたブライアンとの関係は、議会で最も注目を引く共和党のファウラー法案が民主党のブライアンの国法銀行の預金保証アイデアを含んでいることにある。Cf. “The Main

Question,” *The Salt Lake Tribune*, Mar., 27, 1908, p.4. またノイズの恐慌からの回復分析において示された通貨法案の中のファウラー法案の特質の一つが、預金保証条項であった。Cf. Alexander D. Noyes, “The Recovery From The Recent Panic,” *The Forum*, Apr., 1908, p.502. そして、その後もファウラー法案が預金保証条項を盛り込んでいたことが評価されたのである。Cf. “Guaranty of Bank Deposits Has Republican Indorsement,” *Los Angeles Herald*, Sept., 7, 1908, p.4. まさにファウラー法案は連邦議会ではブライアン提案に先行したが、社会的にはブライアンとの関係で、ファウラー法案は注目されたのである。Cf. “Deposit Guarantees : Chairman Fowlers Advocated the Measure Before Mr. Bryan,” *The New York Times*, Aug., 29, 1908, p.8. ; “Fowler on Guaranteed Deposits,” *The Sun*, Oct., 15, 1908, p.6. ; “Guaranty of Deposits,” *The Salt Lake Herald*, Oct., 22, 1908, p.4. ; “Bryan’s Absurdity,” *The Bankers Magazine*, Nov., 1908, p.760.

②ブライアンの預金保証プランは、国法銀行預金者の政府保証であった。Cf. “Bryan Meets Roosevelt,” *The New York Times*, Nov., 24, 1907, p.1. 彼の預金保証プランについては、cf. “Bryan Wants Law To Guarantee Deposits,” *The Mena Weekly Star*, Jan., 9, p.5. ; “Bryan’s Financial Plan,” *The Plymouth Tribune*, Jan., 30, 1908, p.5. ; “Mr. Bryan’s Opinions,” *Monroe City Democrat*, Mar., 12, 1908, p.7. ; “A Fallacious Criticism,” *Bisbee Daily Review*, July 3, 1908, p.4. ; “Bryan Will Push Deposit Guarantee,” *The New York Times*, Aug., 19, 1908, p.2. ; “Deposit Guarantee Needed, Says Bryan,” *ibid.*, Aug., 28, p.4. ; “Bryan’s Bank Deposit Guarantee,” *Coeur D’Alene Evening Press*, Aug., 28, 1908, p.2. ; “Bryan And Guaranty of Bank Deposits,” *The Bankers Magazine*, Sept., 1908, p.399. ; “New From Washington : Bryan’s Advocacy of Guaranty of Bank Deposits Endorsed by Bankers,” *Moody’s Magazine*, Sept., 1908, 187-188. ; “The Deposit Guaranty,” *ibid.*, Oct., 1908, p.226. ; “Bryan on Bank Guarantee,” *The New York Times*, Oct., 15, 1908, p.4. ; “Thinks Bryan’s Bank Deposit Guarantee Plan Would Prevent Trouble,” *New York Tribune*, Oct., 18, 1908, p.5. ; “Bryan’s Guarantee Deposit Plan,” *The Marion Daily Mirror*, Oct., 28, 1908, p.6. ; “The Bank Guarantee Plan : Bryan’s Plan for Government Guarantee of Deposits,” *The American Review of Reviews*, Nov., 1908, p.528. ; “Guaranteed Banks Speech By W. J. Bryan,” *The Ellensburg Dawn*, Feb., 11, 1909, p.1. 預金保証プランを含めたブライアン支持については、cf. Edward M. Shepard, “Reasons For Supporting Mr. Bryan,” *The Outlook*, Oct., 17, 1908, pp. 342-344. ブライアンへの批判として、民主党の銀行預金保険計画は社会主義的計画だとする主張については、cf. “Bryan and Chaos, White Says,” *New York Tribune*, Oct., 16, 1908, p.2.

③ファウラーの預金保証について、cf. “Fowler on Guaranteed Deposits,” *The Sun*, Oct., 15, 1908, p.6. ファウラー法案への支持と預金保証の特質については、cf. “Ex-Secretary Gage and Horace White on Currency,” [Reprinted from *the Journal of Commerce Bulletin* of March 12, 1908], Nelson W. Aldrich Papers, Reel 57, Box 83 [fraser]. ファウラーの連邦準備預金保証プランでは預金者と銀行券保有者の銀行の債権者を保護する共通の保証基金、あるいは共通の保証基金による預金と銀行券流通の対する相互保証が特徴であった。ゲージに関連して、cf. “Gage and Fowler Quoted,” *The Idaho Scimitar*, Sept., 5, 1908, p.4. ; “Gage and Fowler on Guaranteed Deposit,” *The Commoner*, Oct., 9, 1908, p.8. ; “Lyman F Gage And Others Approve Plan of Guarantee Bank Deposits,” *Bisbee Daily Review*, Oct., 31, 1908, p.2. ; “Fowler on Currency,” *The Morning Journal Courier*, Dec., 8, 1908, p.4. その支持の下ファウラーは1908年末にすでに銀行制度改革に向けた新たな金融法制の必要性を訴える報告を提出したのである。その後のファウラーの預金保証の議論について、cf. “Deposits Guaranteed,” *Mead Country News*, Oct., 14, 1909, p.2.

④ファウラー批判としての銀行機能強化による預金保証代替論については、cf. “Guaranty of Bank Deposit,” *Little falls Herald*, Sept., 4, 1908, p.4.

⑤ファウラー法案のもう一つの特徴は、預金保証 = 保険条項に加えて、国法銀行に信託会社業務を認

める条項を盛り込んでいたことである。Cf. “The Aldrich and Fowler Currency Bills,” *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.101. これもオールドリッチ・プランとの関連では比較すべき重要な論点である。

- 4) ①預金保証＝保険問題は、法案の条項としては1908年オールドリッチ＝ブリーランド法で審議事項とはならなかった。また1908年1月の銀行家の改革プランがオールドリッチ法案とファウラー法案と異なる条項案を提示した際、保証基金の創設が盛り込まれたが、それは預金保証基金ではなかった。Cf. “Bankers Prepare A Currency Bill : Differs Widely from Aldrich and Fowler Measures, Which Are Condemned,” *The New York Times*, Jan., 20, 1908. とはいえ、ヘップバーン (Barton Hepburn : President of the Chase National Bank) が取り上げたように、オクラホマ・プランに代表される預金証問題は、オールドリッチ＝ブリーランド法と並ぶ銀行業界の重要関心事であったのであったのである。Cf. Barton Hepburn, “The Aldrich Law and Oklahoma’s Plan,” *The New York Times*, Jan., 10, 1909, p.5. しかし預金保証問題は州レベルでの具体化にとどまった。そのため以後、1912年までの間、連邦議会ではそれほど多くの預金保証＝保険に関する法案は提出されなかったし、重要視もされなかった。Cf. *Annual Report of the Federal Deposit Insurance Corporation*, Dec., 31, 1950, pp.87-88.

②だが、1908年の共和党、民主党両党からの預金保証＝保険法案の提出中にも預金保証は議論されていたのである。Cf. “Government Insurance of Bank Deposit,” *The Outlook*, Jan., 11, 1908, p.55. ; “The Guaranty of Bank Deposit Is Constitutional,” *ibid.*, Jan., 14, 1908, p.48. ; “Proposals for insuring deposits in banks,” *The Bankers Magazine*, Feb., 1908, pp.148-149. ; Charles W. Stevenson, “Objections To Guaranteeing Deposits,” *ibid.*, Feb., 1908, pp.163-166. ; “Guaranteeing Deposits in Oklahoma [Mr. Bryan : Deposit Guaranty of National Banks],” *The American Review of Reviews*, Feb., 1908, p.134. ; “Guaranteeing Deposits,” *Trust Companies*, Feb., 1908, p.102. ; “Guaranty By National Bank,” *The Bankers Magazine*, Feb., 1908, p.201. ; “Guaranteeing of Bank Deposits,” *ibid.*, Feb., 1908, pp.221-222. ; “Guarantee of Bank Deposit,” *ibid.*, Feb., 1908, p.224. ; “Insurance of Deposits : James B. Forgan addressed to Hon. Wm. J. Bryan,” *ibid.*, Mar., 1908, p.371. ; “Two Bankers on the Guaranteed Deposit Plan,” *The Commoner*, Mar., 6, 1908, p.4. ; General A. B. Nettleton, “Shall Bank Deposits Be Guaranteed?” *The American Review of Reviews*, Mar., 1908, pp. 340-345. ; David Kinley, “Objections To Bank -Deposit Insurance,” *ibid.*, Mar., 1908, pp.345-347. ; “Guaranteeing Bank Deposits,” *The Bankers Magazine*, Apr., 1908, p.561. ; Earl Dean Howard, “New Way To Insure Bank Deposits,” *ibid.*, Apr., 1908, p.564. ; “Objections To Bank Deposit,” *ibid.*, May, 1908, p.697. なお、ニューヨーク州の商工会議所報告 (Annual Report of the Corporation of the Chamber of Commerce of the State of New York, Vol. 50, Mar., 5, 1908.) では、金融問題の理想的な解決策は、ヨーロッパ諸国の中央銀行をモデルに中央発券銀行を設立することとした (p.107.)。

③政府による銀行預金保証について纏めた論集については、cf. Rollo L. Lyman, ed., *Government Insurance of Bank Deposits* [Reprint of Portions of Article by Alexander H. Revell, Governor E. H. Hoch, James B. Forgan, Professor J. L. Laughlin, H. M. Zimmerman and others.], 1908. 総論で取り扱っているのは、オクラホマ・プランである。この中に、Alexander Hamilton Revell, “Guarantee of Bank Deposits,” 1908. からの抜粋や、“Brooklyn, N.Y. Eagle, July 19, 1908. ; Quoting from article of Professor J. Laurence Laughlin” ; “Illinois Banking Association, June 11, 1908. ; Guarantee of National Bank Deposits. James B. Forgan” ; “Insuring Bank Deposits. Adrew J. Frame. Address Cincinnati Bankers Club. Feb., 8, 1908” が、収録されている。

④また、オールドリッチ＝ブリーランド法以後も預金保証＝保険の議論は続けられた。Cf. “Guaranty of National Bank Deposits [An Address : James B. Forgan],” *The Banking Law Journal*,

June, 1908, pp.445-446.; Forgan (An Address), "Guarantee of National Bank Deposit," *ibid.*, pp. 519-528.; J. Laurence Laughlin, "Guaranteeing Bank Deposits" *Journal of American Bankers' Association*, July, 1908, p.4.; J. Laurence Laughlin, "Garanty of Bank Deposits," *Scribner's Magazine*, July 1908, pp.101-109.; *Michigan Bankers' Association*, July 1908, p.67.; John J. Schuette, "Postal Savings Banks and Insurance of Deposits, Wisconsin Bakers' Association, July 15-16, 1908, pp.138-142.; "Against Deposit Guarantee: George E. Roberts Says It Ignore Rigidity of Currency System," *The New York Times*, July 25, 1908, p.9.; "That Deposit Guarantee," *ibid.*, July, 27, 1908, p.6.; "Meyer Condemns Deposit Guarantee," *ibid.*, Aug., 24, 1908, p.3.; "Taft Criticizes Bank Guarantee," *ibid.*, Aug., 27, 1908, p.3.; "Talks On Guaranty Of Bank Deposits," *Santa Fe New Mexican*, Aug., 27, 1908, p.1.; "Deposit Guarantee," *The Chanute Times*, Aug., 28, 1908, p.1.; "Bank Guarantee Called Fallacy," *Chicago Daily Tribune*, Sept., 1, p.12.; "Guaranty of Bank Deposits Has Republican Indorsement," *Los Angels Herald*, Sept., 7, 1908, p.4.; "Banks Insurance Wins Votes in the West," *The Leon Reporter*, Sept., 10, 1908, p.2.; Festus J. Wade, "The Plan To Guaranty Deposits, A Political Heresy," *Trust Companies*, Sept., 1908, pp.542-543.; "Government Guaranty of Deposits," *ibid.*, Sept., 1908, pp.544-547.; "Practical Guaranty of Deposits," *The Bankers Magazine*, Sept., 1908, p.400.; "Deposit Guaranty Unnecessary," *ibid.*, Sept., 1908, p.400.; "National Bank and the Guaranty of Deposits," *The Outlook*, Sept., 5, 1908, p.53.; "Guaranteed Bank Deposits," *ibid.*, , Sept., 12, 1908, pp.60-61.; "Taft Likes Kansas Plank.: Depositors' Guarantee Thus Proposed Not Like the Bryan Idea," *The New York Times*, Sept., 12, 1908, p.9.; "The Guaranty of Bank Deposits," *The Banking Law Journal*, Sept., 1908, p.798.; Charles W. Hooke, "A History View of The Guaranty Question," *Mood's Magazine*, Sept., 1908, pp.179-183.; "Bankers Denounce The Guarantee Plan," *The New York Times*, Sept., 29, 1908, p.5.; "Guaranteed Deposit," *Daily Independent*, Oct., 2, 1908, p.2.; "Bankers' Association Opposes Deposit Guarantee," *The Independent*, Oct., 8, 1908, p.858.; "The American Bankers' association," [National and State Banks and the Guaranty of Deposits], *The Outlook*, Oct., 10, pp.277-278.; "Bank Deposits Guarantee," *ibid.*, , Oct., 10, pp.339-340.; "St. Louis Banker Scores Guarantee," *The New York Times*, Oct., 26, p.13.; "Bank Guarantee: A Financial Nostrum," *The Bankers Magazine*, Oct., 1908, p.519.; "Insurance of Bank Deposit," *ibid.*, Oct., 1908, p.520.; "Bank Deposits as an Issue," *The American Review of Reviews*, Oct., 1908, p.395.; "Influential Magazine Shows Necessity of Bank Guaranty: Asks Protection For Depositors, Review of Reviews' Plan of Insurance," *Los Angels Herald*, Oct., 20, 1908, p.3.; "America Bankers' Association: Proceedings of the Denver Convention — Government Bank Deposit Guaranty Condemned—", *Moody's Magazine*, Oct., 1908, pp.247-249.; Festus J. Wade, "Guaranty of Bank Deposits," *ibid.*, Oct., 1908, 264-266. [Festus J. Wade, *op. cit.*, Bankers' Convention, *The Commercial and Financial Chronicle*, Oct., 10, 1908, pp.106-108.]; "Charles G. Dawes against Bank Deposit Guarantee," *ibid.*, Oct., 1908, p.281.; William C. Cornwell, "Government Guaranty of Bank Deposits — A Consideration," *ibid.*, Nov., 1908, pp.357-360.; "St. Louis Banker Scores Guarantee," *The New York Times*, Oct., 26, 1908, p.13.; "The Bankers Declare Against Deposit Guaranty," Bankers' Convention, *The Commercial and Financial Chronicle*, Oct., 10, 1908, pp.85-87.; "Guaranty of Bank Deposit," *The Bankers Magazine*, Nov., 1908, p.762.; "Protecting Bank Deposit," *ibid.*, Nov., 1908, p.762.; "The Bank Guarantee Plan [Mr. Bryan's Plan]," *The American Review of Reviews*, Nov., 1908, p.528.; "Senator Owen on Guaranteed Deposits: A Timely Article by Hon. Robert L. Owen of Oklahoma," *The Commoner*, Dec., 25, 1908, p.3.

だが、留意すべきことは、預金保証問題は党派を超えた国民的課題の性格を持つもので、共和党のリーダーであるネルソンが1908年10月にも改めて民主党の銀行預金保証プラン内容を強く提唱

していたことである。Cf. “Business Will Not Be Harmed By The Election Of W.J. Bryan,” *Bisbee Daily Review*, Oct., 29, 1908, p.2. ネルソンは 1908 年 1 月にすでに預金保証プランを提唱していた。Cf. “Senator Nelson Favors Bank Deposit Insurance Plan,” *Little Falls Herald*, Jan., 10, 1908, p.4.

また保証プランと保証基金についての包括的な論評について、cf. F.H. Fries, “Radicalism VS. Conservatism,” *Trust Companies*, Oct., 1908, pp.626-636.

⑤ 1909 年以後も預金保証は提起され、議論されていたことに留意されたい。Cf. “The Aldrich Law and Oklahoma’s Plan,” *The New York Times*, Jan., 10, 1909, p.5.; “Banking System Change Provide In A House Bill,” *The Richmond Palladium*, Jan., 16, 1909, p.1.; *The Detroit Times*, Jan., 21, 1909, p.1.; Raymond V. Phelan, “A Real Argument Against Guaranteed Deposits,” *Moody’s Magazine*, Feb., 1909, pp.114-115.; “Guaranteed Deposit Idea Is Popular,” *The Guthrie Daily Leader*, Feb., 20, 1909, p.1.; “Growth of Bank Deposit Guaranty,” *The Outlook*, June 5, 1909, p.304.; “Why Bank Guaranty is Popular,” *ibid.*, June 5, 1909, p.304.; “Tri-State Convention Condemns Guaranty of Deposits,” *Trust Companies*, July 1909, p.416.; Festus J. Wade, “How To Nullify The Bank Deposit Guaranty Fallacy,” *ibid.*, July, 1909, pp.426-428.; Mr. Murphy [favor of the guaranty of bank deposits], *Proceedings of the Seventh Annual Convention of the North Dakota Bankers’ Association*, July 8 and 9, 1909, pp.83-86.; “Developments of the Deposit Guarantee Law,” *The Bankers Magazine*, Aug., 1909, p.245.; “Peculiarities of Bank Guaranty,” *ibid.*, Sept., 1909, p.400.; ‘Fidelity Guarantees Deposit,’ in “Cannon on Currency,” *The Evening Star*, Sept., 15, 1909.; “Deposit Insurance in Practice,” *The New York Times*, Oct., 1, 1909, p.8.; “The Bank Deposit Guarantee Law in Operation,” *The Outlook*, Oct., 30, 1909, pp.478-479.; “Passing of the Bank Deposit Guaranty Fallacy (A Symposium),” Nov., 1909, *Trust Companies*, pp.714-717. Dec., 1909, p.776.; “Bank Deposit Guarantee Again,” *The New York Times*, Dec., 28, 1909, p.8.; “The Deposit Guarantee Flasco,” Dec., 1909, *Trust Companies*, p.776.; “The Deposit Guarantee Failure,” *The New York Times*, July 26, 1910, p.6.; “Bank Deposit Guarantees,” *The New York Times*, Jan., 5, 1911, p.8.; “A Deluge of Bank Deposit Guaranty Bills,” *Trust Companies*, Jan., 1911, p.117.; “The Guarantee of Bank Deposits Is Constitutional,” *The Outlook*, Jan., 14, 1911, p.48.; “Bank Deposit Guarantees,” *The New York Times*, Jan., 55, 1911, p.8.; “Banks Drop Guarantees : Eighty in Oklahoma Apply for National Charters,” *ibid.*, Mar., 23, 1911, p.8.

なお、ウイスコンシン銀行協会からの預金保証批判については、cf. *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 6, 1909, p.1196.

⑥ 州法関連の預金保証法に関して、ネブラスカ預金保証法については、cf. “Nebraska’s Guaranteed Deposits Law,” *The Commoner*, Apr., 2, 1909, p.2.; *The Bankers Magazine*, May, 1909, p.752. “Nebraska Guaranty Deposit Law,” *The Omaha Dily Bee*, June, 27, 1909, p.5.; *The Leon Reporter*, Sept., 2, 1909, p.2.; “Guaranty of bank deposits under the Nebraska a law,” *The Bankers Magazine*, Oct., 1909, p.686.; “Success Instead of Failure,” *The Lexington Intelligencer*, Jan., 26, 1912, p.3.; “Operation of bank deposits guaranty law in Nebraska,” *The Stanford Interior Journal*, Jan., 30, 1912, p.2. ノースカロライナについては、cf. “Bank Deposit Insurance. : New South Dakota Plan Is Put Forward by Republican,” *The New York Times*, Dec., 12, 1908, p.7.; “To Guarantee Bank Deposit,” *The Evening Statesman*, Jan., 12, 1909, p.1. カンサスについては、cf. “Bank Guarantee For Kansas : Republicans Put the Bryan Into Their Platform,” *The New York Times*, Aug., 26, 1908, p.14.; “Kansas Officials Urge Bank Reform,” *The Washington Herald*, Mar., 30, 1909, p.10.; “Deposit Guarantee in Kansas,” *The Black Hills Union and Western Stock Review*, July, 2, p.1.; “The Bank Deposit Guarantee in Kansas,” *The Pensacola Journal*, July 11, 1909, p.4.; “Deposit Guarantee in Kansas,” *The Black Hills Union*, July 2, 1909, p.2.; “Deposits Guaranteed,” *Meade County News*, Oct., 14, 1909, p.2.; “Upsets

Kansas Bank Law,” *The New York Times*, Dec., 25, 1909, p.1.; “Bank Deposit Guarantee Again,” *The New York Times*, Dec., 28, 1909, p.8. オクラホマについては、cf. “Insurance of Deposits in Oklahoma,” *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.27.; “The Oklahoma Guarantee,” *The Independent*, Aug., 6, 1908, p.340.; “The Guaranty of Deposits,” *The Commoner*, Sept., 11, 1908, p.5.; “Deposit Guarantee At Work,” *The Denison Review*, Oct., 28, 1908, p.4.; “The Depositors’ Guaranty Law of Oklahoma,” *The Journal of Political Economy*, Feb., 1909.; “Oklahoma’s Bank-Deposit Guaranty Law,” *The American Review of Reviews*, Apr., 1909, pp.499-500.; “Bank Guarantee of Deposits,” *Little Falls Herald*, Nov., 5, 1909, p.4.; “Guaranteed Bank Deposits in Oklahoma,” *The Commoner*, Nov., 12, 1909, p.2.; “The Deposit Guarantee Flasco,” *Trust Companies*, Dec., 1909, p.776.; “Oklahoma Bankers Closed,” *The New York Times*, Dec., 15, 1909, p.9.; “Failure of the Oklahoma Deposit Guaranty Law,” *Trust Companies*, Dec., 1909, p.794. オクラホマとカンサスとの比較については、cf. “Compare Banking Law of Two States,” *The Weekly Chieftain*, Apr., 2, 1909, p.2. モンタナについては、cf. “Governor Norris Reads Address To Legislation,” *The Daily Missoulian*, Jan., 6, 1909, p.1. アリゾナについては、cf. “The Bank Deposit Guarantee Measures,” *Bisbee Daily Review*, Oct., 30, 1909, p.3. カンサス、ネブラスカについては、cf., “Guaranty of Deposits : Kansas and Nebraska,” *The Bankers Magazine*, May 1909, p.746. 西部4州、オクラホマ、カンサス、ネブラスカ、サウスダコタについては、cf. “Growth of Bank Deposit Guaranty,” *The Outlook*, June 5, 1909, p.304. 関連して、cf. “Why Bank Guaranty Is Popular,” *ibid.*, June 5, 1909, p.304. その後のオクラホマ、カンサス、ネブラスカの論評については、cf. “The Guaranty of Bank deposits Is Constitutional,” *The Outlook*, Jan., 14, 1911, p.48.; “Bank Deposits Guaranteed,” *The Detroit Times*, Jan., 25, 1911, p.12.

⑦地方での議論については cf. “Banking System Change Provision in A House, . . . Guarantee Of Bank Deposit Is Provided Bank Deposit Guarantee . . .,” *The Richmond Palladium and Sun-Telegram*, Jan., 16, 1909, p.1.; “To Guarantee Bank Deposits,” *Ladysmith News-Budget*, Feb., 18, 1909, p.7.; “Bank Deposit Guarantee,” *Tonopah Daily Bonanza*, Mar., 23, 1909, p.4.; “Live Question In The West : Guarantee of BankCause of Discussion,” *Evening Star*, Mar., 29, 1909, p.1.; “Like Guarantee of Deposits,” *Rock Island Argus*, Dec., 13, 1909, p.4.; “Try Guarantee Deposits,” *The Commoner*, Mar., 10, 1911, p.6.; “The Guaranty Law,” *Dakota County Herald*, Oct., 5, 1912, p.1.; “The Guaranty Law,” *The Loup City Northwestern*, Oct., 3, 1912, p.3.; “To Discuss Bank Guaranty,” *Chickasha Daily Express*, Nov., 18, 1912, p.2. 整理したものとして、cf. Horace White, *Money and Banking*, Ginn and Company, 1914, pp.485-490. [Guaranteeing Bank Deposits]

⑧預金保証＝保険問題の記事を多く取り扱ったのは、*The Chicago Banker* (週刊の金融専門誌)であったが、1908年オールドリッチ＝ブリーランド法形成期の記事については、cf. “The Cause of Financial Panics,” Jan., 4, p.16 & pp.21-22.; John A. Pitts, “National Guaranty of Bank Deposits,” Jan., 18, pp.12-13, Jan., 25, pp.12-13, Feb., 1, 1908, pp.12-13.; “Deposit Insurance in Oklahoma,” Feb., 1, pp. 5-6.; “Plan to Insure Bank Deposits by Directors,” Feb., 8, pp.17-18.; “Ultimate Results of Guaranteed Bank Deposits,” Feb., 22, p.28.; “Texas Banker Strongly Opposes Deposit Insurance,” Mar., 14, p.20.; “Kansas Bankers and the Deposit Guaranty,” Apr., 4, p.20.

オールドリッチ＝ブリーランド法以後も以下のような掲載記事がある。Cf. “Depositors’ Guaranty by Legislation,” July 4, 1908, p.13 & p.31.; “The Need of Guaranteed Deposit,” July 11, 1908, pp.23-25.; “Depositors’ Guaranty by Legislation,” July 11, pp.28-29.; “Depositors’ Guaranty by Legislation,” July 18, pp.18-19, p.25.; “Bank Deposit Guaranty by National Illegals,” Aug., 8, 1908, p.19.; “An Iowa View of Deposit Insurance,” Aug., 15, pp.5-6.; “Indiana View of Insurance or Indemnity of Deposit,” Aug., 22, pp.22-23.; “Nebraska Idea on Guaranty of Deposits Law,” Aug., 29,

pp.5-7 ; “Washington Treasury Experts Oppose Deposit Guaranty,” Aug., 29, 1908, p.8-p.9 ; “Is the Oklahoma Guaranty Law Seriously Defective,” Aug., 29, 1908, p.11 ; “Bank Guaranty in Kansas,” Aug., 29, 1908, p.22 ; “Bank Guaranty,” Sept., 5, 1908, p.17 ; “Federal Guaranty of Bank Deposits,” Sept., 12, 1908, pp.19-21 ; “Festus J. Wade on Bank Deposit Guaranty,” Sept., 12, p.24 ; “An Indiana View of Deposit Guaranty,” Sept., 19, 1908, p.17 ; “George M. Coffin for the Deposit Guaranty,” Sept., 19, p.22 ; “Kansas Bankers Favor Guaranty,” Sept., 19, 1908, p.27 ; “Against Deposits Guaranty by Henry W. Yate,” Sept., 19, 1908, pp.28-29 ; “Clearing House Expert on Guaranty of Deposits,” Sept., 26, 1908, pp.6-7 ; “Guaranty of Bank Deposits,” Sept., 26, 1908, p.17 ; *Ibid.*, Oct., 10, 1908, p.28 ; “A Kansas Banker Writes on Guaranty of Deposits,” Oct., 10, 1908, p.13 ; “C.R. Wheeler Oppose Guaranty of Deposits,” Nov., 14, 1908, p.17 ; “Deposit Insurance Will Not Down,” Nov., 21, 1908, p.18. “How to Nullify the Bank Guaranty Fallacy,” July 3, 1909, p.5 & p.15 ; “Guaranty of Bank deposits Under Oklahoma law,” Feb., 19, 1910, p.17 ; “Private Bank Supervision,” Apr., 1, 1911, p.28 ; “Guaranty of Bank Deposits,” Apr., 22, 1911, pp.17-18, p.21 ; “Mutual Deposit Guaranty for Wisconsin,” July 15, 1911, pp.17-18, p.21, p.23.

⑨銀行預金保証の論説については、cf. General A. B. Nettleton, “Shall Bank Deposits Be Guaranteed?” *The American Review of Reviews*, Mar., 1908, pp.340-345 ; David Kinley, “Objections To Bank Deposit Insurance,” *ibid.*, Mar., 1908, pp.345-350 ; James B. Forgan, “Guaranty of National Bank Deposits,” *The Banking Law Journal*, June, 1908, p.519 ; J. Laurence Laughlin, “Guaranteeing Bank Deposit,” *Journal of The American Bankers Association*, July, 1908, p.3 ; J. Laurence Laughlin, “Guaranty of Bank Deposits,” *Scribner’s Magazine*, July, 1908, pp.101-109 ; Hon Leslie M. Shaw, “Guarantee of Bank Deposit,” *Journal of The American Bankers’ Association*, Aug., 1908, p.41 ; J. Laurence Laughlin, “Guaranty of Bank Deposit (Part One),” *The Chicago Banker*, Sept., 26, 1908, p.17 ; *Ibid. (Part Two)*, Oct., 10, p.28 ; J. Laurence Laughlin, “Guaranty Of Bank Deposits,” *The Banking Law Journal*, Sept., 1908, pp.875-885 ; Raymond V. Phelan, “A Real Argument Against Guaranteed Deposits,” *Moody’s Magazine*, Feb., 1909, pp.114-115 ; T. Cooke, “The Insurance of Bank Deposits in the West,” *The Quarterly Journal of Economics*, Nov., 1909, pp.85-108 ; “Bank Deposit Guarantees,” *The New York Times*, Jan., 5, 1911, p.8 ; Walter Flavius McCaleb, “Guarantee or Insurance of Bank Deposits,” *The Forum*, June, 1912, pp.653-661.

⑩預金保険をクリアリングハウス証書との関連で触れたものとして、cf. Gary Gorton, “Clearing houses and the Origin of Central Banking in the United States,” *The Journal of Economic History*, June, 1985, pp.282-283.

- 5) ①“Fowler Won’t Be Committee Head,” *The Newark Star*, Aug., 5, 1909, p.3 ; “Mr. Vreeland on the Currency,” *The New York Times*, Sept., 9, 1909, p.8 ; “Changes in the House,” *The Logan Republican*, Nov., 21, 1908, p.4 ; “Aldrich Depose Mr. Fowler,” *The Bankers Magazine*, Aug., 1909, p.264. ファウラーとブリーランドの下院銀行委員会委員長交代劇におけるオールドリッチとキャノンの役割とその後の審議の影響については、cf. *The Bankers Magazine*, Sept., 1909, pp.314-316.

②ブリーランドは、1908年の法案でクリアリングハウスの銀行の協会を銀行制度に組み込むアイデアを持つものと評価された。Cf. Robert Kent, “The Currency Question,” (Paper Read at Meeting of New Jersey Bankers Association, Apr., 24, 1908.), *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission, Miscellany, Reel 57, Box 83, Folder 2. [Fraser] この見地からブリーランドは、ジャクソンやヨーロッパの単一中央銀行ではなく、クリアリングハウスなどのアメリカの状況に即した組織をイメージしていた。これによって、オールドリッチが中央銀行を提唱したのを受けて、下院銀行委員会委員長に就任したブリーランドがこのオールドリッチ中央銀行構想の姿勢を支持し、その座を追われ

た前委員長ファウラーがオールドリッチ中央銀行に反対する対立の構図が明確になった。Cf. “Hints Central Bank,” *The Evening Star*, Nov., 10, 1909, p.13. こうしてブリーランドはオールドリッチとともに中央銀行提唱者となったのである。Cf. “The Bankers and The Currency Reform Plans,” *Banker Convention Section of the Commercial & Financial Chronicle*, Oct., 15, 1910, p.114.

③なお、研究史は看過してきたが、オールドリッチ＝ブリーランド法の成立はアセット・カレンシー、クリアリングハウス・システムを明示的に盛り込んだブリーランド法案の「全国クリアリングハウス協会」条項〔この条項の名が削除され修正される時の状況については、cf. “Clearing House Currency,” *The New York Times*, May, 20, 1908, p.6.〕を「全国通貨協会」条項として継承した点に重要性があり、ここで示された「通貨による銀行改革」に盛り込まれた「銀行制度改革」が全国通貨委員会・オールドリッチ・プランに継承されていくことに留意すべきであろう。Cf. “New Currency Law,” *The San Juan Islander*, June 6, 1908, p.3. まさしくこれは、ブリーランドの「全国クリアリングハウス・プラン」の法制化だったのである。Cf. “Reach Agreement on Currency Bill,” *The Morning Journal-Courier*, May 27, 1908, p.1. このブリーランド法案からオールドリッチ＝ブリーランド法へのクリアリングハウス条項の継承関係の意義については、坂本正、前掲、『熊本学園商学論集』第24巻第2号、2020・3、論文、38頁、参照（全国信用協会は全国通貨協会の誤植）。これに関して注意すべきことは、当時すでにオールドリッチ＝ブリーランド法の検討でクリアリングハウス証書と現実のクリアリングハウス協会の役割への言及がなされていることであろう。Cf. “The Currency Question,” *The Outlook*, May 23, 1908, pp.129-130. それを踏まえて、この緊急銀行法の特質への評価として「全国通貨協会」条項の意義が取り上げられた。Cf. “The New Currency Law,” *The Outlook*, June, 6, 1908, p.269.; “The Advantage of the New Law,” *ibid.*, June, 6, 1908, pp.27-271. これも留意すべき論点である。これに関して、オールドリッチ＝ブリーランド法の全国通貨協会の下でのクリアリングハウス協会の形成と中央銀行の手段との同一の関係性に注目したものとして、cf. Report of the Currency Commission, American Bankers’ Association, Thirty-Sixth Annual Convention, Oct., 4, 5, 6 and 7, 1910, p.155. 逆に、クリアリングハウス協会や一定ゾーンの銀行組織の有効性を否定する見解については、cf. *Ibid.*, p.12. また、通貨改革の評価として、唯一の進展は、1908年5月30日法がアセット・カレンシーを採用する方向をとったことだとする論評については、cf. E. Clarence Jones, *Elastic Currency for the People*, Dec., 11, 12, 13, 1911, p.2. なお、オールドリッチ＝ブリーランド法の特徴として、全国通貨協会条項を指摘するものとして、cf. “Making Currency Reform Practicable,” *The Bankers Magazine*, Feb., 1910, p.199.; Hon. Robert L. Owen, *The Federal Reserve Act*, The Century Co., p.31.; Henry Parker Willis, *The Federal Reserve System*, Blackstone Institute, 1930, p.6.

なお、オールドリッチ＝ブリーランド法は、オールドリッチ法案とファウラー法案が、通過できなかったために、その代替として成立したという認識については、cf. *Proceedings of the Eighteenth Annual Convention of the Pennsylvania Bankers Association*, 1912, p.89. その代替の軸になったのが、ブリーランド法案でその妥協に際して、議会勢力では上院のオールドリッチ＝モルガン勢力に対する下院のキャノン＝ブリーランド・グループがコマーシャルペーパー条項を盛り込んだという理解については、cf. Horace Samuel Merrill and Marion Galbraith Merrill, *The Republican Command, 1897-1913*, The University Press of Kentucky, 1971, pp.262-266. とはいえ、他方ではオールドリッチ＝キャノンの連携も強く、その結果、オールドリッチ法案の背景にスタンダード・オイル、モルガンの利害関係が強く反映され（“Origin of the Aldrich Bill,” *The Bankers Magazine*, July 1908, p.104.）、オールドリッチ＝ブリーランド法は純粋にウォールストリート法案といわれたのである。Cf. “A New Currency Reform Movement,” *The Bankers Magazine*, Sept., 1908, p.337.

- 6) “Fowler Wants to be Speaker,” *The Marion Daily Mirror*, Nov., 5, 1908, p.2.; “Fowler Will Fight Cannon,” *Lewiston Evening Tell*, Nov., 6, 1908, p.1.; “Fowler Out For Speaker,” *The Sun*, Nov., 6,

- 1908, p.2. ; “Fowler Wants to be Speaker,” *Seward Daily Gateway*, Nov., 19, 1908, p.1. ; The Stark County Democrat, Aug., 12, 1909, p.5. ; *The Paducah Evening Sun*, Aug., 28, 1909, p.1. ; *The Evening Statesman*, Aug., 23, 1909, p.1. ; *The Daily Gate City*, Aug., 23, 1909, p.1. ; “ ‘Fowler A Joke,’ Is Cannon’s Retort, . . . Fowler’s Opinion of Cannon ; Cannon’s Estimate of Fowler,” *Evening Star*, Aug., 24, 1909, p.4. ; *The Sun*, Aug., 24, 1909, p.3. ; *The Evening Star*, Sept., 15, 1909, p.10. ; “Fowler To Cannon,” *The Boise Citizen*, Oct., 1, 1909, p.4.
- 7) “Fowler Challenge Aldrich ; Congressman Wants the Senator to Debate the Central Plan,” *The New York Times*, Oct., 25, 1909, p.4. ; [AP] “Would Debate Central Bank with Senator : Congressman Fowler Asks To Meet Aldrich,” *Los Angeles Herald*, Oct., 25, 1909, p.1. ; “Joint Debate on Central Bank : Congressman Fowler Challenges Aldrich,” *Albuquerque Morning Journal*, Oct., 25, 1909, p.1. ; “Challenge For Aldrich : Representative Fowler asks Joint Debate on Central Bank,” *New York Tribune*, Oct., 25, 1909, p.1. ; “Fowler Challenge Aldrich To Debate Central Bank,” *The Cairo Bulletin*, Oct., 25, 1909, p.1. ; “Fowler Writes To Aldrich : New Jersey Man Wants Joint Debate on Central Bank,” *The Omaha Daily Bee*, Oct., 25, 1909, p.1. ; *The Newport Miner*, Oct., 8, 1909, p.2. ; *The Washington Times*, Oct., 25, 1909. ; *The Bankers Magazine*, Nov., 1909, p.684. オールドリッチはこのファウラーからの合同討議の申し入れを避けたので、争点は明らかにならなかった。Cf. “Cannon Is Angry Over The Charge, . . . Aldrich Will Avoid Fowler, . . .” *The Richmond Palladium and Sun-Telegram*, Oct., 27, 1909, p.8.
- 8) “Fully Half of Bankers To Oppose Postal Bank Plan,” *The Vinita Daily Chieftain*, Oct., 20, 1909, p.2. ファウラー提案の銀行改革案は地域を 20 の商業ゾーンに分割し、検査、監査の 9 名からなる管理者委員会、や預金者保証などの包括的な内容を含むものであった。
- 9) “Hot Roast For ‘The Interests’ : Representative’s Charles N. Fowler Attacks Stand of Senator Aldrich . ; Federal Reserve Bank Plan,” *The Calumet News*, Mar., 30, 1910, p.1. ; “Views On The Currency, Advocacy Of Money Reform By Mr. Fowler,” *Evening Star*, Mar., 30, 1910, p.22. ; “Fowlers Call To Bankers : New Jersey Congressman Explains Some Provisions of His Measure, Attacks Monetary Commission,” *Omaha Daily Bee*, Mar., 30, 1910, p.1. このファウラー・プランは全国通貨委員会への批判プランで、その代表的コンセプトを示すものが、「連邦準備銀行」プランであったのである。なお、この下院銀行委員会から報告できなかったファウラー法案については、cf. Jean Reith Schroedel, *Congress, The President and Policy Making*, Routledge, [1994] 2015, p.68. この新規のファウラー法案について彼の以前の法案との類似性を掲げたものとして、cf. “Fowler Defends His Bill : Currency Plan Similar to That Introduced in the Last Congress,” *The New York Times*, 1910, Mar., 30, p.6. この『ニューヨーク・タイムズ』の短文記事では新規法案の旧法案との違いやファウラー・プランの特徴である連邦準備銀行プランについては一切触れていない。
- 10) “Senator Owen On Guaranteed Deposits : A Timely Article By Robert L. Owen of Oklahoma,” *The Ocala Banner*, Jan., 15, 1909, p.12. ; “Senator Owen Guaranteed Deposits,” *The Aberdeen Democrat*, Jan., 8, 1909, p.4. オーエンの案はオクラホマ州の銀行預金保証プランが基礎になっていた。1910 年に共和党政権の郵便貯蓄銀行提案への対案として提起された国法銀行の預金保証のための基金設立構想もオクラホマ州の銀行保証プランに沿ったものであった。Cf. “For Postal Banks, . . . , Owen’s Guarantee Substitute,” *Evening Star*, Mar., 6, 1910, p.1. なお 1911 年の United Press からのオーエンの預金保証プランの紹介記事で、彼の預金保証プランが預金保証制度による銀行制度の安定化によって銀行恐慌の前兆となる預金の取りつかけを未然に防止するものだという意図が明らかにされた。Cf. “Guarantee of Deposits Would Prevent Panics : Senator Owen Makes Explanation of Important Measure—Opposed by the Ignorant,” [Copyright, 1911. by the United Press Association : By

Senator Robert L. Owen], *The Bridgeport Evening Farmer*, Jan., 6, 1911, p.11. この基本線は、1908年からの継承である。Cf. “Senator Owen Explains Law,” *The Daily Ardmoreite*, Jan., 20, 1908, p.1.; “Will Present Panics : Senate Owen of Oklahoma, on the Guarantee of Deposits,” *The Democratic Advocate*, Oct., 9, 1908, p.7.; “Senator Owen on Guaranteed,” *The Commoner*, Dec., 25, p.3. オーエンは1908年2月のオールドリッチを攻撃した長いスピーチで、たとえ銀行が支払い不能になっても、預金の安全性を国民に確信させるために、保証基金が必要だと主張したのである。Cf. “Aldrich Bill Is Attacked : Senator Owen’s Attacks the Aldrich Currency Bill in Senate Today,” *The Bowbells Tribune*, Mar., 5, 1908, p.7. つまり、預金の安全性保証による取り付け防止案であった。

- 11) ① “Aldrich Plan Is Widely Argued : Final Report of Monetary Commission May Be Long Delayed, By Frederic J. Haskin,” *El Paso Herald*, Feb., 4, 1911, p.7.; “National Monetary Commission, By Frederic J. Haskin,” *Evening Star*, Feb., 5, 1911, p.6.; “Monetary Commission, By Frederic J. Haskin,” *The Daily Missoulian*, Feb., 5, 1911, p.4. 1911年の全国通貨委員会を取り上げたこのハスキンの署名記事の分析において、ファウラー・プランとオールドリッチ・プランの比較で強調された力点は、ファウラー・プランが銀行券と預金の保証基金を提示しているのに対して、オールドリッチ・プランにはそれに該当する条項がないという相違点であった。

確かに、オールドリッチ中央銀行プランは注目を集め、タフト大統領の支持を得た。Cf. “Taft With Aldrich For A Central Bank,” *The New York Times*, Sept., 15, p.1, 1909. だが、以下に見るように、その内容が全く明確でなく、そのためファウラー・プランとの比較・検討もなされてこなかったもので、上記のオールドリッチ・プランには預金保証条項がないという指摘は、ファウラー・プランの意義を探るうえで重要な指針である。

また1909年末、各紙はオールドリッチのヨーロッパ視察以後の研究動向を伝えたが、同時にオールドリッチの中央銀行プランまだ公表されていないことが示された。Cf. “Aldrich’s Banking Scheme,” *The Boise Citizen*, Oct., 29, 1909, p.4.; “Aldrich on Currency Reform,” *The Denison Review*, Nov., 10, 1909, p.2. この時点でオールドリッチ・プランは中央銀行プランということでファウラー通貨・銀行改革と対比されたが、その概要は公表されることはなかった。Cf. “Fowler or Aldrich,” *Times-Republican*, Nov., 18, 1909, p.6. ここで示されているのは、ファウラー・プランについては通貨と銀行を体系化した包括的プランを目指すものであったが、オールドリッチ・プランはまだ不明瞭な中央銀行提案に過ぎなかった、ということである。

1910年のオールドリッチ・プランの動向については、cf. “What of the Aldrich Currency Plan,” *Goodwin’s Weekly*, Feb., 12, 1910, p.2.; *The Owyhee Nugget*, Feb., 17, 1910, p.2.; “Preparing A Currency Plan,” *The Evening Journal*, Mar., 12, 1910, p.1.; “Planning Currency Reform : Senator Aldrich May Attempt Enactment of Measure by Coming Congress” *New York Tribune*, Nov., 15, 1910, p.9. この1910年11月半ばまで新聞報道のほとんどで概要は示されていなかったのである。

②金融のジャーナルは中央銀行論を1908年の主題として掲げた。Cf. “The Central Bank Scheme,” *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, pp.1-2.; *Ibid.*, Jan., 1908, pp.3-4. 主要論文としての掲載もなされた。Cf. Robert Emmett Ireton, “Currency Reform : A Central bank,” *The American Review of Reviews*, Jan., 1908, pp.35-37. また中央銀行の紹介もされた。Cf. “The Central Bank Idea,” *ibid.*, Feb., 1908, pp.133-134.; “Ridgely Out For A Central Bank ; . . . NO REFORM THIS SESSION Ex-Secretary Gage Says Politicians in Congress Afford Barely Temporary Relief,” *The New York Times*, Feb., 2, 1908, p.12. なお、1907年から1908年の中央銀行論争の概要については、cf. Christopher W. Shaw [2019], *op. cit.*, pp.42-45.

だが、キャンノン＝オールドリッチ主導の暫定的な緊急銀行法の制定に向けた動きにかき消され、中央銀行論は完全に傍流に据え置かれたものの、議論は続けられた。Cf. “For A Central Bank,” *The*

Bankers Magazine, Feb., 1908, p.161.; “A Central bank Bill,” *ibid.*, June, 1908, p.824.; “A Central Bank of Issue for the United States. [Robert I. McCabe],” *ibid.*, June, 1908, pp.827-829.

なお、中央銀行論の観点からオールドリッチ法案を検討したものとして、cf. Julian D. Fairchild, “Futility of the Aldrich Bill As An Emergency Measure,” *Trust Companies*, Feb., 1908, pp.100-102. これらの論争の素地が、アメリカの銀行制度への根底的な改革要求と相まって、オールドリッチの劇的な中央銀行論への転換を歓迎する政治的状況を生み出したのである。Cf. Andrew Carnegie, “The Worst Banking System in the World,” *The Outlook*, Feb., 15, 1908, pp.487-489.; “The Worst Banking System in the World,” *ibid.*, May 16, 1908, p.126.

③ヘップバーン（全米銀行協会通貨委員会委員長）の中央銀行を含む通貨委員会プランについては、cf. Hon. A. Barton Hepburn, “Address on Currency Commission Plan,” *Moody’s Magazine*, Oct., 1907, pp.479-483. 通貨監督官1907年次報告での発券中央銀行については、cf. E. Clyde Robbins (compiled), *Selected Articles on A Central Bank of The United States*, The H. W. Wilson Company, 1910, pp.71-84. [この書は、中央銀行論の前提となる銀行改革法案、プランを包括的に取り上げたものである。]

1907年恐慌を契機に多くの中央銀行論が提出された。Cf. “Demand For A Central Bank,” *The Literary Digest*, Dec., 21, 1907, pp.943-945. ここで、中央銀行法案の父、ハンスブロー（Hansbrough）上院議員、通貨監督官リジリー（William B. Ridgely）、ニューヨークの有力な銀行家セリグマン（Isaac N. Seligman）らに取り上げられた。リジリーについてはcf. “Central Bank Is Solution-Comptroller Ridgely,” *The Washington Times*, Dec., 16, 1907, p.1.; “Banks of District : Discussed in Annual Report of Controller Ridgely,” *The Evening Star*, Dec., 16, 1907, p.9.; “Central Bank Is Urged By Ridgely : Flurry Was Due To Banks’ Lack of Confidence in Themselves, Says Controller. Improve Reserve System,” *The New York Times*, Dec., 17, 1907, p.12.; “Report of Controller Ridgely : He advocates a central bank,” *Financial Age*, Dec., 23, 1907, pp.1483-1484.; “Ridgely Out For A Central Bank,” *The New York Times*, Feb., 2, 1908, p.12. ハンスブローについては、cf. “Go Slow on Currency bill,” *The Sun*, Dec., 4, 1907, p.1.; “The Central Bank Idea,” *The American Review of Reviews*, Jan., 1908, pp.133-134. ここで、オールドリッチ法案、ファウラー法案との関係についても触れられている。

金融回復に向けた銀行家の会議でも中央銀行についての議論がなされた。Cf. “Financier’s Remedies : Philadelphia Meeting, Schiff, Seligman, Treat and Ridgely Present Their Vies,” *New York Tribune*, Dec., 3, 1907, p.1.; “Bankers Talk of Financial Remedies : Central Bank Idea is Prominently Brought Out at a Meeting of Financiers in Philadelphia,” *The Financial Age*, Dec., 9, 1907, pp.1934-1938. この会議への参加者は、Isaac N. Seligman, William B. Ridgely, Charles H. Treat, Frank A. Vanderlip, Jacob H. Schiff, William A. Nash である。バンダーリップの関連論文については、cf. Frank A. Vanderlip, “A Banker’s View of Elastic Currency,” *The Outlook*, June 13, 1908, pp.329-332. バンダーリップの紹介については、cf. Charles F. Speake, “Frank A. Vanderlip, Banker-Journalist,” *The American Review of Reviews*, Mar., 1908, pp.293-238.

そして金融危機下での通貨・銀行改革提案の中で多くの中央銀行提案がなされ、その具体化に向けて、盛り上がりを見せていた。Cf. Charles H. Treat, “The Readjustment of Our Banking System and The Unification of The Currency”; Geo E. Roberts, “The Need of a Central Bank”; George H. Earle, Jr., “Central Bank as a Menace to Liberty”; William A. Nash, “Clearing-House Certificates and the Need for a Central Bank”; Jacob H. Schiff, “Relation of a Central Bank to the Elasticity of the Currency”; Andrew J. Frame, “Diagnosis of the World’s Elastic Currency Problems” in *Lessons of the Financial Crisis*, American Academy of Political & Social Science, Vol.31., Mar., 1908.

ロバーツについては、cf. “Need Of A Central Bank,” *The Bankers Magazine*, Sept., 1908, p.398.; “A

Central Bank For The U.S.A.," *The Bankers Magazine* (London), Sept., 1908, p.321.; *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 6, 1909, p.1196. 関連してロバーツがすでに想定していたアメリカの中央銀行は、財務省と国法・州法銀行との連携として機能するもので、個々の銀行間の連携を行うのがクリアリングハウス協会を通じた協同化であった。これが、ロバーツ・プランであったのである。Cf. George E. Roberts, "Financial Legislation," *North American Review*, May 3, 1907, pp.34-43.

また、ナッシュはクリアリングハウス証書と中央銀行を関連付けて論じた。特にクリアリングハウス協会による監査機能が確立できることに中央銀行形成の利点とした。そして、発券などを中心とした中央銀行制度の業務はクリアリングハウス証書・小切手システムで例証済みだと主張した。これがナッシュ・プランである。ところで、このナッシュ・プランは、緊急時にクリアリングハウス証書をベースに通貨を発行するという、クリアリングハウス証書使用の合法化提案であったから、上院で賛否両論を引き起こし西部地盤議員は反対を表明したのである。Cf. "Emergency And Asset Currency," *The New York Times*, Feb., 14, 1910, p.5.; "Nash's Plan Divides Senate: Westerners Object to Currency Based on Clearing House Certificates," *ibid.*, Feb., 15, 1910, p.2. ナッシュ・プラン支持については、cf. "Clearing-House Certificates: Thinks Everybody Should Be Glad to Use Them as Money," *ibid.*, Feb., 20, 1910, p.8. なおナッシュのクリアリングハウス証券発行認可決議についてはすでに1907年末に提案されていた。Cf. "Clearing House Certificates Used," *ibid.*, Oct., 27, 1907, p.8.

なおフレームは、タイトルでは明示しなかったが、中央銀行を支持し、「全国準備銀行」(A National Reserve Bank)を提唱した。これが、フレーム・プランであった。この「全国準備銀行」の詳細については、cf. *Andrew J. Frame: Address and Writings*, Privately Printed, 1931, pp.168-175, pp.178-180. 積極的な中央銀行提唱者であるフレームの中央銀行の利点説の解説については、cf. *Ibid.*, pp.159-166. フレームの中央銀行批判への反批判については、cf. "The Advantages of A Central Bank: A Reply to the Arguments Against Such an Institution Advanced by Dr. Arthur Selwyn-Brown" [A. Selwyn-Brown, "Dangers of a Central Bank of Issue," *Moody's Magazine*, Dec., 1909.]

ショウによる中央銀行批判については、cf. "Central Bank Plan Attacked By Shaw," *The New York Times*, Jan., 15, 1908, p.3. その他、フォーンズ(Fornes)下院議員提出の中央銀行法案については、cf. "Bill For Central Bank, Calls for Branches In 8 Cities-Committees Considering Currency Bills," *ibid.*, Jan., 16, 1908, p.8. また中央銀行代替案については、cf. Newton Duelle Alling, "A Substitute For A Central Bank," Mar., 1908, in Newton Duelle Alling, *Reserve And Currency Problems: A Substitute For A Central Bank*, 1913, pp.20-47.

これらの議論からオールドリッチ・プランが何を継承し、どのような独自性を付け加えていたのか、これが検討課題となろう。なお、この時点で全米の国法銀行の頭取に行ったアンケート調査では発券中央銀行プランへの支持が圧倒的に高く、ショウ・プランはかなり好意的に受け止められ、トリート・プランも一定の支持を集めたが、トリート・プランの支持者は超保守派の人たちであった。これに対してファウー・プランへの支持は低かった。Cf. "Banker's Views Varied," *New York Tribune*, Dec., 3, 1907, p.1.

④ 1909年後半からも中央銀行論については有力な提案や報告がなされた。Cf. O.M. W. Sprague, "The Proposal For a Central Bank In The United States: A Critical View," *The Quarterly Journal of Economics*, May 1909, pp.363-415.; "The Central Bank Proposal," *The New York Times*, Sept., 16, 1909, p.8.; "The Central Bank Proposal," *Moody's Magazine*, Oct., 1909, p.251.; "Dangers of A Central Bank of Issue," *Moody's Magazine*, Dec., 1909, p.445.; Victor Morawetz, "A Central Bank of Issue," *North American Review*, Jan., 1910, pp.1-12.

レイノルズのアイオワ州銀行協会での講演で示された新たな中央銀行プランについては、cf. "New Plan For A Central Bank," *The Bankers Magazine*, Aug., 1909, pp.235-236. 彼の発券中央銀行の提唱に

については、cf.：“Central bank plan of George M. Reynolds,” *The Bankers Magazine*, Aug., 1909, p.165. ; “The American Banker’s Association Convention,” *Moody’s Magazine*, Oct., 1909, p.269. ; George M. Reynolds, “The Central Bank Plan,” *Moody’s Magazine*, Oct., 1909, p.273. ; “Address of President Reynolds,” *ibid.*, Oct., pp.578-579. レイノルズはアメリカ銀行協会の1909年35回年次大会の会長講演で中央銀行提案を行った。Cf. George M. Reynolds, “Annual Address of the President,” *Proceedings of the Thirty-Fifth Annual Convention of the American Bankers’ Association*, Chicago, Illinois, Sept., 13-17, 1909, pp.69-80. ; “Political Aspects of The Central Bank Plan,” (Address of President Reynolds) *The Bankers Magazine*, Oct., 1909, pp.491-492. ; “The Central Bank Plan,” (From the address of George M. Reynolds, retiring president of the American Bankers’ Association, at the recent convention in Chicago), *Moody’s Magazine*, Oct., 1909, pp.273- 275. この中央銀行設立の提案内容や統治方法などの項目ごとの詳細については、cf. “The Proposed Central Bank,” *ibid.*, Nov., 1909, pp.665-669. その紹介については、cf. *Moody’s Magazine*, Oct., 1909, p.269. なお、オールドリッチ・プラン発表後、1911年のレイノルズ講演では、オールドリッチ・プランの中央準備協会、全国準備協会を取り上げ、その役割を検討した。Cf. “Address of Mr. George M. Reynolds,” *Twenty-Fifth Annual Convention of the Michigan Bankers Association at Detroit*, Michigan, Buffalo and Niagara Falls, N.Y., June 13-17, 1911, pp.59- 71.

ロバーツ (Hon. George E. Roberts) の中央銀行アイデアへの支持については、cf. *The Bankers Magazine*, Nov., 1909, pp.683-684. 関連して、cf. Jullian D. Fairchild, “Economic Advantages of a Central Bank,” *Trust Companies*, Dec., 1909, pp.764-765. ; “CoL.F.H. Fries on A Central Bank,” *ibid.*, Feb., 1910, p.129. ; “The Central Bank Proposal,” *The New York Times*, Sept., 16, 1909, p.8. 中央銀行シンポジウムの紹介については、cf. “Central Bank Symposium,” *Northwestern Banker*, Jan., 1910, pp.21-23. [Robbins, *op.cit.*, pp.57-62.]

⑤ 1909年から1910年の中央銀行の論評・講演については、cf. “A Central Bank System – How It Might Be Formed Without The Help of Congress,” *The Bankers Magazine*, Aug., 1909, p.153. ; “The Central Bank Proposal,” *Moody’s Magazine*, Oct., 1909, p.251. ; Robert L. McCable, “What A Central Bank Would Do,” *The World’s Work*, Dec., 1909, pp.12394-12397. ; Chas W. Disbrow, “Central Bank,” *The United States Fidelity and Guaranty Co., of Baltimore, Maryland*, Dec., 20, 1909, pp.24-29. ; A. Selwyn-Brown, “Dangers of A Central Bank of Issue,” *Moody’s Magazine*, Dec., 1909, pp.445-45. ; O.M.Sprague, “Central Bank not Remedy for Currency Ills,” *Chicago Banker*, Jan., 15, 1910, pp.5-6. [E. Clyde Robbins, *op.cit.*, pp.139-144.] ; Robert Emmett Ireton, “Currency Reform : A Central Bank,” Jan., 1910. ; “A. Central Bank,” [Address : R.P. Kavanagh], *The Bankers Magazine*, Feb., 1910, pp.314-315. ; Nelson W. Aldrich Papers, Reel 57, Box 83, Folder 2. [fraser] ; John M. Nelson, “A Central Bank,” *Proceedings of the Fifteenth Annual Convention of the Maryland Bankers’ Association*, June, 1910, pp.51-62. ; William Pennell Goodwin, “Money, Credit Currency, And A Currency Plan,” Aug., 1, 1910. ; W. H. Allen, “The Central Bank,” *Moody’s Magazine*, Sept., 1910, pp.174-176. ; “The American Bankers’ Association Convention and The Central Bank,” *Trust Companies*, Oct., 1910, p.231. ; F. E. Lyford, “The Central Bank From The Country Bank’s Standpoint,” *Moody’s Magazine*, Oct., 1911, pp.259-260.

⑥ 1909年12月に中央銀行について包括的な研究を発表したのは、アイトン (Robert Emmett Ireton) である。ここで中央銀行論の賛成、反対の整理を行い、論者の特徴と論点を簡潔に紹介した。賛成論として、New York Chamber of Commerce Plan (1906, Dec. : Frank A. Vanderlip, Charles A. Connant 等が参加), Reynolds Plan (1909, Sept., 14), Ridgely Plan (1907, Dec., 16), Gage Plan (1902年3月 : A. Barton Hepburn のスピーチからの紹介), Roberts Plan, Harris Plan, Frame Plan, Vreeland

Plan, Hansbrough Plan, Fornes Bill, Wright Plan, Treat Plan, Warburg Plan, Morawetz Plan を挙げている。なお、モラウエッツは中央銀行論の反対を表明していたが、通貨調整の中央機関の必要性を説いていることから、賛成論者と整理している。Cf. Robert Emmett Ireton, *A Central Bank*, Anthony Stumpf Publishing, Dec., 1909, pp.85-112. なお、E. Clyde Robbins (compiled) [1910] では、モラウエッツは反対論に分類されている。Cf. *Ibid.*, pp.127-133. またこの書の分類では、アイトンの議論は賛成論 (*ibid.*, pp.120-125.) 反対論 (*ibid.*, pp.177-182.) の整理として紹介されている。

2) 1910年ファウラーの銀行券・預金保証基金と連邦準備銀行提案

— 第一次連邦準備法案 —

①ファウラーの中央銀行批判としての分権・統合型銀行制度改革構想

ファウラーは、1908年1月アセット・カレンシーと預金保証＝保険条項を核にした銀行制度改革法案を提出したが¹²⁾、オールドリッチ＝キャノンの党内戦略で排除された。だが、ファウラーの預金保証＝保険提案は、ブライアンとの関係で注目されただけでなく、共和党内や実業界・学術界にもなお根強い支持があった¹³⁾。そのファウラーの預金保証＝保険提案を共和党主流派が徹底的に排除しようとした点に当時の通貨・銀行改革の意図が読み取れる。

ファウラーはキャノンとの党内闘争を加速しつつあったが、預金保証＝保険を軸にした銀行制度改革案を練り上げる新たな仕事にも取り組んでいた。その一端はすでに1908年末に銀行制度の統一、信用制度の分散化、金準備の集中、政府による預金保証批判プランとして示されるが¹⁴⁾、1909年初めに預金保証＝保険を明示したうえで、ボンド・カレンシーに代えて信用通貨システムの構築、銀行グループ化によるゾーンの区分け、それを統括するワシントンに設置される委員会という新たな銀行制度構想を提示した¹⁵⁾。このファウラーの新銀行制度案は、通貨論から中央銀行論への大転換を図ったオールドリッチ・プランへの批判を目的としたものであった。その後彼が展開した中央銀行批判によれば、ファウラーにとって中央銀行論は、非民主的、非共和的、非アメリカ的、国民の福祉に有害なものであって、個々の独立した自由な銀行機関群を共和党の統治形態の原理と調和させることが出来ないものであった¹⁶⁾。つまりファウラーは、中央銀行構想が共和党の政治理念に合致しないと主張したのである。ファウラーはこの見地から更に1909年後半に預金者への保証を軸に商業ゾーンをベースにした分権的な銀行システムと統合を構想した。これが中央銀行への批判としての新たな銀行制度の構築で、ファウラーの中央銀行代替プランであった。これは中央銀行に代えて割引率などに影響力を行使する目的の中央機関を設置するもので、ここには、アセット・

カレンシーをベースに、膨大な中央金準備、大都市に各々14名の銀行家と実業界の経営者からなる理事会とワシントンに置かれる中央理事会の設置と中央理事会の構成及び協議方法などが盛り込まれた¹⁷⁾。この構想の展開として1910年3月29日に連邦準備銀行案としての重層的な銀行制度プランが提示される。これが単一型中央銀行論ではないアメリカ型の分権的な中央銀行としての第一次連邦準備法提案であった。

注

12) “For Credit Currency : Fowler Bill Also Provides Guarantee for Bank Deposit,” *New York Tribune*, Jan., 3, 1908, p.3. ファウラー法案の特徴は預金保証＝保険条項であった。Cf. “The Aldrich and Fowler Bills,” *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.101, p.102 (Sec.18). ; *Ibid.*, Feb., 1908, p.161. オールドリッチとの比較でファウラーを支持する論者の大きな論拠は、ファウラーの預金保証＝保険条項であった。Cf. “Oppose The Aldrich Bill,” *The Evening Journal*, Mar., 20, 1908, p.6. ファウラーの預金保証条項をめぐる動向については、cf. Christopher W. Shaw, *Money, Power, And The People*, The University of Chicago Press, 2019, p.50. ここでは、ファウラーがブライアンの信条を擁護したことが、銀行業界の人たちを驚かせたことが強調されている。ブライアンの政治的な影響度でファウラーの預金保証＝保険条項への反発も強まったということであろう。

なお、ファウラーはアメリカの銀行制度改革について、商業銀行が信託会社機能を行使用することを支持していた。Cf. *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.13. そのためファウラー法案の銀行制度論としての特徴は、信託会社の金融革新として展開された信託会社の商業銀行化に対して、銀行に信託機能を付与するものであった。これについては、注3) ⑤参照。これもまた、連邦準備法の源流の一つというべきものであった。これに関するフレーム (Andrew Jay Frame) の論評については、cf. “Fusion of Trust Company and National Bank Function : An Impracticability,” *Trust Companies*, Mar., 1908, p.182. 信託会社の銀行機能行使については、cf. “What Constitutes the Exercises of Banking Powers by Trust Companies,” *Trust Companies*, Apr., 1908, pp.229-232.

13) ① “Guaranty of Bank Deposits Has Republic Indorsement,” *Los Angeles Herald*, Sept., 7, 1908, p.4. ファウラーの預金保証＝保険条項は、前財務長官ゲージ (Gage) やホワイト (Horace White) などに代表される多くの著名人に支持された。Cf. “Guarantee of Bank Deposits,” *The Boise Citizen*, Sept., 8, 1908, p.1. ファウラーの預金保証＝保険条項の保証基金をはじめとする特徴の説明については、cf. “Fowler on Guaranteed Deposits,” *The Sun*, Oct., 15, 1908, p.6. ここで、ブライアンとの比較がなされ、最後にブライアンはよき共和党ファウラーか、ファウラーはよき民主党ブライアンかという比喩的表現がなされている。またホワイトは、ファウラーの保証基金の特徴として、預金と流通手段の相互保証を説明している。Cf., “Horace White For The Fowler Bill,” *The New York Times*, Mar., 12, 1908, p.6. ② オールドリッチはファウラーの預金保証＝保険条項を無視したが、オールドリッチ・プラン資料文書には、ホワイトがファウラー法案の特徴として共通の保証基金によって預金と流通手段の相互保証がされている点、ゲージが預金者か銀行券保有者のどちらであれ、銀行債権者に対する保証をするための銀行提供の基金を挙げて、ファウラーを支持した記事：“Ex-Secretary Gage and Horace White on Currency,” [Reprinted from *the Journal of Commerce Bulletin* of March 12, 1908.] が収録されている。Cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission. Miscellany, Reel 57, Box 83, Folder 6. [Fraser] なお、この資料文書の1911年1月から1913年10月の期間の収録文書の中に、7頁の9条から構成された預金保証法案が全国銀行預金保証局 (The National Bank Deposit Guarantee Department) プランとして掲載されている。Cf. *Deposit Insurance*, *ibid.*, Reel 56, Box 80, Folder

5. オールドリッチの預金保証 = 保険条項の排除に当たっての検討資料として留意すべき内容であろう。
- 14) “All Gold Reserve in Banking Plan Urged by Fowler : For a Credit Currency and Single Administration, with Federal Supervision,” *The Star and Newark Advertiser*, Dec., 9, 1908, p.11. ここでファウラーは銀行準備として、金と金証券を挙げ、最も経済的な通貨は拘束されていない自由な信用通貨で、それは小切手発行の銀行預金だとの見解を示した。そして銀行制度改革構想として、銀行制度の統一、銀行信用の分散化、金準備の集中を指針とした。そのうえで、政府貯蓄銀行と政府銀行預金保証を否定したのである。
- 15) “Credit Currency Fowler’s Plan of Financing : New Jersey Congressman Delivers Interesting Address Before Board of Commerce – Architect Kelsey’s Talk,” *The Detroit Times*, Jan., 20, 1909, p.3. ; *Ibid.*, Jan., 21, 1909, p.6. ここで、ファウラーはクレジット・カレンシー、銀行グループのゾーンの設定、ゾーンの委員会、全体を統括するワシントンの中央組織、銀行信用通貨保証のための金による基金の仕組みを挙げ、想定されている中央銀行計画に激しく反対した。そしてそれに加えて、銀行家による銀行監視の下での銀行預金保証の意義を強調したのである。だが、ファウラーの中央銀行反対の論調を取り扱った記事において、ファウラーの特徴は明確にされていない。Cf. “Opposition To A Central Bank,” *New York Tribune*, Sept., 17, 1909, p.6. これが一般的な理解とみるべきであろう。
- 16) “Would Debate Central Bank With Senator : Congressman Fowler Asks To Meet Aldrich, New Jersey Representative Says Plan Is Perilous,” *Los Angels Herald*, Oct., 25, 1909, p.1. ; “Opposes The New Plan,” *The Salt Lake Herald-Republican*, Oct., 25, 1909, p.1. ; “The Proposal Central Bank,” *The Bankers Magazine*, Nov., 1909, pp.684-686. ファウラーはオールドリッチが渡欧に際して帰国後に中央銀行を主張するといっていた通りになったが、中央銀行が共和党の主義にも反するという反対理由を挙げ、その問題を議論する準備があるとオールドリッチに論戦を挑んだのである。“Fowler Is Opposed : No Central Banks Says New Jersey Congressman, Ready To Argue The Question,” *The Red Cloud Chief*, Oct., 28, 1909, p.6. ファウラーは1908年1月の法案提出の時に、巨大な中央銀行は政治的に不可能で、科学的に見ても、健全かつ賢明な通貨・銀行制度とはみなさないという立場であったので、中央銀行反対を主張したのである。Cf. “Banking and Currency Reforms,” *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.67.
- 17) “Is Opposed To A Central Bank,” *The Fargo Forum and Daily Republican*, Nov., 10, 1909, p.5. 商業ゾーンと預金者保証を軸にした分権・統合型プランについては、cf. “Fully Half of Bankers To Oppose Postal Bank Plan,” *The Vinita Daily Chieftain*, Oct., 20, 1909, p.2. これに関して、前記注8、参照。

②ファウラー型連邦準備法案とオールドリッチ・シカゴ指針への研究史の評価

ではなぜ、ファウラーの第一次連邦準備法案の検討が必要なのか。

第一に、それはファウラーがオールドリッチ中央銀行論不在の中で、オールドリッチが後に明らかにする主たる改革目的としての銀行制度改革論に先行する独自の分権型銀行制度改革論を提出していたからである。

第二に、オールドリッチは中央銀行を提唱し政治的に支持を集めたので、中央銀行に反対

するファウラー・プランは看過されることになったが、オールドリッチの中央銀行論は極めて不透明とはいえ、その意図する視点はファウラー提案とは共通するもので、その意味でファウラー・プランは政策的には本来相互にオールドリッチ・プランと議論できる枠組みの中での先行プランであったからである。

オールドリッチの中央銀行論を不透明にした理由は3つある。それは、第一に1908年オールドリッチ＝ブリーランド法以後の全国通貨委員会から1911年までの通貨・銀行改革は、オールドリッチ主導の中央銀行論とはいえ、1910年に至っても一般的にはオールドリッチの中央銀行論の概要は明らかではなかったこと。第二にオールドリッチは全国通貨委員会刊行の一連のオールドリッチ講演記録にも収録されていない1909年11月6日のシカゴ講演で金融制度改革にとっては発券問題よりも信用・銀行制度の効率的な組織化の方がはるかに重要だとして、単なる発券中央銀行論としてのオールドリッチ・プランではなく、当面は信用・銀行システム改革を基礎に置くプランを改革指針として打ち出したにもかかわらず、この銀行改革重視への戦略的転換にはほとんど注意が向けられなかったこと。第三にオールドリッチ自身が中央銀行論をテーマに掲げ続け、その後も銀行改革論と中央銀行論の各々の概要や相互の関連性には言及を控え、具体的なオールドリッチ中央銀行像不在の状況が続いたからであった¹⁸⁾。

これまで看過されてきたが、特にこの第二のシカゴ指針による方針転換は重大であった。この当時すでにファウラーは分権型銀行改革プランの概要を提示し、オールドリッチに中央銀行の是非をめぐる公開討議開催を求めている。ところがこのファウラーからの申し出を政局とすることを嫌ったオールドリッチは当然拒否したが、この公開討議を避けてオールドリッチが企画した全国通貨委員会による中西部への中央銀行の啓発講演ツアーの第一弾のシカゴでの講演で、オールドリッチは委員会でもまだはっきりとしたプランが出来ていないとしたうえで、これまでは発券中央銀行設置が最も重要だというのが委員会の共通認識であったが研究の結果、発券中央銀行よりも既存の信用・銀行制度の整備の方がはるかに大事だと分かったと、発表しこの方針転換がこれからの検討課題だとしたからである。

これは内容的には、当面、発券中央銀行設置プランを留保して既存の信用・通貨制度改革を重視するという〈銀行制度改革による通貨改革〉論への転換であった。その後もオールドリッチは、中央銀行の講演で諸外国の中央銀行の事例を紹介し、それを中央銀行講演としたのである。そしてヨーロッパ型の単一中央銀行の採用はアメリカの実情にはそぐわないことをにおわせたのである。

つまり、オールドリッチの当面の研究課題の実態は銀行制度改革であり、そこで展望される発券中央銀行は単一中央銀行ではなかったのである。オールドリッチの老獪な政治的駆け

引きで、オールドリッチの中央銀行プランも曖昧なものへと封じ込められたが、その曖昧さの最大の要因は先行するファウラーからの批判的なプランの提示にあった。シカゴ指針に示された全国通貨委員会内部のこうした矛盾と劇的な戦略転換への分岐点としての重要性は、先行するファウラー・プランとの比較によってより明確に浮き彫りにされるものであった。

しかし、近年の研究史はこの時期のいわば水面下でのオールドリッチ・プランのシカゴ指針を看過しただけでなく、表舞台でプランを公表していたファウラーの動向についてもほとんど触れてこなかった。マッカーリー (McCulley, 1992) は「1911年 オールドリッチ・プラン」の章で1910年11月のジキル島秘密会議を中心に多角的な分析を展開し新たな水準を切り開いたが、オールドリッチ・プランへの対案を提示したファウラー構想には触れなかった¹⁹⁾。リンク (Link, 1956)、コルコ (Kolko, 1963)、ウエスト (West, 1974)、ホワイト (White, 1983)、リビングストン (Livingston, 1986)、ブロズ (Broz, 1997) など他の文献も同様であった²⁰⁾。古典的文献のウォーバークもファウラーは取り上げなかった²¹⁾。春田素夫氏はファウラーが「連邦準備法の最初の草稿」と自画自賛する内容をそのまま転載した文献について郷土史の自慢話の類としたが²²⁾、これが通常の評価であった。その中でファウラーの「連邦準備法の最初の草稿」を取り上げ、ファウラー法案をグラス法案の草稿との関係でオールドリッチ法案などとともに考察対象としたのがウィリスであったことに留意すべきであろう²³⁾。ウィリスの視点ではファウラー・プランはオールドリッチ・プランとともに検討に値するグラス法案の源流の一つであったのである。だが、このウィリスの考察を指摘しながら、ウィッカーは自身の分析においては何の注釈もつけずファウラーを無視した²⁴⁾。このウィッカーの研究姿勢に見られるように、現代に至るまでウィリスを除けば、ファウラー・プランの内容は紹介されることもなく触れられることもなかった。このことによって、研究史はファウラーの預金保証条項を含む兼営的銀行業務プランとそれらを統合する包括的な分権型中央銀行提案の特徴を看過してきた。しかし、このファウラーの金融包摂的中央銀行論は、預金保証を排除し「通貨による銀行改革」から転換し「銀行制度改革による通貨改革」を目指すオールドリッチ・プランとは対極をなすものに見えたが、預金保証を除く基本構想においてオールドリッチ・プランに先行するものであった。

連邦準備法形成分析は、オールドリッチ＝グラスの系譜で考察されるが、オールドリッチ・プランの形成にはこれまで不明確な点が多く、グラス草案についても預金保証＝保険条項を検討し削除した点や、ファウラー・プランをどのように検討したのか、また当初民主党政権としてはオールドリッチ・プランに基本的に反対しながらなぜオールドリッチ・プランと強い継承性を持つ法案構成に至ったかの背景や関係性に不透明な部分を多く残している。これらの課題を究明するうえでもこれまでとは別の角度から、オールドリッチ・プランとグ

ラス草案の継承問題にファウラー・プランとの比較という照射を当てることは十分意味があるように思われる。この観点からもこれまで排除されてきたファウラー・プランの再検討と再評価が必要であろう。

注

- 18) ①オールドリッチの中西部への中央銀行普及のための啓発講演ツアーの最初の地がシカゴでそこで行うスピーチでは、発券中央銀行の在り方がテーマだと考えられていた。Cf. “Why A Central Bank,” *The Hattiesburg News*, Nov., 4, 1909, p.4. ところが、オールドリッチは1909年11月6日のシカゴの講演で最初の切り出しで紙券発行問題よりも信用・銀行制度の改革の方がはるかに重要だと発言して中央銀行が主たるテーマだと思っていた聴衆を驚かせたのである。そして、彼はここで、通貨・金融システムの是正の業務改革の必要性を強調したのである。Cf. “Aldrich On Finance,” *The Evening Star*, Nov., 7, 1909, p.8. つまり、彼が重視したのは信用・銀行制度の効率的な組織化であった。Cf. “Aldrich Has No Definite Plan For Reforming Finance of The Nation,” *The Billings Gazette*, Nov., 9, 1909, p.8. このように300名の聴衆を集めた商業クラブの宴会スピーチで、留意すべきはアメリカ金融制度変革への包括的・科学的プランは紙券発行問題を2次のテーマとするというものだったのである。彼が強調したのは、銀行業の体系を更新し信用組織を改善することであった。Cf. “Aldrich Plans Monetary System,” *The Manitowoc Pilot*, Nov., 11, 1909, p.6. この銀行制度重視については、cf. “Aldrich Currency Reform,” *The Denison Review*, Nov. 10, 1909, p.2.

オールドリッチは、最初全国通貨委員会の共通の認識は発券問題が信用組織の再編よりも重要だと思っていたが、調査・研究を経て信用組織の再編の方が重要だと考えを変えることになった、とその変化の経緯を述べた。そして信用・銀行制度の効率的組織化の方がはるかに重要だとみなしていると宣言したのであった。それが、オールドリッチが求める集中化された全国組織であった。その結論の前提には銀行券発行問題は常に政府のコントロール下に置くべきだという、認識があった。そして、外国のシステムを本質的な修正なしに採用するものではない、と締めくくった。Cf. Aldrich on Banking Reform : Senator For A Centralized National System,” *The Sun*, Nov., 7, 1909, p.5. また、金融制度の効率的再編のために、既存のシステムを保持し、超党派的に問題を取り扱い、世界の金融センターにすべきとの抱負を述べた。Cf. “Aldrich Talks About Currency,” *The Cairo Bulletin*, Nov., 7, p.1 & p.6. そのためには、世界で最も賢明で最良のシステムの採用が必要であった。Cf. “No Plan To Urge,” *Rock Island Argus*, Nov., 8, 1909, p.1. そしてまだ明確なプランはできていないが研究を進めると宣言したのである。“Aldrich Makes Address on the Subject of Currency Reform-Declares that no Definite Plan Has Been Adopted and a Through Study Will be Made,” [AP] *Tonopah Daily Bonanza*, Nov., 7, 1909, p.1. この方針の変更を簡潔に伝えたその他の報道については、cf. *The Arizona Republican*, Nov., 7 (新聞1面の表記がなぜかOct., 7になっているが、誤記), 1909, p.1.; “Aldrich on Currency Reform,” *The Denison Review*, Nov., 10, 1909, p.2. これらの内容を収録した講演内容の詳細については、cf. *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 13, 1909, pp. 1256-1257.

だが、このシカゴ指針は公式には公表されなかったものの、全国通貨委員会のオールドリッチ資料文書にはこの1年後のオールドリッチの講演でのシカゴ指針の紹介記事が収録されている。Cf. “Aldrich Asks For Business Council,” *Journal of Commerce and Commercial Bulletin*, Nov., 12, 1910. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission, Miscellany, Reel 57, Box 82, Folder 8. [Fraser] つまりこれは全国通貨委員会では公認された指針だったのである。

なお、オールドリッチ関連資料文書、1909年頃資料には、前半8ページが欠落した9頁から47頁までの講演録が掲載されている。Cf. *Ibid.*, Reel 55, Box 79, Folder 5.; *Nelson W. Aldrich Papers* :

National Monetary Commission, 1908-1912; Miscellany, circa 1909. [Library of Congress]

そこでは諸外国の事例が詳細に報告され、最後に、我々が採用する制度や機構は既存の金融状況に付加して定着させるものでなければならず、既存の銀行制度を悪化させるものであってはならない。そのため現在のクリアリングハウス機構の外部に我々が求める組織を作れば、それは既存の組織に有用なものになろうと締めくくっている。ここで聴衆の反応を見ながら、ステットソン (Francis Lynde Statson: モルガンの私設法律顧問、オールドリッチのインナーサークルメンバーの一人) に声をかけている状況が描写されていて、ガードナーのシカゴ講演の傍聴記には、暫定法案作成が認められているステットソンが出席したことが記載されているので、シカゴ講演記録とも推察される。傍聴記については、cf. Gilson Gardner, "Aldrich Has Smooth Plan, To Get Central Bank Law," *The Seattle Star*, Nov., 13, 1909, p.10. ここでガードナーは、オールドリッチがあいまいな中央銀行を提示し、本当のプラン、テキストを明らかにしていないと批判した。同様の批判については、cf. "Aldrich In 'Gun Shoe' Bank Plan," *The Spokane Press*, Nov., 16, 1909, p.7.

だが、少なくとも1909年にクリアリングハウス・システムの再編成とそれを基盤とする外部機構が、中央銀行論として想定されていたことに注意すべきであろう。

その直後のセントルイスでも、弾力的で効率的な信用制度の必要性を論じた。Cf. "No Currency Plan Says Aldrich," *The Daily Missoulian*, Nov., 9, 1909, p.5. このセントルイス講演では、シカゴ講演よりも通貨制度の意義が強調されたのである。Cf. "Aldrich Urges Currency Reform," *Deseret Evening News*, Nov., 9, 1909, p.10. その後のアイオワのデモインでもヨーロッパの制度を採用するよりもアメリカも事情に適合した信用制度の必要性が強調された。Cf. "Growing Impact of Great West," *The Salt Lake Tribune*, Nov., 12, 1909, p.1.; "Aldrich Speaks For Central Bank Policy," *Daily Press*, Nov., 12, 1909, p.6.; "Aldrich Makes Speech on Currency," *The Cairo Bulletin*, Nov., 13, 1909, p.2. この講演の反対論を含む論評については、cf. "Central Bank Plan Doomed Says Hill," *The Tacoma Times*, Nov., 27, 1909, p.1.; Chas G. Dawes, "Central Bank-Twice Tried, Twice Failed," *The Seattle Star*, Nov., 15, 1909, p.4.

オールドリッチが試みた中西部への中央銀行啓発のための講演旅行の初日のシカゴ講演で、講演目的とは違ってそれまで全国通貨委員会メンバー共通認識であった発券中央銀行設立よりもクリアリングハウス整備による信用・銀行制度の整備の方がはるかに重要だと述べたことは、方針の大転換であったから、研究史もここに重大な注意を払うべきであった。これ以後、オールドリッチは中央銀行啓発講演で、信用・銀行制度の必要性を訴えるが、そこには中央銀行によるウォール街支配への懸念を払しょくし、ニューヨーク中心ではなく、シカゴも含む大都市中心ではなく、地方で機能しているクリアリングハウス組織を存続・強化・連携をすることが中央銀行プランの目的だとして政治的支持を集める政策的意図が込められていた。

しかし、このオールドリッチの政策的意図は公式には伏せられていたので、オールドリッチの中央銀行は何か、という表題の記事においても中央銀行の概要は明らかではなかった。Cf. "What Of The Aldrich Currency Plan," *Goodwin's Weekly*, Feb., 12, 1910, p.2.; "What of this Aldrich Currency Plan," *The Owyhee Nugget*, Feb., 17, 1910, p.2.; "Preparing A Currency Plan," *Evening Journal*, Mar., 12, 1910, p.1.; "Bankers Will Discuss Aldrich Central Plan," *The Detroit Times*, Oct., 4, 1910, p.2.; "Central Bank Is Next Move For Aldrich," *Bridgeport Evening Farmer*, Nov., 15, p.1.; "Planning Currency Reform: Senator Aldrich May Attempt Enactment of Measure by Coming Congress," *New York Tribune*, Nov., 15, 1910, p.9.; "Aldrich and Central Bank," *East Oregon*, Dec., 5, 1910, p.1. 1910年のオールドリッチをめぐる報道の動向について、前記注11) 参照。

②全国通貨委員会の動向については、cf. Proceedings of the National Monetary Commission, August 1909~January 1911. [Nelson W. Aldrich Papers: Monetary Commission; Miscellany, Reel 57, Box 82,

Folder 8, Fraser]. ここでは、出版物の他、全国通貨委員会共催の通貨シンポジウムの案内が掲載されている。Cf. “The Need for Currency Reform,” *The Academy of Political Science*, November 11 and 12, 1910. ; Speakers : Nelson W. Aldrich, A. Piatt Andrew , Jacob H. Schiff, George E. Roberts, J. Laurence Laughlin. この通貨シンポジウムについてのオールドリッチ演説の記事については、cf. “Aldrich Asks For Business Council : This Is Next Step, Says Monetary Commission’s Chairman,” *Journal of Commerce and Commercial Bulletin*, Nov., 12, 1910. [前記注18)①、参照。] そして1910年12月2日の通貨委員会の会議の後、1911年1月17日の会議録に1月16日のオールドリッチの趣旨説明を添えて金融法案への勧告案 (Suggested Plan For Monetary Legislation) が提出されたことが記され、Reserve Association of Americaの冒頭部分が表示された。

上記の最初のオールドリッチ・プランについては、cf. *Suggested Plan for Monetary Legislation*, submitted to the National Monetary Commission, by Hon Nelson W. Aldrich , Jan., 16, 1911.

なお、プランの目的、準備の大規模集中、弾力的な銀行券発行、商業銀行と金融業務のより厳密な区別などの5項目の既存の銀行制度への変更、それに関して準備協会とクリアリングハウス加盟銀行の関係などの詳細については、cf. *Nelson Aldrich Papers* : Monetary Commission ; Miscellany, Reel 58, Box 83, Folder 8. [Fraser]

- 19) Richard T. McCulley, *Banks and Politics During The Progressive Era : The Origins of The Federal Reserve System, 1887-1913*, Garland Publishing, Inc. 1992. pp.221-253.
- 20) Arthur S. Link, Wilson : *The New Freedom*, Princeton University Press, 1956. ; Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism*, Quadrangle Books, [Paperbacks], 1963. ; Robert Craig West, *Banking Reform and the Federal Reserve : 1863-1923*, Cornell University Press, 1974. ; Eugene Nelson White, *The Regulation and Reform of the American Banking System, 1900-1929*, Princeton University Press, 1983. ; James Livingston, *Origins of The Federal System : Money, Class, and Corporate Capitalism, 1890-1913*, Cornell University Press, 1986. ; Lawrence Broz, *The International Origins of the Federal Reserve System*, Cornell University Press, 1977.
- 21) Paul M. Warburg, *The Federal Reserve System*, Volume I, II, The Macmilian Company, 1930.
- 22) 春田素夫「連邦準備法のオーサーシップ」『経済集志』第83巻第3号、2013年3月、198頁。
- 23) Henry Parker Willis, *The Federal Reserve System*, The Ronald Press Company, 1923, pp.529-530. ここでウィリスは、ファウラー法案、ミュールマン (Mühleman) 案、オールドリッチ法案を取り上げた。これについてウィリスは、すでにこの3つの法案を検討することが、連邦準備法の形成過程の理解に最善の方法であると示唆していた。Cf. H. Parker Willis and George W. Edwards, *Banking and Business*, Harper and Brothers Publishers, 1922, p.423.
- 24) ウィッカー (Wicker, 2005) は、オールドリッチ法案との関係で取り上げたグラス法案の考察でウィリスの指摘を挙げ [Willis (1923, p.132)]、ミュールマン (Muhleman)、ファウラー、オールドリッチ法案を示し、ミュールマンとファウラーについてはファウラーを外してミュールマン・プランのみを取り上げ検討した。Cf. Elmus Wicker, *The Great Debate on Banking Reform : Nelson Aldrich and the Origin of the Fed*, The Ohio State University Press, 2005, p.73. なお、ウィッカーによるミュールマンの表記は通常表記で正確ではなく、ウィリスからの引用ページも正確ではない。これについては、前記注23、参照。

ミュールマンの1907年銀行改革・中央銀行論については、cf. “Currency Reform Thru a Central Bank of Issue,” *Moody’s Magazine*, Aug., 1907, p.214. ; Maurice L. Muhleman, “Need of A Central Bank of Issue,” *ibid.*, Aug., 1907, pp.253-258. ミュールマンの包括的研究については、cf. Maurice Louis Muhleman, *Money and Banking System*, Monetary Publishing Co., 1908. ここでの中央銀行プランを含む改革プラン紹介については、cf. *Ibid.*, pp.205-212. なお、ウィリスが目じたのは以下の一連の

論考である。Cf. Hon. Maurice L. Muhleman, “Plan For Central Banking,” *The Banking Law Journal* Nov., 1909 ; Dec., 1909 ; Jan., 1910 ; Feb., 1910 ; Mar., 1910.

なお、ウィッカーのグラス法案の原型としてのオールドリッチ評価については、cf. Elmus Wicker, “The Origins of the Fed : The Paternity Question”. ここでオールドリッチ=ブリーランド法でアセット・カレンシー条項が提起されたことを連邦準備法への大論争の第一段階と位置付けていることに留意しておきたい。Cf. *Ibid.*, p.9. だがこのアセット・カレンシー条項はオールドリッチがブリーランド法案を踏襲したもので、これこそが最も重要な点である。

③ファウラー型連邦準備法案と連邦議会

ファウラーの第一次連邦準備法案は、連邦準備銀行プランとしてオールドリッチ中央銀行案が提起されないいわば空白期間にオールドリッチへの批判として提起されたものの、ファウラーからオールドリッチへの中央銀行をめぐる合同討議の呼びかけも不発で、論争の相手不在で議論の対象となることもなかった。これに対してオールドリッチによる中央銀行のアイデアは、内容不明のままウォール街の支持を集め、オールドリッチの議会での政治力から提案すれば実現されるとの予測も強かった²⁴⁾。当時の政治勢力の構図からファウラー法案の政治的影響力は小さく、オールドリッチからグラスへの政治的な政策実現の系譜からは除外されるにしても、オールドリッチ案が提起されない空白時期に通貨・銀行改革案として提起された最初の分権・統合型中央銀行論としてのファウラー・プランの社会政策的意義は大きい。第一に、ファウラー・プランがオールドリッチとの通貨・銀行改革論争の空白を埋めるものであったこと。第二に、オールドリッチが政治的に支配した中央銀行ムードに反対する姿勢を明確にしたため、反中央銀行論として政治的に黙殺された感があるが、実質はオールドリッチに先行するアメリカ型の分権・統合型中央銀行論であったことである。第三に、オールドリッチ中央銀行構想とは異なり銀行預金保証=保険を組み込んだ金融包摂型中央銀行として構想されたこと。第四に、銀行業務を信託業務も含む兼営化容認としてアメリカ型金融革新に適合した銀行制度を構築しようとしたこと。第五に、連邦準備法の原型に当たる商業ゾーンの区分けと連邦準備銀行の用語を提起したことである。

この中で第一の通貨・銀行改革は、オールドリッチによって、発券問題よりも信用・銀行制度の再編の方が第一義的課題であると提起された銀行制度改革論に先行する課題設定であった。第四の信託会社の取り扱いがオールドリッチ・プランと類似性を持つ先行規定であった。そして特に注目すべきは第五の論点で、オールドリッチ・プランと対極にあるといわれながら、グラス=ウィリス草案にも影響を与えたと思われる構想であった。この商業

ゾーンの分権的システムはオールドリッチ・プランとも共通性を持つもので、明らかにオールドリッチ・プランに先行する独自性の高いプランであった。

ファウラーの連邦準備銀行の用語法は連邦準備法の性格を規定する先行性を持ち、その後の連邦議会でも共感が示されたものである。そのことを示すように、後に1920年5月18日、下院でファウラーによる書簡、「連邦準備法の第一次草稿」として法案(H.R. 23707)が紹介された後、1919年9月17日講演記事が提出され、「連邦準備法の父」としてのファウラーの9月17日付け新聞記事が掲載された²⁵⁾。また1927年1月31日にも下院でファウラーによる「連邦準備法の真の起源」が提出された²⁶⁾。このファウラーの主張は、看過されてきたが、連邦議会でかなり後になっても議論された痕跡は記憶されるべきであろう。

注

24) “Central Bank Idea Was Born and Fostered in Wall Street,” *The Argus*, Oct., 7, 1909, p.1 & p.4. オールドリッチは1906年から中央銀行論を提起していたシフの支援も取り付けた。

25) *Congressional Record- House*, 1920, pp.7238-7240. p.7244.

26) *Ibid.*, 1927, pp.2657-2695.

④ 1910年のファウラー・プランと幻のオールドリッチ・プラン—研究史の空白期間—

すでにみたように、1910年のファウラー・プランの動向と内容について研究史は触れてこなかった。そして、研究史はオールドリッチ・プランについても、1910年11月末のジキル島秘密会議をプランの制度・設計の開始と定めてその周辺の関わりのある提案の整理や検討を進めて、オールドリッチ・プランの検討ではなくオールドリッチ・プラン周縁の理論環境の整備について優れた業績を積み上げてきた。だが、このジキル島秘密会議は当時知られていなかったもので、すでに指摘しておいたように当時の新聞などの資料ではオールドリッチ・プランへの関心と批判は伝えられていたものの、オールドリッチ・プランの中央銀行の概要は明らかではなく、研究史もその動向や内容にさほど関心を示さなかった²⁷⁾。だが、オールドリッチは1909年11月のシカゴ講演で中央銀行概念を回避しながら、アメリカの金融制度の欠陥の是正にはまず信用・銀行制度改革が必須であるとする指針を提示していたので、その点に研究史も注意を払うべきであったのである。

ただ、その反面、研究史ではオールドリッチ・プラン形成に影響を及ぼした政治状況や周辺の通貨・銀行をめぐる理論状況に十分な目配りはされてきた。

リビングストン(1986)は1909年後半のレイノルズ(George Reynolds)の中央銀行論を

始め、フォーガン (Forgan)、デビソン (Davison)、バンダーリップ (Vanderlip)、1909年11月のモラウエツ (Victor Morawetz)、ミューレマン (Maurice L. Muhlemann) を挙げたが、特に1909年の9月から11月にかけてのコナント (Charles A. Conant) の精力的な論考に注目し、1910年2月までのコナントの動向を追跡した。そのうえで、1911年のスプローク (Sprague)、ウォーバーク (Warburg) の基本文献を検討した²⁸⁾。プロズ (1997) は、全国通貨委員会とオールドリッチ・プランにとって政治的に活発な影響力を持つシカゴの銀行家の支持が決定的に必要で、オールドリッチ達は中央銀行法案と呼ぶものにアセット・カレンシーの修正形態を盛り込んだ、と指摘した²⁹⁾。

だが、問題はこれらの指摘を含む周辺研究がオールドリッチ・プランに具体的にどのような影響を及ぼしたかであろう。

他方、この時期、1909年から1910年にかけて雑誌でも中央銀行論を中心に通貨・銀行論の論文、紹介文が提出され、提案と賛否が交錯した。それに関連して金融改革が提案され、クリアリングハウスと中央銀行の関連も再検討された。また中央銀行論推進派に転身したブリーランド構想も発表された³⁰⁾。更にオールドリッチ・プランとマネートラストとの関係も批判対象となった³¹⁾。

これらはほとんどオールドリッチ中央銀行プランに触発されたものであった。しかし、オールドリッチ・プランとの具体的な接点はなく、せいぜい推論上のオールドリッチ中央銀行像を踏まえた仮想上の議論に過ぎなかった。話題先行であったが、争点の定まらない中央銀行論であり金融改革論であった。

しかもオールドリッチは、中央銀行を提唱しながらヨーロッパ型の単一中央銀行の是非も含めて中央銀行の輪郭を示さなかった。オールドリッチが主張したのは、信用・銀行制度改革の在り方で、しかもその内実はクリアリングハウス・システムの充実・強化プランであった。そして、この中央銀行論不在の状況下で研究史はファウラーとオールドリッチの対立点だけでなくオールドリッチ・プランへの基本構造についても考察することが無かった。しかし、この研究史の空白期にこそアメリカ型中央銀行を信用・銀行制度改革優先で構想するオールドリッチの政策的意図が隠されていたのである。

この視点に立って初めて、オールドリッチ講演での短い手掛かりとなる発言に込められた意味の重要性が見えてくる。

1910年11月末のジキル島秘密会議以前の注目すべきオールドリッチ講演はオールドリッチ通貨委員会文書所収の1910年11月12日付け記事で紹介されていて、これは1年前の1909年11月のシカゴ指針の承認を含む銀行制度改革報告であった。その文書所収のシンボジュウム案内で講演者として予告されていた1910年11月11日のニューヨーク金融会議

〔テーマ：通貨改革の必要性〕、第3セッションは12日に開催され、オールドリッチは中央銀行に触れることなく通貨委員会の仕事は革命ではなく、進化を求める会議で、既存組織を破壊するのではなく、既存組織の独立性を尊重して再構築を図るものだと説明した。中央銀行提唱者のオールドリッチが、銀行制度の整備と再編成のみを力説したのである。これは1909年11月6日シカゴ講演の信用・銀行制度改革重視の改革内容の意義を改めて明確にしたもので、オールドリッチ自身がこのシカゴ講演で行った紙券発行問題よりも信用・銀行制度改革の方がはるかに重要だとした発言に聴衆の注意を喚起して行われたものであった³²⁾。これこそがオールドリッチがヨーロッパ型の単一中央銀行を回避してアメリカ型の中央銀行を目指すべく政策誘導してきたオールドリッチ・プランの意図するものであった。

その後11月末のジキル島秘密会議の合意を受けて、1910年12月末には少しプラン概要に触れる形でオールドリッチは改めて銀行制度改革の必要性を論じた。だが、オールドリッチ・プラン発表の直前にもかかわらず、その議論でも銀行改革の必要性は説かれているが期待に反して中央銀行設立に向けての具体的な展望に乏しく、クリアリングハウスの発展と役割を強調して既存の銀行制度の権限と独立性を尊重した上でそれをまとめる新組織に言及しているに過ぎないかのように見えるものであった。しかし、実はこの説明はかなり踏み込んだオールドリッチ信用・銀行制度改革プランの内実を示すもので、クリアリングハウス・システムの体系化からそれを統括する新組織を展望するものであったからである。というのも、それに先立つ12月8日の中央銀行問題会議の講演で、オールドリッチは簡潔にクリアリングハウスの進化こそが私には最も重要なテーマだと明言していて、内容的にはそれを受けてのものだったからであった。

このニューヨーク中央銀行問題会議でオールドリッチは、ジキル島秘密会議後であったにもかかわらず銀行改革をテーマにして中央銀行には触れず、この間のクリアリングハウスの機能の進化こそが今後の最も効果的な組織の在り方を決定づける有効な兆候を示すものだとして、この組織の全国化と協同化に向けた総合的な統治機構を提案した³³⁾。これもシカゴ講演での指針に沿ったものであった。

このように、オールドリッチにとって、中央銀行プランとはその基礎としてのクリアリングハウス組織の強化と再編成こそが最大のテーマで、その延長上に協同化された銀行組織の総合的な統治機構が想定されたのである。この統治機構が、オールドリッチ・プランの準備協会に当たるものなのであろうか。とすれば、ここで初めてクリアリングハウス・システムの進化を基礎にした協同組織の統治機構としての中央銀行プランが提示されたのである。

それにしてもジキル島秘密会議以前も以後もオールドリッチ信用・銀行制度改革は1909年シカゴ指針に沿ったもので、統治機構を除けば何ら劇的な変化は見られない。

では、オールドリッチは、準備協会に向けて合意形成がされたとされるジキル島秘密会議までは中央銀行に関して何ら具体的なイメージや骨格を持っていなかったのであろうか。

確たる文献・資料はまだ開示されていないが、1910年1月の一部の報道によれば、驚くべきことに1911年1月16日のオリジナルなオールドリッチ・プラン発表に先立つこと1年も前にすでにオールドリッチ・プランの重要概念と概要の一端がやや詳細に示されていたことである。それによれば全国通貨委員会へ報告する予定のオールドリッチ・プランは通常考えられているような中央銀行ではなく、そこで構想されていたのは「アメリカの準備協会」であった。これはいわば、幻のオールドリッチ・プランであり、ファウラーの「連邦準備銀行」プランに対応する分権・統合型中央銀行の原型であった。

この幻のプランでオールドリッチは、少なくともオールドリッチ・プランを形づくることになる2つの骨格を提示した。第一は準備協会概念を示し、その位置と役割及びその構成を明らかにしたことである。ここで「Reserves Association of America」の設立を提起し、この機関は野心に満ちた金融家達に支配されたり、統治されるものではないとウォール街からの遮断を明確にした。その上でここでは「アメリカの準備協会」の組織構成と役割、特に15の地区協会と支部を通じたプライム・コマーシャルペーパーの発行までもが述べられた。そしてこの準備協会組織の特徴は協会メンバーの銀行の相互支援組織だという点にあった。この相互支援と15の地区協会規定は後にオールドリッチのいうクリアリングハウスの進化と密接にかかわる構想を先取りするものであった。さらに注目すべきことは、第二に信託会社問題の解決策として国法銀行と信託会社の法制化を規定した国法信託会社(national trust companies)の2つの新たな銀行組織が構想されていたことであろう³⁴⁾。

この幻のオールドリッチ・プランで示された注意すべきことは、ここで明らかにされた「アメリカ準備協会」構想こそがオールドリッチ・プランの基軸概念で最初のオールドリッチ・プラン〔Suggested Plan For Monetary Legislation, submitted to the National Monetary Commission by Hon. Nelson W. Aldrich、1911年1月16日〕の最初の項目に掲げられたタイトルであったことである³⁵⁾。だが、1月にオールドリッチ提案の「アメリカの中央準備協会」(a Central Reserve Association of America)が論じられ、5月にオールドリッチが「中央準備協会」の用語を用いる中、「アメリカの全国準備協会」(National Reserve Association of America)提案がなされるなど一時、用語の不統一が見られたが、同じ表題の1911年10月版(修正版)では、最終的に「合衆国の全国準備協会」(The National Reserve Association of the United States)へと変更された。その後も用語の使用に併存がみられたものの、「全国準備協会」がオールドリッチ・プランの特徴になった³⁶⁾。

通常、改訂版の1911年10月版〔Suggested Plan for Monetary Legislation (Revised

Edition), 61st Congress, 3rd Session, Senate Document No. 784, Part2. ; Address of Hon. Nelson W. Aldrich, Chairman of the National Monetary Commission Before The Western Economy Society, Nov., 11, 1911.] での〔a National Reserve Association〕「全国準備協会」が使われるので見落とされがちだが、この幻のオールドリッチ・プランを掲載した1910年概要記事の「アメリカの準備協会」構想は、1911年の法案草稿の加筆修正原稿〔A Bill To Incorporate to National Reserve Association of the United States, and for other purposes〕の原型をなすものであった³⁷⁾。

更に、ここで提示された国法信託会社は、研究史では看過されてきたが、オールドリッチ・プランのもう一つの重要な基軸構想で、1911年1月16日のオリジナル版オールドリッチ・プランと1911年6月13日の下院で報告された国法銀行の機能の中で述べられた制度規定(national trust companies)の原型そのものであった。この信託会社の国法化構想は、アメリカ銀行協会に信託会社部門を持つ信託会社にとっては、州法の下で商業銀行業務を拡大し実質、商業銀行として州法銀行の一翼で競争力を保持しただけに、国法銀行と州法銀行との制度改革問題とも絡む重要問題で、信託会社関係者からの強い批判を巻き起こした争点でもあった。これは「全国準備協会」設立過程で州法銀行、信託会社が国法銀行と同じベースでメンバーシップの参加できる形で決着した³⁸⁾。しかし、この問題提起はオールドリッチ・プランとしてはアメリカの信託会社の商業銀行への同質化という金融革新を容認した新たな銀行制度の構築という「通貨による銀行改革」から「通貨による銀行制度改革」への進展を示すものであった。

なお、この「アメリカの準備協会」は「中央準備協会」を経て「全国準備協会」(National Reserve Association)となるが、オールドリッチの1911年10月版(改訂版)での説明によれば、これは「修正されたクリアリングハウスの進化形態」であった³⁹⁾。その意味では1910年12月末のクリアリングハウスの意義を強調したオールドリッチの演説や論考は、「全国準備協会」のアイデアの意図を明示したものであるべきものであった。

ところで、研究史ではこの全国準備協会のアイデアについて、リビングストンは、1909年のレイノルズ提案と1910年のウォーバーク論文に類似していることに注目した⁴⁰⁾。そしてこの時期、中央銀行論を中心にウォーバーク、モラウェッツ、ロバーツ、フレイム、コナントの論考がまとめられた⁴¹⁾。この中でモラウェッツはオールドリッチの地区協会と支部に当たる「地区準備銀行プラン」(Divisional Reserve Bank Plan)をより明確に提起している⁴²⁾。これらのアイデアがどのようにオールドリッチ・プランに影響を与えたかは明らかではないが、1909年末から1910年初めにかけて、すでに1年も前にオールドリッチ・プランの骨格が固まっていたことに留意すべきであろう。

つまり、オールドリッチは、ファウラーからの執拗な中央銀行論争への挑戦を回避しながら、1910年初めにはすでに従来の「通貨による銀行改革」から「通貨による銀行制度改革」へ、そして「銀行制度改革から通貨改革」へとアメリカ型の中央銀行構想に向けた骨格を固めていたことになる。そして1909年シカゴ指針に従ってクリアリングハウスの機能の進化に向けた通貨・銀行制度改革をそのベースにするというメッセージを発し続けたのである。しかし、研究史はこれらに関心を向けてこなかった。

この1910年のファウラー・プランとオールドリッチ・プランをめぐる研究史の空白は、議会を中心にいわば表舞台でオールドリッチ・プランに挑戦状をたたきつけたファウラー・プランと、そのファウラーとの論戦を避け、議会と経済界からの支持を取り付けながら水面下のいわば裏面で構想されていた信用・銀行制度改革に軸足を移そうとしていたオールドリッチ・プランとの隠れたアメリカ型中央銀行論争の進展過程であった。

注

- 27) West (1974), pp.70-73.; White (1983), pp.90-95.; Livingston (1986), pp.193-203.; McCulley (1992), pp.221-247.; Broz (1997), pp.175-180. これは、オールドリッチ研究についても同様である。なおジキル島秘密会議の日程について、1910年11月20日から11月30日とする見解については、cf. Gary Richardson and Jessie Romero, "The Meeting at Jekyll Island, Federal Reserve History." Federal Reserve Bank of Richmond. 11月24日を開始とする見解については、cf. Jessie Romero, "Jekyll Island: Where the Fed Began." *Econ Focus*, First Quarter, Federal Reserve Bank of Richmond, 2015.
- 28) Livingston (1986), pp.190-198. ここで挙げられた基本文献については、cf. O.M. W. Sprague, *Banking Reform in the United States*, Cambridge, 1911.; Morawetz, *Banking and Currency Problem*, and the revised version in Academy of Political Science of the City of New York, *The Reform of the Currency*, ed. Henry R. Mussey (New York, 1911).
- 29) Broz (1997), p.177.
- 30) ①中央銀行については、cf. O.M. W. Sprague, "The Proposal For A Central Bank In The United States: A Critical View," *The Quarterly Journal of Economics*, 1909, May, pp.363-415.; "The Central Bank Proposal," *Moody's Magazine*, Oct., 1909, p.251.; W.H. Allen, "The Central Bank," *Moody's Magazine*, Sept., 1910, p.174.; F. E. Lyford, "The Central Bank Proposal," *Moody's Magazine*, Nov., 1910, p.277.

中央銀行について言及したものについては cf. Chas W. Disbrow, *An Analysis of the Banking and Currency System of the United States*, The United States Fidelity and Guaranty Co, Dec., 20, 1909, p.24.

なお、オールドリッチの中央銀行構想については、cf. "Aldrich Aims At A Great Central Bank," *The Bridgestone Evening Farmer*, Aug., 18, 1909, p.4.; "The Prospects For Currency Reform Legislation," *Trust Companies*, Sept., 1909, pp.630-631. 同時にオールドリッチ・プランのあいまいな中央銀行のイメージと十分な準備ができていないことは比較的詳細に伝えられた。Cf. "Aldrich In 'Gun Shoe' Bank Plan," *The Spoken Press*, Nov., 16, 1909, p.1 & p.7.

②通貨・金融改革については、John Cofer Shirley, "True Currency Reform," *Moody's Magazine*, Feb., 1909, pp.131-136.; "The Prospects For Currency Reform Legislation," *Trust Companies*, Sept., p.632.; "Our Future System and Currency System," *ibid.*, Dec., 1909, p.789.; Frederick William

Gookin, *Our Defective American Banking System*, Chicago Literary Club, 1909.; Leslie M. Show, "The Proposed Revolution in Our Financial System: Defects and Dangers of the Central Bank Scheme," *Moody's Magazine*, Sept., 1910, p.163.; Irving T. Bush, "Currency Reform from the Business Man's Standpoint," *Bankers' Convention Section of the Commercial & Financial Chronicle*, Oct., 15, 1910, pp.121-123.; Frank B. Anderson, "The Need of Banking and Currency Reform," *ibid.*, Oct., 15, 1910, pp.123-125.; R. G. Rhett, "A Southern Banker's View of the Currency Question," *ibid.*, Oct., 15, 1910, pp.130-134.; Paul M. Warburg, "Principles That Must Underlie Monetary Reform in the United State," *Moody's Magazine*, Dec., 1910, p.415.; E. W. Kemmerer, "Suggestions For Monetary Reform," *ibid.*, Dec., 1910, p.425.; "The Prospect of Monetary Reform," *ibid.*, Dec., 1910, p.414.; Arthur Reynolds, "Bank Credits As A Basis For Currency," *ibid.*, Dec., 1910, p.363.; "Bank Acceptances," *ibid.*, Nov., 1910, p.343. 通貨改革としての、Aldrich Plan, New York Plan, Wilmington Plan については、cf. John S. Rossell, "Currency Reform From The Trust Company Standpoint," *Trust Companies*, Mar., 1911, pp.179-171.

③ オールドドリッチ中央銀行をクリアリングハウス・システムの展開した紙券発行権を持つ銀行であるという脈絡で "National Clearing House" と分類する理解については、cf. "Aldrich Plans Central Bank," *Burlington Free Press*, Aug., 19, 1909, p.1 & p.15.; "Central Bank May Be Aldrich Plan," *The Newark Star and Newark Advertiser*, Aug., 18, 1909, p.13. このオールドドリッチ中央銀行プランへのブリーランドの支持については、cf. "Aldrich Plans Central Bank," *ibid.*, Aug., 19, 1909, pp.1 & 15. 発券中央銀行の業務はクリアリングハウスの銀行券発行のみならず金融情報機関としてのクリアリングハウスのサービスを提供するという比喻については、cf. Johnson Joseph French, "Central Bank -Discussion," *American Economic Association Quarterly*, Apr., 1, 1909, p.376. クリアリングハウスと中央銀行との関連については、cf. "A Central Bank As A Federal Clearing House," *Moody's Magazine*, Sept., 1910, p.171. クリアリングハウス証書と通貨改革については、cf. "Clearing house Certificates and Currency Reform," *Trust Companies*, Apr., 1910, p.226.

なお、クリアリングハウス・カレンシー提案については、"Emergency Currency: A suggestion to Facilitate Its Issue in Time of Panic," *New York Tribune*, June 10, 1910, p.6. これに関連して、注意すべきことは1908年初めに、クリアリングハウス・カレンシーを提起してきたギルマン (Theodore Gilman) のクリアリングハウスの銀行制度への法制化の意義が再検討されたことである。Cf. *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.8. [ギルマンのオールドドリッチ法案への批判については、cf. "Aldrich Currency Bill: Theodore Gilman Suggests Certain Changes in It," *The New York Times*, Jan., 8, 1908, p.8.] だが、この再評価は1907年末のバンダーリップ (Vanderlip) の銀行改革論としてのクリアリングハウス体系化論への導入部としての再提起であった。

④ バンダーリップ (ナショナル・シティ銀行副頭取) の通貨・銀行改革構想は、『バンカーズ・マガジン』では、ギルマンの系譜上に位置づけられ、ある種の中央銀行が必要だとすれば、銀行制度に組み込んだ法制化されたクリアリングハウスの方が、はるかに反対が少ないとバンダーリップが主張したことが紹介されたのである。Cf. *The Bankers Magazine*, Jan., 1908, p.8. バンダーリップ構想については、本章2) ⑧参照。

このように、クリアリングハウス・システムの法制化は、これまでのクリアリングハウス・カレンシー論の系譜に位置づけられ、その後ギルマン説の中央銀行への展望も示された。Cf. "The Clearing Houses," *ibid.*, July 1912, p.3.

なお、1907年末にシカゴの『エコノミスト』はクリアリングハウス・カレンシーの有効性を高めるためにシカゴ型の地区クリアリングハウスの組織化と地区内の強い銀行による弱い銀行の保護を通じた協同化プランを提案し、通貨論から銀行制度論への転換の必要性を主張した。Cf. "The

Currency Reform Cure,” *The Economist*, Nov., 9, 1907, pp.720-721.; “Currency Reform Achieved,” *ibid.*, Nov., 16, 1907, p.756.; “Clearing House Currency,” *ibid.*, Nov., 30, p.834.

この提案が示すように、これまでのクリアリングハウス・カレンシーの通貨論とは別の角度から銀行制度としてのクリアリングハウス・システムの整備と体系化が、通貨・銀行改革のベースに据えられることとなり、中央銀行に向けた新たな局面が生み出されることになった。通貨・銀行改革においてクリアリングハウス協会の機能と役割を高く評価し、中央銀行論へと議論を発展させたのは、財務省出納局長トリートであった。〔これについては、本章2)⑥参照。〕ウォーバークもまたクリアリングハウス協会の再構成を基礎にした中央銀行論を提起した。〔これについては、本章2)⑦参照。〕こうして銀行制度論としてのクリアリングハウス・システム論がアメリカ型の中央銀行を方向付けることになったのである。

⑤ブリーランドの中央銀行支持については、cf. “Favors Central Bank : Mr. Vreeland’s Remedy for Defects in Currency System,” *New York Tribune*, Sept., 9, 1909, p.12.; “‘Uncle Joe’ Has Fun With The Bankers,” *The San Francisco Call*, Sept., 23, 1909, p.6.; “May Delay Legislation,” *Palestine Daily Herald*, Nov., 19, 1909, p.2.; “Delay Financial Legislation,” *The Wenatchee Daily World*, Nov., 19, 1909, p.4.; “Vreeland Pushes for Central Bank,” *The Houston Post*, Nov., 28, 1909, p.1.; “For A Central Bank,” *The Evening Statesman*, Sept., 21, 1909, p.4. ブリーランドの中央銀行構想について、ブリーランドはまず、1909年の通貨・銀行改革論では通貨協会(Currency Association)の役割とクリアリングハウスの経験に注目する論評を行った。Cf. Hon. Edward B. Vreeland, “Currency and Banking Reform,” *Trust Companies*, Aug., 1909, pp.456-463. そして中央銀行を提唱するのである。Hon. Edward B. Vreeland, “The Central Bank Plan,” *Moody’s Magazine*, Oct., 1910, p.274.; “Central Bank Plan : Mr. Vreeland Speaks,” *New York Tribune*, Jan., 16, 1910, p.1.; “Vreeland Defends Central Bank Plan,” *The Washington Times*, Feb., 6, 1910, p.14. ブリーランドの中央銀行提案については本章2)⑧参照。

⑥スプロークの中央銀行機能とクリアリングハウス決済機能重視については、O.M.W. Sprague, *Banking Reform in The United States : A Series of Proposals including A Central Bank of Limited Scope*, Cambridge, Harvard University Press, 1913, pp.140-143. 彼によれば、中央銀行機能のカギを握るのは、クリアリングハウス間の決済であり、中央銀行に特別の発行権限を付与すれば、クリアリングハウス貸付証書の発行は不必要になる、としてクリアリングハウス貸付証書の機能代替としての新たな発行権限を付与した中央機関の提言をしたのである。つまり、中央銀行は重要な都市間のクリアリングハウス・バランスの決済機関なのであった。Cf. *Ibid.*, p.156.

- 31) ラフォレットはオールドリッチ中央銀行プランをロックフェラー＝モルガンの銀行支配の点から批判した。Cf. “Senator Lafollette Will Fight Aldrich Central Bank Plan,” *The Marion daily Mirror*, Oct., 11, 1909, p.1. なお通貨・銀行改革はマネートラストとの関係で批判されたが、それについては、cf. Charles A. Lindbergh, *Banking and Currency and The Money Trust*, National Capital Press Inc., 1913. マネートラスト調査については、cf. “Big Row Starts Among Money Trust Hunters,” *The Sun*, Nov., 20, 1912, 9.12.
- 32) オールドリッチの11月のパネル講演については、cf. Henry Raymond Mussey (edited), *The Reform of The Currency*, Proceedings of the Academy of Political Science in the City of New York, Jan., 1911, [pp. 483-487], p.487. Kessing Publishing のリプリント版2010. に、第5章〈V Discussion At The Monetary Conference〉が収録されている(HathiTrustで検索可能)。なお、当時の1911年版の編集では、コンファレンス討議は収録されていない。この講演での1年前のシカゴ指針への想起についての記事は他にも掲載されている。Cf. “Aldrich On Currency,” *New York Tribune*, Nov., 12, 1910, p.3. 講演内容の詳細については、cf. *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 19, 1910, p.1363.

なおこの時期、オールドリッチが金融改革と中央銀行への道筋をつけたとして近く引退との報道と、シフがオールドリッチの中央銀行は金融問題への科学的解決を求めてのものだという立場を支持するとの記事については、cf. “Aldrich and the Scientists,” *The Evening Times*, Nov., 17, 1910, p.4. オールドリッチは、中央銀行論はモルガンらの金融勢力の利害を反映するものではないという意味で、健全銀行の問題は非政治的、超党派の問題で国民的問題だと主張していたのである。Cf. “Senator And The Bank,” *The Evening Times*, Nov., 19, 1910, p.4. 多方面でモルガンの中央銀行による金融支配への警戒感は根強かったのである。Cf. “One -Man Power in Finance,” *The Farmer*, Jan., 5, 1910, p.6.

- 33) ① 12月末のオールドリッチ論文については、cf. Nelson Aldrich, “The Vital Requisite of Reform in Our Banking System,” *The Independent*, Dec., 22, 1910, p.1364. この論文の紹介については、cf. “Now ‘Organization’, Not ‘Central Bank’,” *The Bridgeport Evening Farmer*, Dec., 31, 1910, p.6. ここでオールドリッチは来年3月4日に引退した後も全国通貨委員会委員長を継続すること、オールドリッチは中央銀行ではないが、中央銀行に当たる新組織を構想していること、J.P. モルガンとの関係に触れている。

② 12月8日講演については、cf. “Address By Hon. Nelson W. Aldrich,” [Session of the American Academy of Political and Social Science, Dec., 8, 1910.], *The Need For Currency Reform*, Supplement to *The Annals of The American Academy of Political and Social Science*, [Philadelphia] Jan., 1911.

だが、注意すべきことは、一般にオールドリッチは1909年11月6日以降1910年10月まで中央銀行どころか信用・銀行改革についても具体的な言及をしていないし、1910年11月の講演でも多くを語っていないのである。Cf. Speech of Honorable Nelson W. Aldrich, *Fifty -Second Annual Report of the Corporation of the Chamber of Commerce of the State of New York*, Nov., 18, 1909, pp.107-109.

しかし、オールドリッチは11月12日の金融会議で既存の銀行組織の進化と再構築プランを示し、1910年12月に入って初めてクリアリングハウスの進化を基礎にその延長上にアメリカ型中央銀行を展望するオールドリッチ・プランを示唆したのである。

- 34) “No Central Bank In Aldrich Plans : Monetary Commission Hopes For Reserve Association, Politics Can’t Control. ; Proposes National Bank Combine With \$30,000,000 Capital, as Fiscal Agent of Government,” *Republican News Item*, Jan., 20, 1910, p.1. 政府の財政機関としての全国銀行の資本構成や準備協会の資本、収益、分配などの概要もここに示された。ただこの記事ではオールドリッチ公表とはいいながら、この1910年1月20日の時期の他紙に類似の記事がなく、この新聞にもこの記事後にオールドリッチ関連記事はなく、根拠も示されていないので1911年1月20日の記事ではないのかと思われる内容で違和感と唐突感も舐めない（とはいえ、この新聞はペンシルベニアの歴史的に重要な定期刊行紙で週1の木曜日又は金曜日、あるいは週2の木・金曜日に刊行されてきたが、1911年1月から3月30日まで発行されていない）が、提示されている内容は、オールドリッチ・プランを先取りしている点で、幻のオールドリッチ・プランと評価しておきたい。

- 35) 61st Congress 3d Session, Senate Document No.784, p.6. Cf. “Senator Aldrich’s plan of monetary reform,” *Moody’s Magazine*, Feb., 1911, pp.123-27. (Text of plan, Jan., 1911). なお、この *Suggested Plan For Monetary Legislation*, Jan., 16, 1911. の草稿 (manuscript-original : 手書き) [Monetary Commission : Miscellany, Reel 56, Box 81, Folder 5 所収] は、この表題部分が手書き (67/94) で書き込まれ、最初のタイトルである Reserve of Association of America も乱暴な走り書きの手書き (74/94) で書き加えられている。「アメリカの準備協会」のオールドリッチ・プランについては、cf. Breckinridge Jones, “The Aldrich Plan - Objection To Federal Supervision of Trust Companies,” *Trust Companies*, Mar., 11, 1911, p.172.

「アメリカの準備協会」のオールドリッチ・プランを取り上げ、この「準備協会」がオールドリッチ・プランであるという核心を突いた表現での分析については、cf. “Plan Facts Regarding

- Currency Reform Prospects,” *Trust Companies*, Feb., 1911, pp.99-100. オールドリッチ・プランについての論評について、cf. Irving F. Moulton, “Banking and the Aldrich Currency System,” [An Address], *Oregon State Bankers Association : Proceedings of the Sixth Annual Convention*, June, 9, 1911, pp.19-30.
- 36) ①オールドリッチの「中央準備協会」については、オールドリッチ自身が信託会社と金融改革との関係を論じた講演で、「準備協会」(a Reserve Association)創設の意義と説明の際に、15の地区を「中央準備協会」(the central [原文のまま] Reserve Association)の支部と表現した。Cf. Hon. Nelson W. Aldrich, “Address on Relation of Trust Companies To Monetary Reform,” *Trust Companies*, May, 1911, p.339. これに関して、オールドリッチは、5月5日予定の“Trust Company Banquet”で「中央準備協会」(Central Reserve Association)を提起するとされていた。Cf. “Trust Companies and Their Proper Relation To Aldrich Reserve Plan,” *Trust Companies*, Apr., 1911, p.255. しかし、2月にはすでにオールドリッチの「中央準備協会」(a Central Reserve Association)創設が論じられていた。Cf. “National Versus State Charters For Trust Companies,” *ibid.*, Feb., 1911, p.108. 関連して、cf. *The Richmond Palladium and Sub-Telegram*, June 2, 1911, p.2 ; *Ceredo Advance*, July 26, 1911, p.2 ; “Central Bank Forming,” *The Central Lake Tribune*, Aug., 1, 1911, p.4 ; *The Evening Star*, Aug., 11, 1911, p.5 ; “Approves Aldrich Plan For Monetary Reform,” *The Detroit Times*, Nov., 22, 1911, p.4 ; *The Caucasian*, Nov., 30, 1911, p.2 & p.3. 以上からかなり、長い期間にわたって「中央準備協会」がオールドリッチ・プランの代名詞であったことが明らかであろう。
- ②「全国準備協会」提案については、cf. “Unanimous Endorsement of General Principles of Reform Embodied in Proposed National Reserve Association of America,” *Trust Companies*, May 11, 1911, p.321. ここでいわれているのは「アメリカの全国準備協会」である。
- 37) *Nelson W. Aldrich Papers : National Monetary Commission, 1908-1912, Miscellany, circa 1911. Draft bill* [手書きの加筆・修正]
- 38) ① *Suggested Plan For Monetary Legislation*, Jan., 16, 1911, p.17. ; *Congressional Record, -House*, June 13, 1911, p.1993. この6月の下院で [Reserve Association of America] のオールドリッチ・プランが提出され「国法信託会社」も議論されたのである。Cf. *Ibid.*, p.1992. この「国法信託会社」は国法銀行の改正案として提起された。Cf. “Plan For Establishment of the ‘Reserve Association of America’,” *Trust Companies*, Jan., 1911, p.8. 関連して、cf. “The Aldrich Plan For Banking Legislation,” *The Bankers Magazine*, Mar., 1911, p.306. この「国法信託会社」については、「信託会社の国法化」(nationalize trust companies)問題として論じられた。Cf. “National Versus State Carters For Trust Companies,” *Trust Companies*, Feb., 1911, p.109. だが、このオールドリッチの「アメリカの準備協会」プランでの「国法信託会社」勧告は、当初から信託会社関係者の重大な関心事で争点となった。Cf. “Senator Aldrich Proposes National Charters For Trust Companies,” *ibid.*, Jan., 1911, pp.6-7. 信託会社を連邦法へ編入することへの批判としては、cf. “The Aldrich Plan-Objections To Federal Supervision of Trust Companies,” *ibid.*, Mar., 11, 1911, pp.172-178. これについては「信託会社の国法化」(the nationalization of trust companies)反対として紹介された。Cf. “Discussion of The Aldrich Plan,” *The Bankers Magazine*, June 1911, p.711. また信託会社とオールドリッチ・プランとの関係については、cf. James C. Hallock, “Congressional Attitude Toward Trust Companies And The Aldrich Reserve Plan,” *Trust Companies*, Apr., 1911, p.286. 1911年5月時点で論じられた「全国準備協会」と「国法信託会社」との関係については、cf. “Unanimous Endorsement of General Principles of Reform Embodied in Proposed in Proposed National Reserve Association,” *ibid.*, May 1911, pp.321-325. ここでの「全国準備協会」の用語法については、前記注36、参照。つまり、既に一般的には「アメリカ」のついていない単なる「全国準備協会」の形で慣行的に使用されていたのである。

- ②ところで、信託会社の国法化を1910年春の段階で示唆していたのはブリーランド（下院銀行委員会委員長、全国通貨委員会副委員長）であった。Cf. “Trust Companies and National Currency Revision,” *ibid.*, Apr., 1910, p.219. しかし、ブリーランドは国法銀行が信託会社機能を行使することには反対であった。Cf. “Congressman Vreeland Opposed To Trust Company Functions For National Banks,” *ibid.*, June, 1908, p.361.
- ③オールドリッチは、「全国準備協会」に州法銀行と信託会社を参加させる意向を5月5日の信託会社の宴席（trust company banquet）の演説で表明した。Cf. *Proceedings of the Twenty-fourth Annual Convention of the Kansas Bankers Association*, May 1911, p.16. 「全国準備協会」設立提案はアメリカ銀行協会・通貨委員会の州法銀行、信託会社の参加修正を受けた修正案だという説明については、cf. *Proceedings of the Eighteenth Annual Convention of the Pennsylvania Bankers' Association*, 1912, p.89.
- ④なお、それまでの信託会社の準備金問題については、cf. “The Question of Trust Company Reserves and Clearing House Affiliation in New York City,” *Trust Companies*, Jan., 1908, pp.3-4.; “Cash Reserve Question, A Comparatively Minor Factor in Banking Suspensions,” *ibid.*, Jan., 1908, pp.7-9.; “Advocates Proper Reserve For Trust Companies,” *ibid.*, Feb., 1908, p.95.; “Proposed Cash Reserve Law For New York Trust Companies,” *ibid.*, p.99.; “Unprecedented Increase of Cash Reserve of New York Trust Companies,” *ibid.*, Apr., 1908, pp.221-222.; “Reserve Requirements of Trust Companies Under New Cash Reserve Act,” *ibid.*, May 1908, p.280.
- ⑤また、銀行と信託会社の再組織化などの銀行と信託会社との関係については、“Plans For Reorganization of Suspended Banks and Trust Companies,” *ibid.*, Jan., 1908, pp.13-14.; “A Suggestion to Bank and Trust Companies,” *ibid.*, Apr., 1908, p.239.; “Co-Operation Between Banks and Trust Companies of Washington,” *ibid.*, Apr., 1908, pp.247-248.; “Adjusting Clearing Relations Between Trust Companies and Associated Banks of New York City,” *ibid.*, May 1909, pp.263-264.; “Unification of National Bank and Trust Company Interests,” *ibid.*, July, 1909, p.397.
- ⑥信託会社とクリアリングハウス問題については、cf. “Trust Companies and The Clearing House,” *ibid.*, Feb., 1908, pp.94-95.; “The System of Associate Membership in Clearing House Associates,” *ibid.*, May, pp.279-280.
- ⑦商業銀行と信託会社との競争関係は、19世紀末からの信託会社の商業銀行化と商業銀行の金融革新業務の先行化という競争関係を経て1907年金融恐慌後も信託会社の準備金問題を軸に商業銀行と信託会社の競争関係は継続していて、この両者の関係をどのように調整するかは銀行制度の整備にとっての重要課題であった。これはアメリカ型の商業銀行の兼営化問題で、ファウラーは当初からこの問題を取り上げ、オールドリッチも銀行制度改革の主要テーマとしてこの問題に取り組んだのである。19世紀末からの金融革新としての信託会社の発展については、坂本 正『金融革新の源流』文真堂、1997年、第9章「第一次金融革新と信託会社—資本信用と信託会社—」参照。オールドリッチ・プラン後の州法銀行と信託会社との結びつきについては、cf. “Combination of State Banks and Trust Companies,” *The Bankers Magazine*, Aug., 1912, pp.131-133.
- ⑧信託会社業務と商業銀行との関係については、1913年連邦準備法では、商業銀行による信託業務の兼営化が容認されることになった。Cf. Section 11 (k) : Rollin G. Thomas, *Our Modern Banking and Monetary System*, Prentice-Hall, Inc. 1942, ‘Trust Company Powers of National Banks,’ p.390.; Roy L. Garis, *Principles of Money Credit and Banking*, The Macmillan Company, 1934, ‘Fiduciary Powers,’ pp.634-635.
- 39) Address of Hon. Nelson W. Aldrich, Chairman of the National Monetary Commission, Before the Annual Convention, at New Orleans, Tuesday, Nov., 21, 1911, p.8. この箇所は、ウォーバークによって強調された。Cf. Warburg, *Federal Reserve System*, Volume I, Mcmillan, 1930, p.573. 関連して、cf.

- Broz (1997), p.180. オールドリッチ・プラン研究が強調しているように、オールドリッチ・プランの基本アイデアとして重要な点は、クリアリングハウスの機能がクリアリングハウス市の外部で銀行間の連携がないという欠陥を補うものであったのである。Cf. Ludwig Bendix, *The Aldrich Plan in the Light of Modern Banking*, The Mason Henry Press, 1912, p.51.
- 40) Livingston (1986), p.207. なお、ここで挙げられたウォーバークの論文は〈united reserve bank plan of 1910.〉である。
- 41) Henry Raymond Mussey, *The Reform Of The Currency*, 1911 : Academy of Political Science, Proceedings, Vol. I, No.2, New York, 1911. [of the Monetary Conference held in New York, Nov., 11 and 12, 1910] Cf. Paul M. Warburg, “A United Reserve Bank of the United States,” p.302. ; Victor Morawetz, “The Banking and Currency Problem and Its Solution,” p.343. ; George E. Roberts, “The Necessity For A Central Bank,” p.358. ; Andrew Fay Frame, “How To Prevent Cash Suspension By Banks,” p.366. ; Paul M. Warburg, “Principles That Must Underlie Monetary Reform in the United States,” p.376. ; Charles A. Conant, “The Transition from Existing Condition to Central Banking,” p.389.
- 42) Victor Morawetz, *op. cit.*, p.353. なお、モラウエッツの中央銀行論については、cf. Victor Morawetz, *The Banking & Currency Problems In the United States*, North American Review Publishing Co, Jan., 1909, pp.50-58. またここで現金準備の観点から預金保証 = 保険制度の現実的有効性が検討され、預金保証反対論が主張されている。Cf. *Ibid.*, pp.72-79. この書で、銀行と財務省の協同化と銀行預金反対が主張されたとの報道については、cf. “.The Banking and Currency Problem,” *The Daily Gate City*, Feb., 2, 1909, p.4. 書評については、cf. *The Republican Journal*, Feb., 11, 1909, p.2. その後のこの書の紹介については、cf. *The Bridgeport Evening Farmer*, Jan., 19, 1910, p.6.

⑤ファウラーの第一次連邦準備法草稿とアメリカ型中央銀行構想

ファウラーの分権・統合型の通貨・銀行制度改革は、すでにみてきたように、オールドリッチ中央銀行構想批判として、1908年末から具体的な構想プランを積み上げてきた。1909年までに、預金保証 = 保険を軸に、多面的な通貨・銀行制度として金準備、商業ゾーンの設定、地区ごとの理事会、それらを統合する中央理事会が割引率などを決定するという金融包摂型の新たな銀行システムで、オールドリッチの中央銀行に対する対案であったが、事実上は預金保証 = 保険を含む分権・統合型の新たな中央銀行構想であった。これをベースにファウラーが1910年3月29日、下院に法案(H.R.23707)を提出する。これが連邦準備銀行プランを明示したファウラーの第一次連邦準備法草稿である⁴³⁾。

発券集中と準備の集中を組織化する際、地域の銀行群の独立と自主性を尊重し、その地域割をした地区からの代表で中央の理事会を構成するという分権と統合による組織化が、ファウラー構想の特徴で、ファウラーはアセット・カレンシー論の銀行制度化を連邦準備銀行という中央組織に再編することで、伝統的な単一的な中央銀行組織ではないが、広域的に中央

銀行機能を遂行出来るアメリカ型中央銀行を連邦準備銀行プランとして提起したのである。

注

43) ファウラーの「連邦準備銀行」プランに対して、ブリーランドは「中央合衆国準備銀行」(a central United States reserve bank)を提唱し、それを「中央準備銀行」(a central reserve bank)とした。Cf. “Criticism From Kirby,” *New York Tribune*, May 9, 1910. p.14. ここで彼は銀行準備の地方分散化(localization)の存在と銀行券発行の集中の意義を強調した。

⑥ トリートの中央クリアリングハウス銀行構想

財務省出納局長トリートは、1907年12月に新銀行券発行を合衆国国法銀行通貨と呼んだが⁴⁴⁾、預金者にとってより安全な制度として国法銀行制度を擁護したトリートは、1908年1月オールドリッチ法案の利点を認めつつ修正案として2億5千万ドルから5億ドルの資本を持つ「国法クリアリングハウス銀行」(National Clearing House Bank)の創設を提案した⁴⁵⁾。彼はこの考えを1908年12月に改めて明確にし、更に1909年にもこの構想を発展させることで、クリアリングハウス・システムを連邦法の下に認可・統合し巨大なクリアリングハウス銀行である国法クリアリングハウス銀行創設を彼の中央銀行と規定したのである。そして、この構想の提起は1910年に前財務省出納局長の立場となっても続けられた。他方では、当初から預金保証プランに反対の立場を示すことで、預金保証排除のオールドリッチの「通貨による銀行改革」の系譜の上に従来の通貨論であったクリアリングハウス・カレンシー論をオールドリッチ法案への対案を意図して通貨制度としての中央銀行論へと発展させたのである⁴⁶⁾。この議論は研究史では看過されてきたが、クリアリングハウス・システムを基礎にしたアメリカ型中央銀行論の系譜としてはその源流をなすもので、ファウラー構想、ウォーバーク構想、ブリーランド構想とも時期的に重なりを持つものであった。財務省中枢メンバーが、現実認識として国法銀行制度を維持して、クリアリングハウス・システムを発展させたアメリカ型のクリアリングハウス型中央銀行構想として、「国法クリアリングハウス銀行」創設案を提起していた意義は大きい。

注

44) “Financiers’ Remedies : Schiff, Seligman, Treat and Ridgely Present Their Views,” *New York Tribune*, Dec., 3, 1907, p.1.

45) “Praises Bank System : Treat Favors Supplement Currency to Aid in Money Crops,” *ibid.*, Jan., 24, 1908, p.1. この背景の考察については、cf. Charles H. Treat, “The Readjustment of Our Banking

System and the Unification of the Currency,” *Lessons of the Financial Crisis*, The Annals of the American of Academy of Political and Social Science, Vol.31, Mar., 1908, pp.35-44. この通貨発行についてアメリカの金融制度が優れていると称賛するトリートが構想したのが、中央銀行としての「国法クリアリングハウス銀行」であったのである。Cf. *The Rich Tribune*, Jan., 30, 1908, p.4; “Our Money System Good . . . United States Treasurer Treat Says Currency Plan Only Needs Amendment-Favors Central Bank,” *The Nebraska Advertiser*, Jan., 31, 1908, p.1. なお、トリートは、オールドリッチ法案もファウラー法案も中央銀行を目指すものではないと批判し、「中央クリアリングハウス協会」の形をとってこのプランをこれらの対案として提案したのである。Cf. “Progress in Currency Legislation,” *The Plymouth Tribune*, Jan., 30, 1908, p.5. その後、オールドリッチもファウラーもクリアリングハウス・システムをベースにアメリカ型中央銀行を目指すのである。

- 46) “Urges National Clearing House : Charles H. Treat, Treasurer of United States, Tells Chamber of Commerce of His Idea of Reform,” *The Morning Journal -Courier*, Dec., 8, 1908, p.1 & p.3; “Great Clearing Bank : Mr. Treat’s Plan to Provide Elastic Currency,” *Evening Star*, Feb., 14, 1909, p.6; “Central Bank or Clearing House Is Treat’s Plan,” *The Star and Newark Advertiser*, Mar., 24, 1909, p.15; “Treasurer Treat In Favor Of Central Bank,” *Albuquerque Morning Journal*, Oct., 19, 1909, p.1; “Official Of Treasury Favors Central Bank,” *Los Angels Herald*, Oct., 19, 1909, p.10; “Treat On Central Bank,” *The Salt Lake Tribune*, Nov., 9, 1909, p.6; “Treat Favors Central Bank : Former Treasurer of the United States Speaks at the Y.M.C.A.,” *New York Tribune*, Jan., 13, 1910, p.2. そして、トリートは「通貨による銀行改革」視点からブライアンの銀行預金保証プランにも反対したのである。Cf. “Treat Will Answer Bryan,” *Evening Star*, Sept., 11, 1908, p.20; “Treat Takes Issue With Peerless One : U.S. Treasurer Gives Arguments Against Guaranty of Bank Deposits,” *The Washington Times*, Sept., 16, 1908, p.14.

⑦ウォーバークの中央クリアリングハウス構想と統一準備銀行構想

オールドリッチ・プランの基礎固めをしたといわれる1910年11月のジキル島秘密会議は、極秘会議でマネートラストとの合意を得るためのものであったことは想像に難くないが、どのようにオールドリッチ・プランの骨格が出来たのかは明らかではない。参加者のオールドリッチ・プランへの影響について、最も影響力を与えたのはウォーバークであったといわれるが、ウォーバーク自身がそのことに言及することがなかったため、その輪郭さえ明らかではなかった⁴⁷⁾。そのためウォーバークの寄与として、通貨から準備への視点の拡大、新たな種類のコマースシャルペーパーの再割引の原理の導入などが挙げられるが⁴⁸⁾、それだけではウォーバーク中央銀行論構想とオールドリッチ・プランとの関連性は明確ではない。

本来、ウォーバークはドイツ型の単一中央銀行を中央銀行モデルにしていたが、アメリカの現状に即した次善の現実案としてクリアリングハウスの中央組織化を提案していた。中央銀行提案のウォーバークの論考の中でほとんど注目されてこなかったが、彼はアメリカと

ヨーロッパとの銀行業務方法と銀行法の比較について考察した中で、当時の現実策として合衆国に保証されたクリアリングハウス証券を見返りに発行権を持つ「中央クリアリングハウス」の設立を提案した⁴⁹⁾。1908年のこの提案は、ウォーバークの具体的なアメリカ型中央銀行論の原型をなすもので、ジキル島秘密会議参加者の中で最も明確な体系を備えた独自提案であった。我々はこの中央クリアリングハウス・プランを原型にウォーバークの現実的政策案として中央銀行プランを検討すべきであり、この中央クリアリングハウス構想をオールドリッチ＝ブリーランド・プランとして具体化されるアメリカ型中央銀行制度の骨格をなす一つの基軸案として位置づけるべきであろう。

そして更にウォーバークは、この構想を押しすすめ、1910年に資本10億ドルの「合衆国の統一準備銀行」(A United Reserve Bank of the United States)の設立を提示した。この統一準備銀行構想は基本的にはオールドリッチ・中央銀行プランと一致するとみなされていたが、この銀行制度提案の特徴は、オールドリッチ＝ブリーランド法に基づく通貨協会の通貨地区に類似した組織として20の地区ゾーンを設定したことである。重要なことは彼自身がこのプランは、オールドリッチ＝ブリーランド法の全国通貨協会条項に基づく通貨協会創設を背景に構想されていると明言していることであろう⁵⁰⁾。つまり、ウォーバークのアメリカの自然発生的な銀行・決済システムを組み込んだ中央銀行制度構想は、暫定的な通貨立法であったオールドリッチ＝ブリーランド法の全国通貨協会条項を基礎に通貨から銀行制度への展開を図り、地方のクリアリングハウスを組み込んだ重層的な中央銀行論を展開したのであった。クリアリングハウス・カレンシーの系譜から構想されていた通貨論としての中央銀行論は、ウォーバークによって、クリアリングハウス・システムの不備を是正する全国の銀行制度の改革案として体系化されたのである。

注

47) Lucy D. Chen, "Banking Reform in a Hostile Climate : Paul M. Warburg and the National Citizens' League," Apr., 2010. ; Michael A. Whitehouse, "Paul Warburg's Crusade to Establish a Central Bank in the United States," : 'The Jekyll Island Expedition,' Federal Reserve Bank of Minneapolis, *Region*, May, [May 1] 1989.

48) Michael A. Whitehouse, "Paul Warburg's Crusade To Establish a Central Bank in the United States," *ibid.*, May 1, 1989.

49) Paul M. Warburg, "American and European Banking Methods and Banking Legislation Compared," *The Currency Problem and The Present Financial Situation : A Series Of Address Delivered At Columbia University, 1907-1908*, The Columbia University Press, 1908, pp.119-151. [このリプリント版については、cf. SSM Books International, 2009. これに関して、cf. "European and American Banking Compared," *The Bankers Magazine*, Apr., 1908, p.553. ; "A Central Clearing House Needed," *ibid.*, p.555.] 特に中央クリアリングハウス創設については、cf. *Ibid.*, pp.150-151. この論文を含むウォー

バーグの論文集については、cf. Paul M. Warburg, *Essays on Banking Reform in the United States*, Proceedings of the Academy of Political Science, Vol. IV, No.4, 1914. [このリプリント版については、cf. The Cornell University Library Digital Collections, Lexington, 2010.] ここに所収されている“A Plan For A Modified Central Bank” (privately printed, Nov., 12, 1907.) で、ウォーバーグは、すでにクリアリングハウス証書発行を中央銀行に向けた概略プランとして提起していた。Cf. *Ibid.*, pp.26-27. これについて、cf. “Mr. Warburg Urges Government Bank,” *The New York Times*, Nov., 14, 1907, p.8. この初期の1907年論文、1908年論文でウォーバーグがアメリカ型中央銀行への展望の基礎にクリアリングハウス・システムの発展的な構造改革を構想していたことに留意すべきであろう。

なお、セリグマン (Edwin R. A. Seligman) は、この論文集の序文で、ウォーバーグの特徴として通貨問題を準備問題へと転換させたこと、コマーシャル・ペーパーの再割引原理を提起したことを挙げたが、ウォーバーグ初期のクリアリングハウス・システムをベースにしたアメリカ型中央銀行へのアイデアの意義については言及していない。Cf. *Ibid.*, pp.3-6.

- 50) ① “Warburg Works Out A Central Bank Plan : Associations of Banking in Twenty Zones Would Be Represented by Directors in Central Board,” *The New York Times*, Mar., 24, 1910, p.6. ; “Plan For A Central Bank : Paul M. Warburg Outlines It In Detail,” *The Sun*, Mar., 24, 1910, p.10. ここでは中央準備銀行という用語も使われているが、11項目にわたって統一準備銀行の構成と役割が詳細に紹介されている。ウォーバーグは、オールドリッチ＝ブリーランド法の通貨協会の再編成を組み込むことで中央銀行の制度を支える構造を明示したのである。この統一準備銀行に注目したのは、ウエスト [1974] であった。その詳細については、cf. West [1974], pp.56-59. ウエストは、このウォーバーグ論文がオールドリッチ法案の基本的特徴と同じと特徴づけたのである。Cf. *Ibid.*, p.72.

これを理論化した論文として、cf. Paul M. Warburg, “A United Reserve Bank of The United States,” *The Reform of The Currency*, Proceedings of Academy of Political Science in the City of New York, Jan., 1911, p.303. [リプリント版、Henry Raymond Mussey, ed.] ; Paul M. Warburg, *Essays on Banking Reform in the United States*, Proceedings of academy of Political Science in the City of New York, July, 1914, p.76. [リプリント版、The Cornell University Library Digital Collections] : Warburg, *The Federal Reserve System*, Vol. II, Macmillan, 1930, p.117.

その後もウォーバーグは統一準備銀行について改めて言及している。Cf. Paul M. Warburg, “Principles That Must Underlie Monetary Reform in the United States,” *Moody's Magazine*, Dec., 1910, pp.415- 428. このウォーバーグの統一準備銀行の論評については、cf. Roger Lowenstein, *America's Bank*, Penguin, 2015, pp.100-101. なお、この論評では20のゾーンを20の準備銀行と紹介しているので、正確ではないが、留意すべきはモラウエッツの地区準備銀行の上に構築されたウォーバーグ概念との比較でモラウエッツの概念が銀行間の結びつきがないのに対して、ウォーバーグの場合、銀行間の結びつきを目的としていると、その違いが強調されていることであろう。この観点から言えば、ウォーバーグの方が制度化されているというべきで、研究史に見られるモラウエッツの地区準備銀行概念がオールドリッチ・プランに反映したとする説はウォーバーグに媒介され展開されたというべきであろう。これに関してモラウエッツ・プランの地区準備銀行の紹介については、cf. *The Bridgeport Evening Farmer*, Jan., 19, 1910, p.6.

② ウィッカー [2005] は連邦準備制度の形成にオールドリッチとグラスのクリアリングハウスのアイデアが反映しているかどうかを問題提起し (pp.80-83.)、アメリカの中央銀行のデザインにウォーバーグが主要な役割を果たしたことを示唆した (p.94.)。またウォーバーグの合衆国の準備銀行プラン (1910年3月) とオールドリッチの全国準備協会の条項比較からその違いを指摘したうえで、なおウォーバーグの影響力の大きさを強調した (pp.63-64.)。ところで、ウィッカーは他方でウォーバーグの中央クリアリングハウス・プランの特徴は、オールドリッチ・プラン (1911) に具体化され

たとの指摘をした (p.40)。論証はされていないが、この指摘は評価すべき点である。だが、彼の議論の誤謬は、このように、クリアリングハウスに言及しながら、基本的にはオールドリッチ・プランへのクリアリングハウスの影響を否定したことにあった (p.82)。

③ 1910年11月12日のウォーバーク論文“Principles That Must Underlie Monetary Reform in the United States” (A paper presented at the meeting of the Academy of Political Science) において、中央準備貯蔵を取り扱っている。Cf. *The Reform of The Currency*, pp.381-382. なお、この通貨改革会議での討議 (第三セッション: オールドリッチと同じセッション) で、ウォーバークは、彼のプランについて地区銀行はオールドリッチ＝ブリーランド法の条項に似た機関を形成するものだと説明している。Cf. *Ibid.*, p.476. つまり、彼が構想したプランは全国通貨協会を具体化し、地域ゾーンの連携化を目指すものだったのである。これに関して、ウエストはウォーバークの20に分割された業務ゾーンは、オールドリッチ＝ブリーランド法下での通貨協会地区に類似したものと指摘している。Cf. West [1974], p.57. これはウォーバークの説明と合致するものである。

④ ウォーバークのオールドリッチ・プランの中央準備協会への評価については、cf. “Remarks of Paul M. Warburg,” *Fifty-Third Annual Report of the Corporation of the Chamber of Commerce of the State of New York*, 1911, pp.163-164. 連邦準備制度については、cf. Hon. Paul M. Warburg, *The Federal Reserve System and the Banks*, Address Before The New York State Bankers' Association Convention, June 9th, 1916.

⑧ ジキル島秘密会議メンバーのクリアリングハウス・システムの法制化案

オールドリッチ・プラン形成のカギを握るといわれたジキル島秘密会議での会合の意図は、アメリカ型中央銀行の形成に向けたマネートラストとの合意形成であったと推測されるが、だれがどのようにその案を制度設計し、練り上げたのかは不明である。J.P. モルガン商会のデビソンが、この会合をアレンジしたが⁵¹⁾、プランを実質リードしたとされるウォーバークもオールドリッチを説得できなかったとされているからである⁵²⁾。

だが、留意すべきことは、1907年末から通貨・銀行改革や中央銀行論において急速にアメリカ型の改革プランが構想され、そのベースにあったのがクリアリングハウス・システムの銀行制度への取り込みであり、合法化された組織として法制化することであった⁵³⁾。そして、参加者に共通していることは、通貨・銀行改革案としてクリアリングハウス・システムの整備と法制化を基礎にプランを構想していたということであった。

すでにみたように、ウォーバークが参加者の中で最も体系化したプランを提示し、そのアイデアはオールドリッチ・プランに似ていたといわれるが⁵⁴⁾、他の参加者の改革プランもオールドリッチ・プランにつながるアイデアを持つものであった。

デビソンは、実務家としてJ.P. モルガン商会のパートナーになる以前に金融危機の緊急事態下でクリアリングハウスの機能と社会的役割を重視する特別クリアリングハウス委員会

のメンバーであった⁵⁵⁾。デビソンの伝記を書いたラモントは、1908年オールドリッチ＝ブリーランド法の成果として「全国通貨協会」を挙げ、これは通貨改革の暫定措置であったが、1910年にやっと「ニューヨーク市の全国通貨協会」が出来た具合で進捗が遅かったことを指摘している。だが、それ以上に重要なことはデビソンが1908年、1909年そして1910年と通貨協会プランの下で積極的に活動していたということであった⁵⁶⁾。

後に全国通貨委員会にも参加するキーパーソンのひとりであるピアット・アンドリュースは、1910年6月当時財務省の次官補であるとともにニューヨーク・クリアリングハウス委員会議長であったが、すでに1908年には1907年のクリアリングハウス証書が果たした通貨代替手段の役割に注目していた⁵⁷⁾。そしてこれをベースに彼は、全国通貨委員会の各国の金融状況の研究を踏まえ、アメリカの銀行制度の改革には、クリアリングハウス銀行検査を通じた相互監視方法の採用が必要だと強調した。1907年の経験からもクリアリングハウス協会の役割とクリアリングハウス貸付証書の役割を評価したうえで、全国を通じたクリアリングハウス協会が存在していない金融制度の不備を改善する必要を説いたのである⁵⁸⁾。

バンダーリップは、1906年のニューヨーク商工会議所による中央銀行プランの中心メンバーであったが、1907年11月のコロンビア大学での通貨・金融問題の講演会で現代の銀行について講演し、準備の移動性の観点から通常中央銀行ではなく、クリアリングハウスの法制化と権限の強化が有効性の高い銀行制度を構築できるとした。これは、クリアリングハウス・カレンシーの系譜の上にクリアリングハウス・システムを組織化する改革案であったが、バンダーリップはこれを可能にするためにクリアングハウスと結びついた財務省権限の強化も想定していた。つまり、バンダーリップは実務家の観点から財務省と連携した中央銀行代替案としてクリアリングハウス・システムの体系化構想を持っていたのである⁵⁹⁾。更に、彼の自伝によれば、彼はジキル島秘密会議では中央銀行の在り方などについて密度の高い集中的な議論を重ね、オールドリッチが上院へ法案を準備することに同意したこと、そしてそれに向けて彼がこの会議での最終草稿の準備をしたと記している⁶⁰⁾。

ウォーバークはクリアリングハウス・システムの法制化をベースに中央銀行を構想したが、デビソン、ピアット・アンドリュース、バンダーリップもそれぞれに通貨・銀行改革のベースにクリアリングハウス・システムを銀行制度の中に法制化するプランを持っていた。

オールドリッチもすでに1907年末にクリアリングハウス・システムに強い親近感を持っていたといわれ、1908年オールドリッチ＝ブリーランド法では、ブリーランド法案のクリアリングハウス条項を継承し、その後中央銀行を提唱したことから、渡欧中のドイツでのヒアリングでボンド・カレンシー説を放棄しアセット・カレンシーへ転換したことがある意味で決定的な意義を持ったとしても、この提唱時点では他国の先進的な中央銀行とは異なるアメリカ

型のクリアリングハウス・システムをベースに中央銀行を構想し始めていたことは明らかであろう。しかも彼が1909年11月にシカゴ指針を提示し、更に1910年初頭には幻のオールドリッチ・プランを構想していたとすれば、ジキル島秘密会議はこのシカゴ指針と幻のオールドリッチ・プランを軸にした新たな中央銀行制度構築に向けたマネートラストとの合意形成の会議であったともいえるのである。

このように、オールドリッチを軸にジキル島秘密会議の参加メンバーが、銀行改革の共通項としてクリアリングハウス・システムの有効性に着目し、全国通貨協会の具体化を通して中央銀行につながるプランを構想し、準備協会プランをオールドリッチが準備・作成することに合意していたことに留意すべきであろう⁶¹⁾。

注

51) Thomas W. Lamont, *Henry P. Davison : The Record of A Useful Life*, Harper & Brothers Publishers, 1933, p.97. ; Roger Lowenstein, *America's Bank*, Penguin Books, 2016, p.108.

52) ①ウォーバークが会議をリードした点については、cf. G. Edward Griffin, *The Creature from Jekyll Island*, American Opinion, 1994, Second edition, 1995, p.17.

②ウォーバークがオールドリッチを説得できなかったことについては、cf. Michael A. Whitehouse, "Paul Warburg's Crusade to Establish a Central Bank in the United State," *Federal Reserve Bank of Minneapolis*, May 1, 1989. ウォーバークとオールドリッチの間で深刻な意見の対立が、特に準備の在り方をめぐってなされたことが指摘されているが、それでもオールドリッチがウォーバークの連邦構造のアイデアに信頼を置いていたことが指摘された。Cf. Roger Lowenstein, *America's Bank*, Penguin Books, 2016, p.112.

③ウォーバーク資料とアンドリュウ資料によるジキル島秘密会議でのオールドリッチの意向承認については、cf. Michael C. Rockefeller, *Nelson W. Aldrich and Banking Reform*, 1965, pp.53-54.

53) ①アメリカ銀行協会1907年33回年次総会で、すでにパーカー (E. J. Parker) は「連邦クリアリングハウス」を提起した。Cf. *Proceedings of the Thirty-third Annual Convention, American Bankers' association*, 1907, p.144. それは中央銀行に代わるもので、実質的に「銀行の銀行」になるものと評された。Cf. "For A Federal Clearing," *The Daily Morning Journal and Courier*, Nov., 5, 1907, p.11. この「連邦クリアリングハウス」を中央銀行とするその後の構想については、cf. J. Pease Norton, "A Central Bank As A Federal Clearing House," *Moody's Magazine*, Sept., 1910, pp.171-173.

②そして1910年に入ると、マクベイ (MacVeagh) 財務長官が全国通貨協会の組織化に強い関心を持つようになっていたのである。Cf. "Urges Banks To Join For Currency Issues, MacVeagh Says Time Is Proposition For Forming Association," *The New York Times*, July 17, 1910, p.11. ; "Time For Banks To Act : MacVeagh Advises Formation of Currency Association," *New York Tribune*, July 17, 1910, p.3. ; "A Panic Preventive : Emergency Currency Associations Favored by MacVeagh," *Evening Star*, July 17, 1910, p.2. ; "For A. National Currency Asso. : Statement Issued by Sec. of the Treasury," *The Farmer and Mechanic*, July 19, 1910, p.14. ; "Currency Association Formed in Louisiana : National Banks Organize Under Provision of Aldrich -Vreeland Act," *Los Angeles Herald*, Aug., 21, 1910, p.3. マクベイは緊急通貨発行のために、緊急通貨協会の設立を呼び掛けた。ニューヨークの有力金融関係者、デビソン、バンダーリップ、ヘップバーン等から構成される通貨委員会

は、デビソンのコメントからも間接的にこの種の協会を設立すると考えられたのである。Cf. “May Propose For Panic Currency : Bankers Argue Wisdom of Secretary of Treasury MacVeagh’s Request,” *The Forrest City Times*, July 22, 1910, p.1. その後の彼の演説については、cf. *Proceedings of the Twenty-fourth Annual Convention of the Kansas Bankers Association*, May 1911, pp.37-46.

②また全国通貨協会による国法銀行の組織化が緊急通貨論にとっても急務であった。Cf. “Preparing for Emergency Currency,” *The Sunday Star*, Oct., 2, 1910, p.1. つまり、非常時の追加的流通のためには、地方のすべての国法銀行が地方の全国通貨協会に加盟するか、すでに全国通貨協会として機能しているニューヨークなどのクリアリングハウス協会通じて発券を調整するか、が必須であったのである。Cf. “Bank Bill Faulty,” *The Washington Herald*, June, 13, 1910, p.9.; “Emergency Currency : A Suggestion to Facilitate Its issue in time of Panic,” *New York Tribune*, June 10, 1910, p.6.; “New Banking Law Invites Panic,” *The French Broad Hustler*, July 25, 1910, p.2. ニューヨークで結成された通貨協会については、cf. “Currency Association Formed in New York,” *The Evening Star*, July 29, 1910, p.17. マクベイはニューヨークでの通貨協会設立が他の地域の通貨協会設立の刺激になることを期待したのである。Cf. “The Additional Currency Association,” *New York Tribune*, Aug., 1, 1910, p.6. 関連して、cf. *The Midland Journal*, Aug., 5, 1910, p.7. マクベイへの短い言及については、cf. J. Laurence Laughlin, *Banking Progress*, Charles Scribner’s Sons, 1920, p.143.

マクベイによれば、オールドドリッチの中央準備協会は安全性の業務を遂行する銀行の代理機関で、それはクリアリングハウスのような機関で、特別な何かではなかった。Cf. “Address of Franklin MacVeagh,” *Kansas Bankers Association*, *op. cit.*, May 24, 1911, p.42.

③ホワイトは中央銀行の実現性を論じた項で、ほとんどの銀行改革プランは、地域の銀行間の協働化をベースにしたもので、それはクリアリングハウス協会の進展による所産で、決済以外の目的に活用することが意図されていて、それは、1908年5月30日通過の法を核とするものであった、と記述した。Horace White [1914], *op.cit.*, pp.436-437. 当時の銀行改革とクリアリングハウスとの関係を簡潔に整理したものといつてよいであろう。

④通貨監督官リジリーの中央銀行提案は大きく紹介され、クリアリングハウス協会を通じた緊急流通手段の意義も伝えられた。Cf. “Report of Controller Ridgely : He Advocates a Central Bank—Says Banks Lacked Confidence in Their Reserves—Emergency Legislation Urged,” *The Financial Age*, Dec., 23, 1907, pp.1483-1484. だが、ここで紹介されなかった重要な論点は、彼がクリアリングハウス取引、クリアリングハウス貸付証書、1907年恐慌と考察を重ね、クリアリングハウスが法的に認知され、臨時的流通手段としてクリアリングハウス証書を発行するという「国法クリアリングハウス」(The National Clearinghouse) のアイデアを高く評価したうえで、それは大きく銀行制度を改善するとしてもそれはなお、中途半端でその論理的帰結として導き出されるものが、発券・準備中央銀行だと主張したのである。そして、クリアリングハウス証書発行に代えて政府権限の下での中央銀行による紙券の発行をすべきだとするプランを提示したのである。つまり、「国法クリアリングハウス」構想の論理的帰結として新たな中央銀行組織を措定したのである。Cf. *Annual Report of the Comptroller of the Currency*, 1907, p.75. つまり、リジリー・プランのベースにあったのが、クリアリングハウスの全国化とその法制度化だったのである。

54) Roger Lowenstein, *op.cit.*, p.113.; Alfred Owen Crozier, *op.cit.*, p.388.

55) “Partner of Morgan,” *The Virginia Enterprise*, Jan., 8, 1908, p.8. これに関して1907年恐慌時にJ.P. モルガンがクリアリングハウス証書を銀行間の決済通貨の代替として活用し危機救済に貢献したことはよく知られているところで、彼自身が中央銀行モデルをイギリスに求めていたとしても、アメリカ型中央銀行構想にクリアリングハウス・システムをベースにすることに異論はなかったと思われる。J.P. モルガンのイングランド中央銀行モデルについては、cf. Ron Chernow, *The House of Morgan*,

- Atlantic Monthly Press, 1990, p.129. ロン・チャーナウ・青木栄一、『モルガン家』上、日本経済新聞社、1993. 173頁。
- 56) Thomas W. Lamont, *op. cit.*, pp.95-96. なお、このジキル島秘密会議はオールドリッチの伝記で1930年に公表されたが、ラモントによれば、デビソン自身が親しい人には語っていたということで、全くの極秘ではなく関係者の公然の秘密扱いであったということであろう。Cf. *Ibid.*, p.97. ところで、ラモントは、全国通貨協会に関して、フーバーの1931年「全国信用公社」(National Credit Corporation)との比較を試み、フーバー・プランは通貨ではなく信用援助を目的としたものであったが、地域銀行の協同化原理は同じだと指摘した。Cf. *Ibid.*, p.96.
- 57) *Evening Star*, July 7, 1910, p.6. 彼のクリアリングハウス証書の現金代替論については、cf. A. Piatt Andrew, "Substitutes For Cash in the Panic of 1907," *The Quarterly Journal of Economics*, Aug., 1908, pp.497-516.
- 58) Hon A. Piatt Andrew, "The Problem Before the National Monetary Commission," in *Banking Problem*, Arno Press, 1980. [*Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.36, Issue 3, Nov., 1910. : First Published, Nov., 1, 1910. ; < journals.sagepub.com > で検索可], pp.6-7. 執筆時は不明だがこの論文はジキル島秘密会議以後の1910年11月1日に発表された。ここで彼は、全国通貨協会を高く評価したが、まだすべての国法銀行を網羅したものではない現状の不備を指摘し、クリアリングハウスを合法化し、地域の便益を図るためにもクリアリングハウス証書の発行ができる環境の整備を主張した。つまり彼は全国通貨委員会の課題と業務がクリアリングハウスの法制化を通じた全国規模での整備と強化にあると説明したのである。Cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Folder 4, Reel 57, Box 83. [Fraser] 彼のオールドリッチ・プラン支持については、cf. "Favor Aldrich Plan," *The Evening Star*, Jan., 18, 1911, p.2.
- 59) ①1906年プランについては、注11) ⑥参照。1907年講演については、cf. Frank A. Vanderlip, "The Modern Banking," in *The Currency Problem and the Present Financial Situation*, The Columbia University, 1908, (pp.1-18.) p.17. オールドリッチ＝フリーランド法の全国通貨協会を含む論評については、cf. Frank A. Vanderlip, "A Banker's View of Elastic Currency," *The Outlook*, June, 13, 1908, pp.329-332. その後バンダーリップ等ウォールストリートを代表するニューヨーク商工会議所は「中央政府銀行」を提唱した。Cf. "Wall Street Agreeable To Currency Plan," *Bisbee Daily Review*, May 9, 1909, p.1.
- ②バンダーリップの中央銀行代替案については、cf. "Views of Vanderlip," *Evening Star*, Nov., 29, 1907, p.24.; "Frank A. Vanderlip on Currency," *New York Tribune*, Nov., 30, 1907, p.2.
- ③バンダーリップの中央銀行提唱の軌跡について1906年の中央銀行プランや1911年2月25日講演"The Aldrich Plan for Banking Legislation" 更に全国準備協会に至る考察については、cf. Alfred Owen Crozier, *U.S. Money Vs. Corporation Currency, "Aldrich Plan."*: *Wall Street Confessions! Great Bank Combine*, The Magnet Company, 1912, pp.69-77. なお、関連して財務省を大中央銀行として代替させ、クリアリングハウスの発券を政府発行によって補完させるという構想については、cf. "John Cofer Shirley "True Currency Reform," *Moody's Magazine*, Feb., 1909, p.136.
- 60) ①バンダーリップは、ジキル島会議でのまとめの際に、異論をはさんだのは、ウォーバークであったが、基本的には全員が賛成した、と記している。Cf. Frank A. Vanderlip, *From Farm Boy To Financier*, D. Appleton- Century Company, 1935, p.217.
- ②草稿準備については、cf. *Ibid.*, pp.217-218. ここで注目すべき内容として、彼はオールドリッチが病気で、オールドリッチ・プランに添付する適切な資料を書くことが出来なかったので、ストロング(Ben Strong)とともにワシントンへ行き、その報告を準備したが、それを公表するとウォールストリートの仕事とみなされかねないので、それを避けたと記したのである。この引用については、cf.

G. Edward Griffin, *op.cit.*, p.441.

61) ①ボンド・カレンー提唱者のオールドリッチが、1907年末に意外なことにクリアリングハウスによる信用通貨発行のアイデアに好意的であったという指摘については、cf. “Currency Legislation,” *The National Tribune*, Dec., 5, 1907, p.1.

② ジキル島秘密会議の後、オールドリッチがウォール街の影響という批判を避けるために中央銀行という用語を使わず、なじみのある地方のクリアリングハウスを基礎に標準化と全国組織化を組み込んだ改革案として、地区代表制度の下ワシントンに準備協会を置くピラミッド型の組織を構築したが、その「Reserve Association of the United States」はウォーバークの「United Reserve Bank」に類似しているとする主張については、cf. Roger Lowenstein, *op.cit.*, p.113. まさしくこれは、オールドリッチによる地方のクリアリングハウス間の連携・強化プランなのであった。cf. Ludwig Bendix, *op.cit.*, p.51. 関連して、注38)⑧、参照。

③研究史ではジキル島秘密会議の参加者がどのような内容で議論し、合意したかを明らかにしなかった。特にウィッカーは各々の参加者を取り上げたが、オールドリッチ・プランに関わる共通項には触れなかった。Cf. Wicker [2005], pp.58-67. だが、彼らの構想の共通項にクリアリングハウス・システムの整備と強化が構想されていたことに留意すべきなのである。これに関して、ジキル島秘密会議のプランについては、cf. G. Edward Griffin, *op.cit.*, pp.437-438. だが、プランの基礎構造としてのクリアリングハウス・システムについては、言及はなかった。とはいえ、ここでのグリフィンの議論の更なる問題は、詳細は不明のまま、このプランを前提にこの会議で連邦準備制度の基礎プランの草稿が作成されたとまで、結論付けたことであろう。Cf. *Ibid.*, p.22.

これに対してウエストはジキル島秘密会議の参加者の動向を伝え、オールドリッチはヨーロッパモデルの中央銀行を好んだが、ウォーバークは修正中央銀行の方を好んだと対比した。この比較にはオールドリッチ理解としては大いに問題があるが、その上でデビソンはじめ銀行家の3人はじかにクリアリングハウスの仕組みに恩恵を受けていると指摘した。これは、ジキル島秘密会議プランに基づくオールドリッチ・プランの全国準備協会組織が明らかにクリアリングハウスの原理に基づくものと明確に規定し、オールドリッチもまたクリアリングハウスの役割を認識していたとの講演等からの傍証を受けての補足説明であった。この指摘は、有意義な示唆というべきであろう。Cf. West [1974], p.73. なおこの補足説明にはピアット・アンドリュウのクリアリングハウスでの議長経験も付け加えておいてよいであろう。

④オールドリッチの渡欧中でのボンド・カレンー説放棄については、cf. West [1974], pp.69-70. これに関して重要なことは、このオールドリッチの転換は法制度上では、すでに彼がブリーランド法案のクリアリングハウス条項とアセット・カレンー説を妥協的に受け入れた段階で出来上がっていたということである。

⑤全国通貨委員会・オールドリッチ関連資料文書によれば、オールドリッチと思われる著者の銀行改革提案文書では、約1年前、これまでの議論と批判にこたえて金融法に向けた暫定プランの準備を要請され、その要請にこたえて暫定プランが1月に全国通貨委員会に提出され、その後このプランの修正案を提出した、との回顧がされている。Nelson W. Aldrich, *Miscellany*, 1911-1912, p.35. [Library of Congress] ジキル島秘密会議の時期と重なる文書とってよいであろう。

⑨ブリーランドのクリアリングハウス型中央銀行構想

ブリーランドは1908年オールドリッチ＝ブリーランド法の下院側の草案者で、オールドリッチ草案とは違ってクリアリングハウス・システムを組み入れた全国クリアリングハウス協会創設条項を盛り込んだ点で、それまでの通貨・銀行改革論争を包括する妥協案を提示したが、この条項は両院協議会で名称が変更され全国通貨協会条項として盛り込まれることになった。このことによってここにアセット・カレンシーの系譜が盛り込まれただけでなく、クリアリングハウス・カレンシーからの中央銀行論への展望が開かれることになった。

その後ブリーランドは下院銀行委員会委員長となり、更に全国通貨委員会副委員長としてオールドリッチを補佐する役割を果たすが、それは政治的な補佐というだけでなく、理論的にもクリアリングハウス・システムの強化と体系化の見地から中央銀行論を提示した。研究史では軽視されたが、これはオールドリッチ・プランを支えるオールドリッチ＝ブリーランド・プランでブリーランドはオールドリッチの政治的盟友というだけではなく、理論的にも盟友というべき関係にあったのである⁶²⁾。

ブリーランドは、オールドリッチ中央銀行構想を支持したが、オールドリッチ中央銀行の枠組みが明らかでない段階で、精力的に独自の中央銀行構想を提示した。これが、オールドリッチ・プラン不在の中で、オールドリッチサイドを代表する中央銀行論であった。それを明確にする形で、彼は1910年5月、「中央合衆国準備銀行」(A Central United States Reserve Bank)を提起し、これを「中央準備銀行」(A Central Reserve Bank)と呼んだのである⁶³⁾。更に1910年6月には畳みかけて「連邦準備銀行」(A Federal Reserve Bank)構想を提起した⁶⁴⁾。

これに対して前財務長官のショウは、中央銀行がウォールストリートの支配を招くものと反対し財務省＝中央銀行代替論を主張して、論争になったが、ブリーランドは「連邦準備銀行」の具体化とクリアリングハウス・システムの充実に向けて大銀行と同等の権利を持つ小さな銀行の組織化を求めたのである⁶⁵⁾。

ブリーランドにとって、中央銀行とは何らかの形をとったクリアリングハウスのことで⁶⁶⁾、中央銀行の提案に当たってオールドリッチ＝ブリーランド法からの展開を基本に据えたが、それはオールドリッチ＝ブリーランド法が単なる通貨システムの法ではなく、アメリカの銀行制度の最大の欠陥を是正し銀行券の発行の集中とある面での準備の集中に向けた中央銀行プランの沿革を描く基礎となるものであったからである⁶⁷⁾。つまり、このブリーランド構想は全国通貨協会の整備を促進することを前提に提起されたアメリカ型中央銀行構想で、これこそオールドリッチ中央銀行論を受けて展開されたオールドリッチ＝ブリーランド・プランの一つの具体化とみるべきであろう。

注

- 62) ①坂本 正、前掲『熊本学園商学論集』第24巻第2号、2020・3、39-42頁、参照。連邦準備組織形成の起点に「全国通貨協会」を位置づけたものとして、cf. H. Parker Willis and George W. Edwards, *Banking and Business*, Harper & Brothers Publishers, 1922, p.421.
- ②1908年上院でのオールドリッチ法案提出の時、ブリーランドは中央銀行を承認していたが、法案審議でこれが争点になることを避け、下院ではオールドリッチ法案修正案としてコマース・ペーパーに裏打ちされた緊急通貨案をブリーランド法案とした。そして、これが後の重要法案作成の余地を作ることになったと、示唆的な説明をしたものについては、cf. Christopher W. Shaw [2019], p.54. これに関するブリーランドの中央銀行支持の経緯については、cf. 注63) ①参照。
- ③1908年オールドリッチ=ブリーランド法はブリーランド法案を受け入れたオールドリッチにとって大きな理論的な転換となったが、それについてこれによってオールドリッチがアセット・カレンシーを一定程度認めざるを得なかったという説明については、cf. Michael C. Rockefeller, *Nelson W. Aldrich and Banking Reform*, Privately printed in New York, 1965, p.14.
- ④オールドリッチ=ブリーランド・プランがブリーランドの了承でオールドリッチ・プランと呼ばれたという点については、cf. G. Edward Griffin, *op.cit.*, p.441.
- 63) ①『ウォール・ストリート・ジャーナル』での中央銀行についての連載記事〔“A Central Bank of Issue,” *The Wall Street Journal*, I~XIV: Sept., 22, 1909~Nov., 6, 1909.〕の最初で取り上げた中央銀行の議論が、ブリーランドの準備の集中論であった。Cf. *Ibid.*, Sept., 22, 1909, p.1.
- ②ブリーランドは通貨協会の進捗状況を考察し、他国の中央銀行を検討して、中央銀行プランを提唱した。Cf. “Currency and Banking System,” *Trust Companies*, Aug., 1909, pp.456-454.
- ③更にブリーランドはこれを踏まえて発券中央銀行の設立を提唱し、現状の準備の非移動性などを問題にしたうえで、パニック阻止には準備の地方分散と銀行券発行の集中化が必要と論じて、1億ドル資本の「中央準備銀行」の設立を提言したのである。Cf. “Central Bank Plan: Mr. Vreeland Speaks,” *New York Tribune*, Jan., 16, 1910, p.2. その後彼は、銀行券発行と一部の準備の集中が必要との結論から中央銀行プランの概要を詰めて議論を進めたのである。Cf. *Ibid.*, July 15, 1910, p.3. これに関して、注43)、参照。ブリーランドの関連文献については、注5) ②③、注30) ④、参照。
- 64) *Address of Congressman Vreeland*; Twenty-Fourth Annual Convention of the Michigan Bankers Association at Port Huron, Mich., and on Georgia Bay, June 21-25, 1910, (pp.57-96.), pp.79-80. その後ブリーランドは、「合衆国準備銀行」の機関が求められていると述べている。Cf. Edward B. Vreeland, “A Better System of Banking and Currency,” *The Independent*, Aug., 25, 1910, (pp.390-395.) p.394.
- 65) ①“Bankers Meet To Consider Currency Act,” *Bisbee Daily Review*, July 30, 1910, p.2. その後の通貨・銀行改革と中央銀行への展望については、cf. “Predicts Central Bank System,” *The Washington Times*, Feb., 22, 1911, p.1.; “Reform in Banking System: Representative Vreeland Far-reaching Legislation,” *The State-Line Herald*, Feb., 24, 1911, p.6.; “Central Bank Plan,” *New York Tribune*, Apr., 26, 1911, p.15.; “Central Bank To End Panics: Congressman Vreeland Urges Plan on Ohio Bankers,” *The Wheeling Intelligencer*, July 7, 1911, p.1.; “Vreeland Thinks A Reform Is Needed,” *Las Vegas Optic*, Feb., 6, 1912, p.1.; “Worse Than Wars, Representative Vreeland Says Monetary Panics Cause More Sufferings Than Wars,” *The Roundup Record*, Feb., 9, 1912, p.6.
- ②“Trust Would Soon Control Central Bank,” *The Times Dispatch*, Feb., 6, 1910, p.1.; “Central Bank Discussed,” *Evening Star*, Feb., 6, 1910, p.2.; “Debate on Central Bank,” *Omaha Daily Bee*, Feb., 7, 1910, p.3.; “Debate on Central Bank,” *The Mitchell Capital*, Feb., 10, 1910, p.3. ショウ (Show) の批判はブリーランドが提起した中央銀行プランに対してであった。オールドリッチ・プランが明らかでな

い中、ブリーランドの中央銀行プランが、オールドリッチ＝ブリーランド・プランを代表するものであったのである。その後の論争については、cf. “Bankers See Lees Business Activity,” *New York Tribune*, July 15, 1910, p.3.

③ショウは現在の金融状況を是正し、財務省を中央銀行とみなす、財務省＝中央銀行論を主張した。彼は国法銀行をその支部とみなしたのである。Cf. “For Central Bank : Congressman’s Talk. Leslie M. Shaw Opposes Vreeland and Republican Club,” *New York Tribune*, Feb., 6, 1910, p.5. ショウのブリーランド批判の論拠は2つあった。ショウにとって現在の金融制度の欠陥を是正することは、既存の通貨・銀行制度を改善することで、中央銀行を創設することではなかった。Cf. “Debate on Central Bank,” *The Omaha Daily Bee*, Feb., 7, 1910, p.3. もう一つは、中央銀行提案がニューヨークの金融グループや石油トラストの手に支配を委ねると思われたからであった。Cf. “Central Bank Discussed,” *The Evening Star*, Feb., 6, 1910, p.2. : “Central Bank Peril : Oil Trust Would Control It, Says Leslie M. Shaw,” *ibid.*, Feb., 13, 1910, p.2. 彼はビジネスと社会的観念から金融権力の集中に強く反対した。Cf. Leslie M. Shaw, “The Proposed Revolution in Our Financial System,” *Moody’s Magazine*, Sept., 1910, pp.163-170. つまり、民間主導の通貨・銀行改革＝中央銀行提案はマネートラスト支配の銀行改革になるので、財務省主導の中央銀行代替論を主張したのである。ショウの通貨問題の基本視角については、cf. Leslie M. Shaw, *Currency Issues*, D. Appleton and Company, 1908.

なお、ショウの中央銀行批判は、ショウが中央銀行の主要機能を早くから中央銀行協会を通じて国法銀行が共同で行う機能とみなして、この中央銀行協会はある意味で国法クリアリングハウスの位置を占めることになることと想定していたことに基づくものであった。つまり、ショウは国法クリアリングハウス論をベースに中央銀行としての中央銀行協会を批判する立場をとったのである。Cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission, Miscellany Reel 58 Box 84 Folder 2, pp.42-43. (書簡 : Nov., 10, 1906, pp.6-7.) また、ショウの中央銀行批判については、注11)③、参照。

66) “Vreeland’s Banking Plan,” *Omaha Daily Bee*, Sept., 13, 1909, p.4. ブリーランドの中央銀行支持については、cf. “Vreeland Pushes for Central Bank,” *The Houston Post*, Nov., 29, 1909, p.1.

67) “Bankers See Less Business Activity,” *New York Tribune*, July 15, 1910, p.5.

⑩オールドリッチ・プランとクリアリングハウスの進化形態—1909年の源流からの展開—

オールドリッチ・プランの特徴は、オールドリッチ自身が1911年10月14日の修正オールドリッチ・プランの説明で「修正されたクリアリングハウスの進化形態」と名付けたように、彼が中央銀行を提唱しながら、中央銀行という呼称を避け、アメリカ型中央銀行を「準備協会」という新たな範疇で提唱し直した点にあった。ここで重要なことは、その「準備協会」はクリアリングハウスのシステムを再構成し、地域間のクリアリングハウスの連携化を図ることを目的としていたことである。そして更に留意すべきことは、このオールドリッチ・クリアリングハウス進化構想は1911年1月16日のオールドリッチ・プランの基本線であったことである。

このオリジナルなオールドリッチ・プランの構造的な特徴は、当時すでに中央銀行ではな

く、国法銀行が形成する地域協会の連邦であると指摘されている。この内実は地域協会を形づくるクリアリングハウスの連邦化ということであった。オリジナル・プラン後の論評でも分析結果としてクリアリングハウス機能と全国通貨協会の類似性が指摘されるなど、クリアリングハウス機能の進展化が想定されていた。

オリジナル・プランと修正プランとの違いは、オールドリッチが支持を得るための修正過程で、逆にこれまで陰に隠れていたクリアリングハウス・システムの進化と体系化を明確にし、修正プランでは、地区協会の機能としてクリアリングハウスの機能と権限の遂行を盛り込んだことにあったのである。オールドリッチはこの修正プランについての講演で、銀行を地方協会に組織し、それらを地区協会に編成してこれらのすべての地区協会を全国準備協会に組織するが、この組織は一つの銀行ではなく、銀行の協同組合で、それはクリアリングハウスのアイデアが拡大され進化したものと説明した⁶⁸⁾。

このオールドリッチ・プランがクリアリングハウスの体系化に向けた進化であるという基本構造の展開過程については、これまで注意が払われてこなかったが、この進化は1909年から始まっていた。これはオールドリッチが中央銀行を提唱してヨーロッパ型の一つの発券中央銀行に関係者の関心を惹きよせながら、実態はクリアリングハウス・システムの連携化による信用・銀行制度の整備という政治的に作り出された政策の二重構造のためであった。その背景には、中央銀行への反発が強かったこともあるが、もう一つ、これまで全く考慮されてこなかった政治的要因がある。それは1909年にすでに中央銀行に強力に反対するファウラーがクリアリングハウスをベースにした地区ゾーンを連携する銀行改革プランを提示し、中央銀行論者のロバーツがファウラー批判を展開するなど一定の注目度を増す中で、ファウラーがオールドリッチとの公開合同討論会の開催を迫っていたことも大きい。この討論会の提案を拒否したオールドリッチは、提唱する中央銀行論の基礎に置いた彼の銀行改革重視プランが政敵ファウラーの先行プランと重なり、これが政局となることを避けたのである。この背景にも留意しながら1909年から進化過程を考察することにした。

オールドリッチは、この銀行改革としてのクリアリングハウス・システムの体系化構想を伏せ、長く彼の中央銀行プランの概要を提示しない戦略をとった。公式見解としては、海外の中央銀行の特徴を述べながら、まだプランを持っていないとその概要さえ披歴しないことを基調としたのである。しかし、これは国民向けの政治メッセージで、全国通貨委員会の動静を伝えるものではなかった。ただ、オールドリッチはこのプランのあいまい化戦略で完全に沈黙していたわけではなかった。

1909年11月6日の注目されていたシカゴでの中央銀行啓発講演で発券中央銀行よりも信用・銀行制度の方がはるかに重要だと発言して聴衆を肩すかしさせるが、実はこれこそが

1909年に示された隠れた指針であった。この指針に沿ってオールドリッチ・プランの骨格が形づくられることになったのである。

しかも、オールドリッチ・プランとクリアリングハウス・システムとの関連性は、すでにこのシカゴ指針以前に指摘されていた。1909年8月にオールドリッチ・プランの中央銀行は、「国法クリアリングハウス」に分類される、と報じられたが、それはこの構想がクリアリングハウス・システムを展開して発行権を持つ機関を想定したものだという意味であった。これは中央銀行が一つの銀行をさすものではなく、おそらく「国法クリアリングハウス」に分類されるような機関で、これによって国法銀行は発券をやめることになるというもので、言い換えれば国法発券クリアリングハウス機関と推論されたものであった。1909年にロバーツヤトリートがクリアリングハウスをモデルにした中央銀行を提唱したが、オールドリッチ・プランもこうしたクリアリングハウス改革論の一環として推論されたのであろうか。しかしこれは全国通貨委員会内部からの推論で、単なる憶測報道ではなかった。

1909年から1910年の期間は公式にはオールドリッチ・プランは不明のままであったが、1909年にオールドリッチ・プランの具体化に向けた検討は始まっていたのである。これを裏付けるように、全国通貨委員会・オールドリッチ関連文書の1909年関連文書（170枚）の中にオールドリッチと思われる30枚近い書簡（113頁～140頁：最初の2頁が欠落）があり、そこでは地区協会である地域のクリアリングハウスの業務拡大と協働化及びクリアリングハウス証書発行を論じ、その地区協会の組織化された中央組織は国法銀行や他の金融機関を含む協会組織だとその構造を説明している。この内部文書では、かなり詳細な構造分析が試みられ、準備協会の源流ともいえる内容となっている。

またオールドリッチ関連文書の別の内部文書では1909年のオールドリッチの一連の啓発講演の通貨問題への論評が掲載されたが、そこで専ら取り上げられているのはクリアリングハウス証書の有効性とクリアリングハウス協会組織化の重要性で更に州法銀行を含むことで大きな州法銀行の破綻が招く悲惨な状況を防ぐことが示唆され、そのことがオクラホマ銀行預金保証法などの提案への疑問点として挙げられ、このことをもってオールドリッチがこの種の問題に非常に慎重な理由としたが、一つの銀行による中央銀行への反対者としてファウラーを挙げ中央銀行論に反対していることを紹介した後、金融問題の解決に向けて、すべての国法銀行がクリアリングハウスの一点で協働化を進めることでクリアリングハウス銀行の周期的な破綻に終止符を打つ、と解説を締めくくった。ここでもテーマはクリアリングハウス協会の組織化の有効性であった。ここには新聞報道には見られない重要で詳細な内容が記載されている。

しかもオールドリッチ関連資料文書には、1909年頃の項目に分類された資料集にかなり輪

郭のはっきりした全国準備協会プランの草案が記載されてもいる。それは53条からなる草案で信託会社を準備協会メンバーとする規定や、修正オールドリッチ・プランを先取りするような23条クリアリングハウスでのクリアリングハウス機能の権限の遂行規定などが盛り込まれ、果たして1909年にここまでの規定化がなされていたのかと思われるほどの詳細さで作成の時期区分を含めた検討の余地を残すものだが、当時すでに内部でかなり十分な準備がなされていたことはうかがわれる。少なくとも、このような草稿の存在から、内部資料での確認は未確定だが、1910年報道の幻のオールドリッチ・プランもその一端を示すもので、必ずしも唐突なものでなかったとみる事が出来るであろう。

ところが、シカゴ指針後の1909年11月29日のニューヨークでのオールドリッチ講演では一転して公式見解に終始した。とはいえ、オールドリッチは講演では聞き逃しやすい脈絡で、現在のクリアリングハウス組織の外部に一つの組織を作るとすれば、それは既存組織の使用人であって主人であってはならないもので、まずは現在の状況を考察しなければならない、という含みのある表現で、シカゴ指針を踏襲した。これは文面でも読み落としやすいもので、しかもこれだけでは俄かには意味が読み取りにくいものであった。

そのためオールドリッチが強調する公式見解だけでは中央銀行はまだ検討中でオールドリッチ・プランはブラックボックスのままであった。新聞報道も研究史もこの公式見解に幻惑されてきたのである⁶⁹⁾。

だが、水面下ではオールドリッチ・プランは1909年からすでにクリアリングハウス・システムの連携・再編論として組み立てられ、1911年修正オールドリッチ・プランへの進化が始まっていたのである。

この全国通貨委員会内部の検討作業の表層に現れた1909年8月の国法クリアリングハウス・プランと11月のシカゴ指針からニューヨーク講演へのクリアリングハウス論の系譜を経て1910年1月の幻のオールドリッチ・プランの準備協会提起へ至るプロセスは、オールドリッチ・プランの構成と体系化の縮図を示す原オールドリッチ・プランといってよいが、この原オールドリッチ・プランの意図は、1910年11月12日全国通貨委員会が共催したニューヨーク通貨改革会議で公式に浮上する。ここでオールドリッチは、1年前のシカゴ指針提示の後の調査・研究によってこの指針に確信を持ち、この線でプラン作りを進め、全国通貨委員会の仕事について、これは革命ではなく進化を求めるもので、その進化とは現在の信用・銀行制度の適正化を図るものだという点を強調した。

1910年11月末のジキル島秘密会議以前に、ここまで原オールドリッチ・プランの準備作業が進められていたことに注意を払うべきであろう。そしてジキル島秘密会議以後、12月8日のフィラデルフィア通貨会議では、ニューヨーク通貨会議よりもかなり具体化されたクリ

アリングハウス・システムの再評価と再構成に基づく準備協会の骨格が提起された。ここでオールドリッチは一般的な中央銀行には言及せず、クリアリングハウスの進化が、彼にとって最も関心のある主題だと明言し、彼が望む効率的組織は規模や様式は異なるとはいえクリアリングハウス協会の在り方に示されると説明した。つまり現状は全国に分散して独立している組織を、より大きな協同組織へと再編成して全国の国法銀行の機能と権利そしてその独立性を尊重し、銀行にとって相互に便益のある新たな協同組織としての一般的統治スキームが必要であると強調し、それをアメリカ型の中央銀行的な統治機構としたのである⁷⁰⁾。

そして1911年1月に正式にオールドリッチ・プランが発表され、後に1911年10月の修正プランへと進展するが、1911年のオールドリッチ文書の中で示されているシカゴ・ナショナル・シティ銀行文書の分析では、オールドリッチ・プランを構成する歴史認識の出発点は、貨幣の代替としてクリアリングハウスによって発行される証書であった。

そして、オールドリッチは修正プラン後の一連の講演でもしばしばクリアリングハウスの進展が銀行制度に果たした役割を強調し、1911年11月21日の全米銀行協会の講演で、準備協会はクリアリングハウス組織との類似組織だとして準備協会組織のモデルとしてのクリアリングハウスの統治形態を挙げている。このクリアリングハウスとの類似組織という表現はオールドリッチ・プランの核心をつくものであった。注意すべきことは同様の文言を用いた準備協会論が全国通貨委員会で周到に検討されていたことであろう。その15頁にわたる詳細な準備協会論は、準備協会の意図と構成を説明したもので1911年ファイルのオールドリッチ文書に収録されている。そこでは緊急時の銀行の協働性の欠如を是正するためには銀行協会を通じた信用組織の改善と銀行間の相互保護と支援が必要で、それを実現するための限定された権限を持つ組織は、すべての銀行の協同組合で、その形成に向けた次のステップとして、すべての地区を中央準備協会へと組織するが、その組織がクリアリングハウス組織と類似した組織だとその形成過程を叙述したのである。

銀行ではなく、協同組織だというオールドリッチ・準備協会プランは、先行提案したフェウラー・連邦準備銀行プランと同じクリアリングハウス・システムの組織化と中央統治の枠組みを持った中央銀行論であったのである⁷¹⁾。

そして、1912年1月8日、全国通貨委員会は議会で最終報告を提出する。いわゆるオールドリッチ・プラン法案であるが、その意図は1912年ファイル所収のオールドリッチ文書の73頁からなる大部の「金融プラン」に詳述されている。そこでは、通貨委員会の目的に高度な金融集中を避けながらヨーロッパ型中央銀行の貨幣集中の便益と同じ便益を確保することを掲げ、これらは地方の銀行の高度な協働化によってなされるとして組織化の必要性を説き、準備協会の役割では準備協会支部のクリアリングハウスメンバーが準備協会に残高を保持し、

準備協会は再割引と発券を行う、としたのである。このように、金融プランの草稿によれば、クリアリングハウスの連合化による協働化が中央組織化への原理で、その遂行はクリアリングハウス協会を通じてなされるもので、準備協会は、国内の銀行のためのクリアリングハウスの機能の多くを満たすものであった。

この準備協会組織のクリアリングハウス・システムの体系化プランこそがアメリカ型中央銀行制度の特徴であった。

このアメリカ型中央銀行の特質について、ヨーロッパ型中央銀行との違いの根拠を示したオールドリッチ関連資料文書は、通貨委員会プランは既存のクリアリングハウスに新しい権限を与えただけだという批判に対して、その目的をすべて実現することは容易ではないとした上で、その実現に向けて法整備の課題を挙げ、様々なクリアリングハウスに法的な形態を与え、地域協会のクリアリングハウス機能を準備協会プランのもとに編成する準備会の組織原理は銀行の連邦化原理で、ここにこそヨーロッパ型中央銀行概念とオールドリッチ・プラン概念を乖離させる決定的な違いがあると主張したのである⁷²⁾。

これこそ「準備協会」がクリアリングハウスの修正された進化形態とする内実であった。このように、オールドリッチ・プランの起点は、1908年のオールドリッチ＝ブリーランド法の成立において、オールドリッチがブリーランド法案のクリアリングハウス条項を妥協的に受容し、その線上にアメリカ型中央銀行を構想したことにあった。強固なボンド・カレンシー論者であったオールドリッチが「通貨による銀行改革」視点から中央銀行論へと大転換できた背景は、彼が銀行改革構想にクリアリングハウス・システムを組み入れ「通貨による銀行制度改革」へ視点を転換できたことにあったのである。

そのもとでのクリアリングハウスの進化論は、ファウラーの先行する銀行制度改革論を政治的テーマとしては反中央銀行論として排除しながら、オールドリッチ独自の中央銀行制度論としてはクリアリングハウスを軸とした銀行制度改革を主題に据えそれを隠れた指針の下で着実に積み上げた結果であった。公式見解には伏せられた指針に基づく原オールドリッチ・プランの形成過程こそが、オールドリッチ・プランの実質的な輪郭を形づくるものであった⁷³⁾。

注

68) ①その修正版のオールドリッチによる進化形態という説明については、注39)、参照。

②オリジナルのオールドリッチ・プランについて、ここで提唱されているアメリカ準備協会は中央銀行ではなく、その通貨改革の目的は全国準備協会で、国法銀行による地方協会の連邦と呼ばれるものであるとの連邦の原理の説明がなされた。Cf. "No Central Bank, But A Federation, Aldrich's Plan," *The Evening World*, Jan., 17, 1911, p.15.

- ③『ニューヨーク・タイムズ』のオリジナル・プランから修正版までの経緯については、cf. “Aldrich Monetary Plan, Avoids Central Bank : Substitutes Reserve Association Jointly Controlled by National Banks and Government, Federal Fiscal Agency,” *The New York Times*, Jan., 18, 1911, p.5. ; “Taft Advocates Currency Reform : State Bankers Pleased When He Indorses Aldrich’s Reserve Bank Plan,” *ibid.*, Jan., 23, 1911, p.6. : “Aldrich To Make a Tour : Currency Commission Will Conduct a Campaign of Education,” *ibid.*, Mar., 13, 1911, p.3. : “Aldrich Board To Meet : Will Begin Discussion of Its Report on National Currency To-day,” *ibid.*, Aug., 21, 1911, p.3. : “Aldrich Money Plan Revision Complete : Reserve Association Banking and Currency System,” *ibid.*, Oct., 20, 1911, p.6. オリジナル・プランについては中央銀行の名称を避けたことを強調し内容を詳述した。だが、その分析として連邦化の特徴については特に触れていない。修正版の記事では、オリジナル版との違いを示す変更として州法銀行と信託会社の参加条項と地域協会がクリアリングハウスの権限と機能を遂行する新条項を挙げている。
- ④オリジナルのオールドリッチ・プランへの論評については、cf. F. E. Lyford, “Monetary Reform,” *Moody’s Magazine*, Jan., 1911, pp.34-36. ; Albert Gray, “The New Aldrich Banking Scheme,” *ibid.*, Feb., 1911, pp.91-94. ; F.S. Wood, “A Central Reserve Bank,” *ibid.*, Feb., 1911, pp.95-98. ; W.H. Allen, “The Lie in the Aldrich Bill,” *ibid.*, Apr., 1911, pp.247-254. ; F. S. Wood, “A Central Reserve Bank,” *ibid.*, Apr., 1911, pp.261-326. その他、コナントの論評については、cf. Charles A. Conant, “The Aldrich Banking Plan,” *The North American Review*, Apr., 1911, pp.539-550. 特にクックは論評でクリアリングハウスとの関連性を指摘した。Cf. Thornton Cooke, “Financial Co-operation and The Aldric Plan,” *The American Economic Review*, June 1911, (pp.234-250.) ここで地方協会の機能は1907年に行使されたクリアリングハウスの機能と1908年オールドリッチ＝ブリーランド法で認可された全国通貨協会の機能と類似したものと指摘し (p.235.)、最後に準備協会、地方協会、地区協会のプランをファウラー提案と比較する意義を提起した (p.247.)。同様に、この新しい協会は全国のクリアリングハウスとして経済的に役に立つとのスコットの指摘については、cf. W.A. Scott, “The Aldrich Banking Plan,” *ibid.*, June 1911, p.254.
- ⑤このクリアリングハウス権限条項は修正版31条で明記されたものである。草稿では31条に該当する21条の小見出しにはクリアリングハウスとつけられていて、法案では小見出しが削除されている。Cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission, Miscellany, Reel 55, Box 79, Folder 2. なお、修正版序文で挙げられた特徴の7番目の地方協会のクリアリングハウス権限について、cf. “The New Aldrich Currency System, Revised Edition, 1911, *ibid.*, Reel 55, Box 79, Folder1, p.5. 関連してクリアリングハウスの連邦法への法制化の要請と通貨協会への加盟を州法銀行へも拡大する提案については、cf. Clearing House Associations, Quincy, Illinois, Jan., 10, 1911, *ibid.*, Reel 57, Box 83, Folder 4.
- ⑥オールドリッチによる修正プランの準備協会プランをクリアリングハウスの進展と銀行の協同組合とする講演については、cf. “Bankers Indorse Aldrich Money Plan,” *The New York Times*, Nov., 22, 1911, p.9.
- ⑦信託会社に関する論評については、cf. John S. Rossell, “Currency Reform from the Trust Company Standpoint,” *Trust Companies*, Mar., 1911, pp.168-171. ; Breckinridge Jones, “The Aldrich Plan-Objections to Federal Supervision of Trust Companies, *ibid.*, 1911, pp.172-177.
- 69) ①ファウラーのオールドリッチへの論戦については、cf. *Bankers Magazine*, Nov., 1909, pp.684-686. ; “Fowler Desires Debate,” *The Kendrick Gazette*, Oct., 29, 1909, p.3. 銀行改革について、この当時ファウラーかオールドリッチか、という形で、ファウラー・プランの存在感は増していた。Cf. “Fowler or Aldrich,” *Evening Times -Republican*, Nov., 18, 1909, p.6. そのためオールドリッチは論争を受けざるを得ないのではという予想もされた。Cf. “Aldrich Dared to Debate Central Bank by Fowler,” *The*

Newark Star, Oct., 25, 1909, p.5. だが、オールドリッチにその気配はなかった。

なお、ファウラーのオールドリッチへの挑戦を報じる一方、他方では、全国通貨委員会のメンバーには中央銀行反対派がいるため、オールドリッチの銀行改革はあまり進まないとの推測もなされていた。Cf. “Aldrich’s Banking Scheme,” *The Boise Citizen*, Oct., 29, 1909, p.4. このオールドリッチ・プランの法制化の遅延について、1911年12月まで難しいのではないかという論評については、cf. “No Currency Legislation: Monetary Commission’s Plan Is to Wait Until the Next Congress Meets,” *The Sun*, Nov., 8, 1909, p.1.

②ファウラー・プランの評価について、中央銀行支持者のロバーツは反中央銀行論者ファウラーの銀行改革プランを取り上げて批判をしたが、それによれば、ファウラー・プランの難点は国法銀行の外部の州法銀行、信託会社の取り扱いで、ファウラー・プランが成立すれば、州法銀行、信託会社は国法銀行制度に組み込まれることが期待されるものと説明した。Cf. *Ibid.*, Nov., 1909, p.683. ; “Roberts Says Need A Central Bank,” *The New York Times*, Oct., 26, 1909, p.10.

③シカゴ指針については、cf. *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 13, 1909, pp.1265-1257. 論点は、当初は紙券発行問題の方が信用組織問題と銀行制度の必要要件よりも重要と思っていたが、今では後者の方が重要だと考えているとオールドリッチが述べたことにあった。Cf. “Mr. Aldrich At Chicago,” *The New York Times*, Nov., 8, 1909, p.6. その詳細については、注18)①参照。

④国法クリアリングハウスとしてのオールドリッチ・プラン推定記事については、cf. “Aldrich Aims At A Great Central Bank: Senator Daniel Says that ‘Monetary Commission’ Is Only a Step in Gigantic Plant to Concentrate Money—Power of Issue May Be Taken Away From National Institutions,” *The Farmer*, Aug., 18, 1909, p.4. この推定論拠は明らかにされていないが、これは全国通貨委員会メンバーのダニエルの講演紹介記事の冒頭で講演内容のポイントとして述べられたもので、一定の信頼性がうかがえる。小見出しに国法金融機関からの発券を取り上げることが挙げられていることから、国法クリアリングハウスによる発券集中が想定されているとみてよいであろう。なおここでダニエルが伝える通貨委員会の視察動向とブリーランドの中央銀行支持への状況説明がされている。同様の指摘として、注30)③参照。

⑤クリアリングハウスをモデルにしたことを小見出しに掲げたロバーツの中央銀行提案については、cf. “Roberts For Central Bank,” *The Bee*, Nov., 17, 1909, p.3. 中央銀行をクリアリングハウスとみなすことを表題に掲げたトリート・プランについては、cf. “Central Bank or Clearing House Is Treat Plan,” *The Star and Newark Advertiser*, Mar., 24, 1909, p.15. その他中央銀行論について、モラウエッツの中央金融機関のアイデアについては、cf. *The Sun*, Nov., 25, 1909, p.11. なお、モラウエッツのイングランド銀行の線に沿った中央銀行反対論については、cf. *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 27, 1909, p.1390. レイノルズの中央銀行のアイデアの支持については、cf. *Ibid.*, p. Sept., 18, 1909, p.686.

⑥オールドリッチ関連文書の非公開1909年オールドリッチ書簡については、cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission, Miscellany, Reel 56, Box 81, Folder 9.

⑦オールドリッチ文書のリトルによるオールドリッチ講演ツアー論評については、cf. *Ibid.*, Reel 57, Box 82, Folder 5, pp.11-16.

⑧1909年版の体系化された草案については、Hand edited draft of “A Bill to incorporate the National Reserve Association of the United States and for other purposes”, *ibid.*, Reel 55, Box 79, Folder 5. ; Nelson W. Aldrich Papers [Fraser], pp.2-20. : *National Monetary Commission*, 1908-1912, Miscellany, circa 1909. [Library of Congress], pp.2-20. [イタリックは手書きでの追加部分。なおクリアリングハウス23条のクリアリングハウスには削除の傍線が引かれている。] しかし、一般的にはオールドリッチの一連の講演ツアーでは、オールドリッチは、単に通貨改革の必要性のみを議論するプランに固執したと報じられたのである。Cf. *The Commercial & Financial Chronicle*, Nov., 13, 1909,

- pp.1250-1251. その内容については、cf. “Senator Aldrich Will Seek Currency Reform,” *Los Angeles Herald*, Nov., 9, 1909, p.2; “Aldrich Urges Currency Reform,” *Desert Evening News*, Nov., 9, 1909, p.10.
- ⑨シカゴ指針提示後の11月末のニューヨーク講演については、cf. *An Address By Senator Nelson Aldrich Before The Economic Club Of New York*, National Monetary Commission, Nov., 29, 1909, pp.24-25. なおもう一つ、発行日が1910年で、議会の会期と Document No. 406. が記載された版の2つの版がある。〔Fraser版は1910年版〕
- 70) ①ニューヨーク通貨会議とフィラデルフィア通貨会議の合本については、cf. *Addresses By Senator Nelson W. Aldrich on The Work of The National Monetary Commission, Before The Academy of Political Science New York City, Nov., 11, 1910, And The American Academy of Political And Social Science, Philadelphia, RA., Dec., 8, 1910*. Government Printing Office, 1911. なお、ニューヨーク通貨会議は11月11日から開催されるが、オールドリッチの講演日は、11月12日である。ジキル島秘密会議を挟んでの2つの通貨会議の講演が合本として一冊の小冊子にまとめられているが、両者の基本内容に違いはなくいずれもシカゴ指針に沿ったものだとすることに留意されたい。ただフィラデルフィア通貨会議が示唆するように、シカゴ指針の延長上にジキル島秘密会議を経て提示された大きな相違点は、クリアリングハウスの機能の進化を統合する機構が中央銀行的な統治機構であると、議論を進展させたことにあつたのである。この点については、cf. *Ibid.*, Dec., 8, 1910, pp.12-14.
- ②ニューヨーク通貨会議の報道では、通貨改革の必要性が強調され中央銀行のアイデアはその改革の特徴の一つだとオールドリッチが述べたと紹介された。Cf. “Aldrich Will Present Currency Reform Bill,” *Newark Evening Star*, Nov., 14, 1910, p.13. ; “Expect Aldrich To Push Currency Reform Bill,” *Los Angeles Herald*, Nov., 15, 1910, p.3.
- 71) ①シカゴ・ナショナル・シティ銀行文書については、cf. *The Aldrich Plan*, The National City Bank of Chicago, May 1, 1911. in *Nelson W. Aldrich Papers*, Folder 4, Reel 57, Box 83. 〔Fraser〕
- ②オールドリッチは1911年11月14日のカンサスの講演で、彼のプランの下で地方協会をクリアリングハウスに組み替えると述べた。Cf. *Address of Hon Nelson W. Aldrich, Before The Trans-Mississippi Commercial Congress, At Kansas City., Nov., 14, 1911*, p.6. また11月21日のアメリカ銀行協会の講演で、この組織はクリアリングハウス組織と類似した組織だと声明した。Cf. *Address of Hon W. Aldrich, Before the Annual Convention of the American Bankers’ Association*, Nov., 21, 1911, p.10.
- ③クリアリングハウスとの類似性を詳細に展開したオールドリッチ文書については、cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission Miscellany, Reel 57, Box 83, Folder 1.
- ④オールドリッチ・プランの「全国準備協会」について中央銀行ではなく、アメリカの既存組織の最良のものの論理的な所産であるという大統領の説明はクリアリングハウス・システム発展の帰結を示唆するものだが、これについては、cf. *Message of the President of The United States*, Dec., 21, 1911, p.6. 「全国準備協会」提案についてのシンポジウムについては、cf. “The Proposed National Reserve association : A Symposium,” *Moody’s Magazine*, Nov., 1911, pp.339-371. 参加者は以下のとおりである。Cf. A. Piatt Andrew, “Co-Operation In American Banking,” pp.340-344. ; Maurice L. Muhleman, “The Burden of Unequal Credit Facilities,” pp.344-347. ; O.M. W. Sprague, “The Clearing Function of The Reserve Association,” pp.347-351. ; W. Martin Swift, “The Merits of Our Present Banking System,” pp.351-358. ; Arthur Reynolds, “The Necessity of Commercial Credits in the Middle West,” pp.358-360. ; Irving T. Bush, “Banking Reform For Business Men,” pp.361-363. ; William C. Cornwell, “New Currency Primer,” pp.364-371. ここで、ピアット・アンドリュースは、準備協会、その支部、地方協会の機能と権限はクリアリングハウスと呼ばれる銀行の協会のやり方の改善に過ぎないと評した(p.343)。またスプロークは、準備協会をクリアリングハウス間の決済機関とすることが必要と特徴づけたのである(p.348)。別のシンポジウムについては、cf. “The Proposed National Reserve

Association.” *The Bankers Magazine*, Nov., 1911, pp.561-580. フォーガン (James B. Forgan) は、ニューヨーク・クリアリングハウスが信託会社を加盟メンバーに求めるように規則を拡大したことを指摘したうえで、全国準備協会が商業状況の状況に対応して国の商業状況に影響を及ぼし規制する位置を占めると論じた (p.562)。マクドゥーガル (Elliott C. McDougal) は、クリアリングハウスとオールドリッチ・プランの地方協会は実際的には同じだと説明した (p.565)。その他、修正プランへの評価については、cf. Edwin R. A. Seligman, LL.D., “Everybody’s Money,” *The Outlook*, 30 Dec., 1911, pp.1015-1060. また、オールドリッチの準備協会を支持する立場から、投機抑制の効果を指摘したものと、cf. James Thompson McCleary, *Banking and Currency Reform*, [An Address], Dec., 29, 1911, p.17.

72) ①金融プランについては、cf. 2 CN MONO, SEC, Monetary Plan, *W. Aldrich Papers*, Reel 57, Box 83, Folder 8. [Fraser] なお、全国通貨委員会報告の法案、すなわちオールドリッチ・プラン法案 (1912年1月8日) については、cf. Alfred Owen Crozier, *op. cit.* pp.20-68. この書物の論評については、cf. Roger Lowenstein, *op. cit.*, pp.150-151. オーエンによる批判的論評については、cf. Hon. Robert L. Owen [1919], *The Federal Reserve Act*, pp.50-69. この全国通貨委員会のクリアリングハウスの機能分析については、cf. J. Laurence Laughlin [1920], *Banking Progress*, pp.213-215. この総括的批判としては、cf. W. H. Allen, “False Basis of the Aldrich Plan,” *Moody’s Magazine*, May, 1912, pp.350-352.

②オールドリッチ・プランの「全国準備協会」がニューヨークに資金を集中させることから、このニューヨークへの金融集中が、論議のテーマとなった。Cf. W. H. Allen, “The Aldrich Plan and The Concentration of Money at New York,” *Moody’s Magazine*, July 1912, pp.31-36. ; F.E. Lyford, “The Country Bank and the Aldrich Plan, *ibid.*, July 1912, pp. 60-62. ; W.H. Allen, “The Aldrich Plan As A Political Issue,” *ibid.*, Aug., 1912, pp.103-105.

③銀行の連邦化原理がヨーロッパ型中央銀行原理と乖離するとの説明については、cf. *Nelson W. Aldrich Papers*, Monetary Commission, Miscellany, Reel 58, Box 84, Folder 6, p.8. このページのみ掲載された断章のような取り扱いだだが、最も重要な指摘が記載されたものであった。関連して、オールドリッチの全国準備協会は、彼が革命ではなく進化という銀行改革プランに沿ったもので、ジキル島会議参加者の議論のベースはクリアリングハウスの複合化であった。それに向けて地域のクリアリングハウス協会に法的基礎を与え、その機能の遂行を全国規模で行う提案をオールドリッチとその仲間が行ってきたが、全国準備協会の設立はそれを実現するためのもので、これによってヨーロッパ型中央銀行と実質的に同じ機能を実施できると考えていた、という見解については、cf. Michael C. Rockefeller, *op.cit.*, pp.34-35.

73) クリアリングハウスの体系化というアメリカ型中央銀行制度の原型を提示した点にオールドリッチ・プランの意義があった。この意義はそれに先行するファウラー・プランとの関係で考察すべきであった、これまで主としてイングランド銀行をモデルに中央銀行の形成が議論されていたが、それとは全く異質の第2の中央銀行論への道としてアメリカ型中央銀行制度は再検討されるべきであろう。

⑪オールドリッチ＝ブリーランド中央銀行構想とクリアリングハウス・システムの中央銀行化

これまで研究史において、ファウラーの「連邦準備銀行」プランは軽視され、オールドリッチ・プランとは比較検討されなかった。また、オールドリッチ・プランはオールドリッチ＝ブリーランド法との関連で考察されなかった。このことが通貨・銀行改革の系譜の中

での通貨制度への転換としてのオールドリッチ・プランの位置を見失うことになったのである。1908年オールドリッチ＝ブリーランド法は暫定的緊急銀行法として、1907年恐慌以後の通貨・銀行改革案の中で高まりを見せていた中央銀行論を封印して成立したが、オールドリッチが、全国通貨委員会委員長として中央銀行論を提唱することで、中央銀行論争はオールドリッチ・プランの全貌が不明確のまま最終的にはオールドリッチ・プランへと収斂されることになった。当時の論評はこのアメリカ型中央銀行の理解を中心に幅広く議論されたが、オールドリッチ・プランの形成やその特質にまで踏み込むものではなかった⁷⁴⁾。

このオールドリッチ・プランの形成について、研究史は当時の通貨・銀行改革とりわけ中央銀行提案の論考を中心にオールドリッチ・プランの基軸概念との類似性から推論を積み重ねることで、オールドリッチ・プランの特質を探ろうとしてきた。またジキル島秘密会議を重視して会議出席者の論考との関連性を検討したが、オールドリッチ・プランの内容にかかわる関連性を抽出できたわけではなかった。

しかし、なぜか、系譜的に一番関連性が深いはずのオールドリッチ＝ブリーランド法との関連性には触れてこなかった。オールドリッチとブリーランドはオールドリッチ＝ブリーランド法形成過程からの盟友で全国通貨委員会でも緊密な関係にあった。この人的脈絡は、オールドリッチ＝ブリーランド法からオールドリッチ・プランへの理論的系譜を直接形づくるものであったはずである。しかしこの関係を軽視してきたのはオールドリッチ＝ブリーランド法が暫定的な通貨法であるのに対して、オールドリッチ・プランが中央銀行法ということとその異質性と断絶性を考慮し、そこに連続性はないとみなしたためであろうか。

だが、オールドリッチ・プランの全国を地区に区分する地域性構想はオールドリッチ＝ブリーランド法の「全国通貨協会」と系譜的に密接な関連を持つものとみるべきであろう。この「全国通貨協会」はブリーランド法案の「全国クリアリングハウス協会」規定を継承したもので、クリアリングハウスを基礎に置いた構想であった⁷⁵⁾。ブリーランドは中央銀行構想でクリアリングハウスの体系化を想定し地域のクリアリングハウスの銀行準備の分散化を現実の柱の一つに据え、その上での準備の集中化を展望したのである。

オールドリッチ・プランの発表後、ブリーランドはオールドリッチ・プランの擁護と支持を明確にするが、オールドリッチもまたアメリカの銀行制度の独自性としてクリアリングハウスの意義を強調していた。特にオールドリッチにとっての中央銀行といわれた「アメリカの準備協会」の修正版の「全国準備協会」の説明でオールドリッチ自身がそれをクリアリングハウスの進化形態と明記している。我々は、「全国クリアリングハウス協会」—「全国通貨協会」—「全国準備協会」の系譜にオールドリッチ＝ブリーランド法からその後も相互の協力関係で構築された銀行改革・中央銀行プランであるオールドリッチ＝ブリーランド・プラ

ンへの系譜上の関連性を見るべきなのである。

アメリカ型中央銀行論は、発券の集中、銀行の銀行としての銀行の救済、準備の集中、地域エリアの役割と集中化をどう組み合わせるかがテーマであったが、それに向けて従来のクリアリングハウス・カレンシーに限定された通貨論の枠組みから通貨制度論としてクリアリングハウス・システムを基礎に通貨発行と準備の集中を中央銀行へと体系化する試みがなされたのである⁷⁶⁾。オールドリッチ=ブリーランド・プランは、この視点から再構築されたアメリカ型中央銀行論の成果で、先行するファウラー構想としての連邦準備銀行プランとの関りを一切排除した形で全くの別物のプランとして提起されたことにも注意すべきであろう。このようにクリアリングハウス・システムの全国化と機能強化を軸に発券の集中、準備の集中、地域エリアの役割と統合化というアメリカ型中央銀行形成に向けた制度構成の系譜を見れば、1908年に「全国通貨協会」を規定したオールドリッチ=ブリーランド法の意義はオールドリッチ=ブリーランド中央銀行プランの源流として再評価されるべきなのである。

以上から明らかなように、オールドリッチ・プランは幻のオールドリッチ・プランなどからかなり初期に具体性と体系性を備えていたと思われるが、重要なことはそれがオールドリッチ個人のためのイメージと構想の具体化ではなかったことである。それは、クリアリングハウス・システムを基礎にしたオールドリッチを支えるジキル島秘密会議参加者とオールドリッチの盟友であるブリーランドとの総合的な構想の結実した所産なのであった。これらオールドリッチ・プラン構想群の大きな一翼としてこれまでウォーバグが目目されてきたが⁷⁷⁾、他方で、その確かな底流を形作ったのがブリーランドであったことを銘記すべきであろう⁷⁸⁾。

注

74) Albert Gray, "The New Aldrich Banking Scheme," *Moody's Magazine*, Feb., 1911, pp.91-94. ; F.S. Wood, "A Central Reserve Bank," *ibid.*, Feb., 1911, pp.95-98. ; W.H. Allen, "The Line in the Aldrich Bill," *ibid.*, Apr., 1911, pp.247-254. ; F. S.Wood, "A Central Reserve Bank," *ibid.*, Apr., pp.261-266. ; Charles A. Conant, "The Aldrich Banking Plan," *The North American Review*, Apr., 1911, pp.539-550. ; Irving F. Moulton, "Banking and the Aldrich Currency System," *Proceedings of the Sixth Annual Convention, Oregon State Bankers Association*, June 9-10, 1911, pp.19-30. ; "The Proposed National Reserve Association : A Symposium," *Moody's Magazine*, Nov., 1911, pp.339-371. [Contributors : Hon. A. Piatt Andrew, Maurice L. Muhleman, O.M. W. Swift, Irving T. Bush, W. G. Cornwell, Arthur Reynolds] ; George E. Barrett, "Possible Effect of the Aldrich Plan on Business and the Bond Market," *ibid.*, Dec., 1911, pp.423-427.

75) ①オールドリッチ=ブリーランド法の通貨協会条項が中央銀行への道を開くという位置づけについては cf. "Favors Central Bank : A. Barton Hepburn Writes on Currency Problem," *New York Tribune*, Sept., 23, 1909, p.4. オールドリッチ=ブリーランド・プランという認識については、cf. "A

Reactionary Move,” *Daily East Oregonian*, Nov., 1, 1911, p.4. ここではブリーランドがオールドリッチ＝ブリーランド・プランによって中央銀行化を進めたと叙述された。これについてブリーランドもまた、オールドリッチ・プランについては「我々の全国準備協会創設理論」という表現で、オールドリッチ＝ブリーランド・プランとしての立ち位置を明確にしている。Cf. “Speech of Hon. Edward B. Vreeland,” in *the House of Representatives*, Feb., 6, 1912, p.33. なお、ブリーランド＝オールドリッチの中央銀行計画への批判については、“Candidate Stokes Admires Cannon, Not Cannonism,” *Newark Evening Star and Newark Advertiser*, Sept., 12, 1910, p.7.

②中央銀行論への形成論は、古典的モデルとしてのイングランド銀行形成の歴史的・論理的分析が前提であるが、アメリカの場合、あるべき中央銀行論はアメリカの既存の信用・銀行制度の改善とその再構築によって可能となる発券中央銀行論であり、分散された準備の集中組織としての銀行の連合体でありクリアリングハウス・システムの体系化による銀行の協同組織体であった。ヨーロッパ型の一つの銀行に対してアメリカ型の協同組織としての全国準備協会は、中央銀行制度としての各地区の代表による政策の意思決定を集約し統括する機構とそれを遂行する各地区組織の集合体で、アメリカ型の独自の歴史的・論理的帰結であった。このイングランド銀行モデルとは異なる現代中央銀行のモデルとなるアメリカ型中央銀行制度に強い影響を与えたのはドイツであった。それはウォーバーク・モデルとオールドリッチのドイツから得たインパクトに由来するが、イギリスとは異なる後発資本主義としてのドイツの中央銀行制度との関連は、従来のアングロ・アメリカン・モデルで理解されてきたアメリカの銀行制度理解への再検討を必要とするものであろう。ドイツを中心にヨーロッパの中央銀行がオールドリッチ・プランに与えた影響については、Zack Saravay〔2017〕参照。

- 76) 現代の研究においてクリアリングハウスと中央銀行との関係は考察されたが、その関係の下で連邦準備法がどのように形成されたかの視点はなかった。Cf. Gary Gorton, “Private Clearinghouses and the Origins of Central Bank,” *Business Review*, Federal Reserve Bank of Philadelphia, Jan.-Feb., 1984, p.3. 関連して、cf. Gary Gorton, Lixin Huang, “Banking Panics and the Origin of Central Banking,” *The Working Paper*, The Wharton Financial Institutions Center, Aug., 31, 2001. このように、クリアリングハウス協会と中央銀行の関係については詳細な検討がなされ、金融改革法との関連にも言及されたが、オールドリッチ・プランとの関連で連邦準備法形成にまで触れることはなかった。Cf. Richard H. Timberlake, Jr, *The Origins of Central Banking in the United States*, Harvard University Press, 1978, “13. Advent of the Federal Reserve System,” pp.186-206. ; Richard H. Timberlake, Jr. “The Central Banking Role of Clearinghouse Association,” *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol. XVI, Number 1, Feb., 1984, pp.1-15.
- 77) オールドリッチ・プランに与えたウォーバークの役割を評価し、オールドリッチ・プランと全国市民連盟 (National Citizen’s League) が、連邦準備法形成に果たした役割を取り扱ったものとして、cf. Lucy D. Chen, “Banking Reform in a Hostile Climate : Paul M. Warburg and the National Citizen’s League,” *Working Paper*, Apr., 2010. ここでは、準備の集中問題に対して、ウォーバークがファウラーについて準備の分散化を中心に厳しく批判したこと、そしてウィリスがこのファウラーのアイデアを承認していることにウォーバークが強い懸念を示したことが、指摘された。Cf. *Ibid.*, pp.19-20. [全国市民連盟の通貨改革案は重要な理論潮流の一つであるが、別の論点としてここでは、「商業銀行と投資銀行の分離」の源流としての提案がなされていることを指摘しておきたい。Cf. “National Citizens’ League Announces Currency Reform Program,” *Trust Companies*, Oct., 1912, p.299.] その後の連邦準備局メンバーとしてのウォーバークの連邦準備制度についての説明は、cf. Hon. Paul M. Warburg, *The Federal Reserve System and Banks*, [Address Before The New York State Bankers’ Association Convention] 1916. またウィリスの連邦準備制度についての説明は、cf. Henry Parker Willis, *The Federal Reserve System*, The Ronald Press Company, 1923.

- 78) アイトンの中央銀行論集では、ウォーバークとブリーランドの紹介の際に、クリアリングハウス・システムとの関係に言及しなかった。注11)⑥、参照。アイトンは、中央銀行論でクリアリングハウス証書が現状の金融状況を救済する唯一の策と評価したが、中央銀行との脈絡で議論をすることはなかったのである。Cf. Robert Enmett Ireton, "Currency Reform : A Central Bank," *The American Review of Reviews*, Jan., 1908. p.37.